官報

法律

昭和十九年法律第四号経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　片山　哲

法律第二百四十二号

昭和十九年法律第四号の一部を次のように改正する。

第一條　營團、金庫又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表甲號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員ハ罰則ノ適用ニ付テハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第二條　特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業其ノ他其ノ性質上當然ニ獨占ト爲ルベキ事業ヲ營ミ若ハ臨時物資需給調整法其ノ他經濟ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ關スル業務ヲ爲ス會社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第六條中「關係」及び「ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ」を削り、「官廳」を「行政廳」に改める。

第七條中「統制事務若ハ統制ノ爲ニスル經營事務」を「統制ニ關スル業務」に、「當該事務」を「當該業務」に改める。

別表甲號

一　住宅營團
二　帝都高速度交通營團
三　農地開發營團
四　地方食糧營團
五　交易營團
六　農林金庫
七　庶民金庫
八　復興金融金庫
九　日本銀行

別表乙號

一　日本勸業銀行
二　北海道拓殖銀行
三　日本興業銀行
四　日本製鐵株式會社
五　東北興業株式會社
六　日本通運株式會社
七　帝國燃料興業株式會社
八　日本發送電株式會社
九　帝國鑛業開發株式會社
十　帝國石油株式會社
十一　森林法ニ依ル森林組合及森林組合聯合會
十二　漁業法ニ依ル水產組合及水產組合聯合會
十三　馬匹組合法ニ依ル馬匹組合及馬匹組合聯合會
十四　牧野法ニ依ル牧野組合
十五　酪農業調整法ニ依ル製酪業組合
十六　貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合及貸室組合聯合會
十七　農林中央金庫
十八　商工組合中央金庫
十九　漁業組合法ニ依ル漁業組合及漁業組合聯合會
二十　市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合
二十一　農業團體監査聯合會
二十二　市町村農業會、道府縣農業會（東京都農業會ヲ含ム）及全國農業會
二十三　漁業會、製造業會、道府縣水產業會（東京都水產業會ヲ含ム）及全國水產業會
二十四　別表甲號及前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外金融緊急措置令ニ規定スル金融機關（郵便官署ヲ除ク）
二十五　前各號ニ掲グルモノノ外昭和二十二年農林省令第二十八號漁獲物分配規則ニ依ル公認出荷機關及公認荷受機關
二十六　前各號ニ掲グルモノノ外昭和二十二年農林省令第六十二號加工水產物配給規則ニ依ル公認集荷機關及公認荷受機關
二十七　前各號ニ掲グルモノノ外昭和二十二年農林省令第六十三號蔬菜及ビ清物配給規則ニ依ル公認出荷機關及公認荷受機關
二十八　前各號ニ掲グルモノノ外昭和二十二年法律第二十二號（臨時物資需給調整法の一部を改正する法律）附則第二項ニ基キ經濟安定本部總務長官ノ指定シタル事業團體
二十九　電氣事業法ニ依ル許可ヲ受ケ同法第一條第一號又ハ第二號ニ掲グル事業ヲ營ム者
三十　地方鐵道法第十二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ地方鐵道業ヲ營ム者
三十一　軌道法第三條ノ規定ニ依ル特許ヲ受ケ運輸事業ヲ營ム者

附則

この法律は、公布の日から起算して十日を經過した日から、これを施行する。

この法律施行前（國家總動員法第十八條第一項又は第三項の規定により設立された團体については、同法のなお効力を有する期間の經過前）にした行爲に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

司法大臣　鈴木　義男
内閣總理大臣　片山　哲

配炭公團法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣總理大臣　片山　哲

法律第二百四十三号

配炭公團法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「コークス」を「コークス（半成コークスを含む。以下同じ。）」に、「別表第一に掲げる亞炭」を「別表第一に掲げる亞炭及び亞炭コークス」に改める。

別表第一中「發熱量三、五〇〇カロリー以上の亞炭」を「亞炭及び亞炭コークス（泥炭その他主務大臣が指定する亞炭及び亞炭コークスを除く。）」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

商工大臣　水谷長三郎
内閣總理大臣　片山　哲

政令

戰災復興院官制の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣總理大臣　片山　哲

政令第二百八十三号

第一條　戰災復興院官制の一部を次のように改正する。

第二條中「專任五十六人」を「專任六十九人」に、「專任百十一人」を「專任百十八人」に、「專任四百三十四人」を「專任五百二十一人」に改める。

第二條　昭和二十二年勅令第二十八号（臨時物資需給調整法第一條第一項の規定に基く建築等の規制に関する處分を戰災復興院總裁をして行わしめる等の件）の一部を次のように改正する。

第三項中「專任三百三十八人」を「專任二百二十八人」に、「專任二千六百四十五人」を「專任二千三百五十五人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

内閣總理大臣　片山　哲

経済安定本部令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣總理大臣　片山　哲

昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

本文

本文

政令第二百八十四号

経済安定本部令の一部を次のように改正する。

第三條中「專任百二十九人」を「專任二百六十四人」に「專任二百十三人」を「專任四百五人」に改める。

第四條中「專任四百八十八人」を「專任五百八十一人」に、「專任四百八十六人」を「專任六百三人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

内閣總理大臣　片山　哲

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件に基き、閉鎖機関整理委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣總理大臣　片山　哲

政令第二百八十五号

閉鎖機関整理委員会令の一部を次のように改正する。

第十四條中「昭和二十一年勅令第五百六十七号（会社の証券保有制限等に関する件の施行に伴う閉鎖機関整理委員会令の一部を改正する政令）第十一條」の下に「及び昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）第十三條」を加える。

附　則

この政令は、昭和二十二年七月二十日から、これを適用する。

外務大臣　芦田　均

大蔵大臣　栗栖　赳夫

司法大臣　鈴木　義男

厚生大臣　一松　定吉

農林大臣　波多野　鼎

商工大臣　水谷長三郎

運輸大臣　北村徳太郎

内閣總理大臣　片山　哲

厚生省官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣總理大臣　片山　哲

政令第二百八十六号

第一條　厚生省官制の一部を次のように改正する。

第十條厚生事務官の部中「專任二百九十三人」を「專任三百十二人」に「專任二千四百七十九人」を「專任二千六百八十二人」に、同條厚生技官の部中「專任千八百八人」を「專任千九百二十人」に改める。

第二條　引揚援護院官制の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「專任百四十八人」を「專任百六十三人」に改める。

第三條　簡生試驗所官制の一部を次のように改正する。

第三條厚生事務官の部中「專任三百九十二人」を「專任三百十二人」に改める。

第四條　國立少年教護院官制の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「專任二人」を「專任五人」に改める。

第五條　公衆衞生院官制の一部を次のように改正する。

第三條厚生事務官の部中「專任四人」を「專任七人」に改める。

第六條　人口問題研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「專任二十七人」を「專任五人」に改める。

第七條　検疫所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「專任四十二人」を「專任十二人」に改める。

第八條　國立栄養研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「專任三人」を「專任六人」に改める。

第九條　予防衞生研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「專任十三人」を「專任十二人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

厚生大臣　一松　定吉

内閣總理大臣　片山　哲

厚生部内臨時職員設置制の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣總理大臣　片山　哲

政令第二百八十七号

厚生部内臨時職員設置制の一部を次のように改正する。

第一條厚生事務官の部中「專任六十九人　任七十五人」を「專任八十人　任八十三人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

厚生大臣　一松　定吉

内閣總理大臣　片山　哲

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件に基き昭和二十二年勅令第一号公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣總理大臣　片山　哲

政令第二百八十八号

昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職に関する勅令）の一部を次のように改正する。

第十三條中「公職を退いた覚書該当者は、その退職当時の」を「覚書該当者は、第二條の規定に基き公職に指定された職で昭和二十二年七月七日以後において最後に占めたものを退き若しくは失つた当時の」に、「又はこれと」を「若しくはその覚書該当者としての指定を受ける理由となつた地位の属した官公署若しくは会社その他の団体の執務の場所又はこれらと」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

内閣總理大臣　片山　哲

内務大臣　木村小左衞門

助産婦規則の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣總理大臣　片山　哲

政令第二百八十九号

助産婦規則の一部を次のように改正する。

第十六條及第十七條　削除

附　則

この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

厚生大臣　一松　定吉

内閣總理大臣　片山　哲

災害救助法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣總理大臣　片山　哲

政令第二百九十号

災害救助法施行令の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「中央事務局」を「中央災害救助対策協議会事務局（以下中央事務局という。）」に、同條第四項中「関係各廳の一級又は二級の総理廳事務官につき内閣総理大臣がこれを命ずる外、関係各廳の一級又は二級の官吏」に、同條第五項中「関係各廳の三級の官吏」を第二項に掲げる三級の総理廳事務官につき内閣總理大臣がこれを命ずる外、関係各廳の三級の官吏」に改め、

同條第一項の次に左の一項を加える。

局員及び主事に充てるため中央事務局に左の職員を置く。

総理廳事務官

專任一人　二級

專任二人　三級

附則第三項中「第八條」を「第七條」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

内閣總理大臣　片山　哲

厚生大臣　一松　定吉

大蔵大臣　栗栖　赳夫

司法大臣　鈴木　義男

政令第二百九十一号

職業紹介法施行令、職業紹介委員会官制及び公共職業安定所官制は、これを廃止する。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

労働大臣　米窪　満亮

内閣總理大臣　片山　哲

作業会計規則を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣總理大臣　片山　哲

政令第二百九十二号

專賣局及び印刷局特別会計令

第一章　總則

第一條　專賣局特別会計及び印刷局特別会計（以下各会計という。）に属する収益又は費用の発生及びこれに伴う財産の増減並びに財産の異動があつた場合において、その事実が何れの年度に発生したものとして計理するかについての基準は、大蔵大臣の定めるところによる。

第二條　各会計の歳入及び歳出の会計年度所属の区分は、前條の規定にかかわらず、歳入にあつてはその収入について調査決定した日、歳出にあつてはその支出について調査決定した日の属する年度による。

第三條　出納官吏又は出納員において各会計の毎会計年度所属の歳入金を收納し又は歳出金を支拂うのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第四條　日本銀行において各会計の毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第五條　支出官において各会計の毎会計年度所属の経費を支出するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

会計法第九條但書の規定により各会計の支出済となつた歳出の返納金を支拂つた歳出の金額に戻入するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第六條　各会計における計理は、資産勘定、資本勘定及び損益勘定に区分して、これを行うものとする。

資産勘定においては、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

資本勘定においては、自己資本及び借入資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

損益勘定においては、收益勘定及び損失勘定に区分し、事業の收益又は損失を明らかにする。

第二章　資本及び資産

第七條　各会計の資本は、これを自己資本と借入資本との二種とし、自己資本は、これを固有資本と減價償却引当金とに、借入資本は、これを公債及び借入金並びに未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずるものとに区分する。

各会計の固有資本は、夫々前の專賣局特別会計又は印刷局特別会計の固定資本及び運轉資本の額に相当する金額とする。

各会計の減價償却引当金は、各会計に属する資産の減價償却累計額（第十一條第二項の規定により繰り戻した金額を控除した額）に相当する金額とする。

各会計の借入資本は、夫々各会計の負担に属する公債及び借入金並びに一時借入金、融通証券、繰替金、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずるものに相当する金額とする。

公債及び借入金は、これを償還するという。

その他の負債は、これを償還するという。

第八條　各会計の資産は、これを固定資産、作業資産及び流動資産とする。

固定資産は、土地、建物、船舶、機械及び未成工事並びに大蔵大臣の指定する器具その他の物品とする。

作業資産は、專賣品、生産品、製造用の材料及び原料、未成品その他の物品とする。

流動資産は、未收金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

第九條　固定資産の價額は、その取得のために要した大蔵大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償譲渡を受けた固定資産の價額は、見積價格による。

一般物價の変動その他特殊の事由に因り固定資産の價額が著しく不適当となつたときは、大蔵大臣の定めるところにより、その價額を改定することができる。

第十條　固定資産のうち、大蔵大臣の定める價却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減價價却を行うものとする。

第十一條　固定資産の全部又は一部が滅失したとき又はこれを譲渡、撤去若しくは廃棄したときは、大蔵大臣の定めるところにより、その價額を削除する。

前項の規定により價額の全部又は一部を削除する資産が價却資産であるときは、大蔵大臣の定めるところにより、当該資産に対する減價價却済額を減價價却引当金から繰り戻すものとする。

第十二條　專賣品、生産品、製造用の材料及び原料その他これらに準ずる物品の價額は、購入價格又は製作若しくは生産に要した費額による。

前項の規定により價額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定によることを不適当とする場合は、見積價格による。

未成品の價額は、大蔵大臣の定めるところによる。

第十三條　專賣品、生産品、製造用の材料及び原料その他これらに準ずる物品が滅損、変質又は滅失したときは、その限度において、その價額を改定又は削除しなければならない。

製造用の材料及び原料が不用となつたときは、その價額を削除することができる。

第十四條　製造用の材料及び原料その他これらに準ずる物品の價額については、当該物品の時價が当該物品の價額の計算の基礎となつた價格又は製作若しくは生産の費額以下に低落した場合に限り、時價によりこれを改定しなければならない。

前項の規定は、毎会計年度末に現存する專賣品の價額について、これを準用する。

第三章　予算及び決算

第十五條　各会計の歳入歳出予定計算書は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて款項目に区分し、更に、必要に應じ各目の金額を節に細分し、歳入見積の事由及び経費所要の理由並びに夫々計算の基くところを示さなければならない。

各会計の國庫債務負担行爲要求書は、國庫債務負担行爲について、事項ごとにその必要の理由を明らかにし、且つ、行爲をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に應じ行爲に基いて支出をなすべき年度、年割又は年割額を示さなければならない。

各会計の歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行爲要求書並びに專賣局及び印刷局特別会計法（以下法という。）第十條第二項第二号乃至第四号に掲げる書類は、前年度の十月三十一日までに、これを作製しなければならない。

第十六條　歳入歳出予定計算書の日節の区分については、大蔵大臣が、これを定める。

第十七條　歳入歳出予定計算書には、各会計の歳入歳出の予定全体に関す

特　6287　号

る歳入徴、同令第百三十三條に規定する歳入簿、同令第百三十五條に規定する歳出簿及び同令第百三十六條に規定する歳出簿を備え、これに夫々当該規定に定める事項を記載しなければならない。

印刷局は、歳出簿の外、支拂元受高、支出済額及び残額を登記しなければならない。

第六章　雑則

第三十條　各会計においては、大蔵大臣の定めるところにより、夫々専賣局及び印刷局の事業に関し必要な原価計算を行うものとする。

附　則

第一條　この政令は、昭和二十二年度から、これを施行する。但し、第二十五條の改正規定中契約等集計簿に関する部分は、財政法第三十四條の規定施行の日から、これを適用する。

第二條　法附則第二條の規定により、各会計の資産に組み入れる物品等の範囲は、大蔵大臣が、これを定める。

大蔵大臣　栗栖　赳夫

内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百九十三号

國有林野事業特別会計令

第一章　総則

第一條　國有林野事業特別会計に属する収益又は費用の発生及びこれに伴う財産の増減並びに財産の異動があつた場合において、その事実が何れの年度に発生したものとして計理するかについての基準は、農林大臣の定めるところによる。

第二條　この会計の歳入及び歳出の会計年度所属の区分は、前條の規定にかかわらず、歳入にあつてはその収入について調査決定した日、歳出にあつてはその支出について調査決定した日の属する年度による。

第三條　出納官吏又は出納員においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を収納し又は歳出金を支拂うのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第四條　日本銀行においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第五條　支出官においてこの会計の毎会計年度所属の経費を支出するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

会計法第九條但書の規定によりこの会計の支出済となつた歳出の返納金を支拂つた歳出の金額に戻入するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第六條　この会計における計理は、資産勘定、資本勘定、損益勘定及び中間勘定に区分して、これを行うものとする。

資産勘定においては、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

資本勘定においては、第七條に規定する旨已資本及び借入資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

損益勘定においては、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

中間勘定においては、資産の増減及び異動に関し必要のあるものについて、その計算の過程を明らかにする。

第二章　資本及び資産

第七條　この会計の資本は、これを自己資本及び借入資本の二種とし、自己資本は、これを固有資本と積立金と減價償却引当金とに、借入資本は、これを公債及び借入金とその他の負債とに区分する。

この会計の固有資本は、左の各号に掲げる金額の合計額とする。

一　従来の國有林野（北海道における國有林野を含む。）の事業に属する資産の額に相当する金額

二　國有林野事業特別会計法（以下法という。）附則第三條及び第四條の規定によりこの会計の所属となつた資産の額から法附則第二條及び第四條の規定によりこの会計の所属となつた負債の額を控除した額に相当する金額

三　法第十二條の規定により積立金を生じた場合におおける当該資産の増加額に相当する金額

この会計の積立金は、法第十二條第二項の規定により積立金として積み立てた金額の累積額（同條第三項の規定に基いて前に使用した金額があるときは、その金額を控除した額）と決附則第五條第二項の規定により積立金として積み立てた金額の

累積額（同項の規定に基いて前に損失を補塡した金額があるときは、その金額を控除した額）との合計額とする。

この会計の減價償却引当金は、この会計に属する資産の減價償却額の累積額（第十一條第二項の規定により前に繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額）に相当する金額とする。

この会計の借入資本は、この会計の負担に属する公債及び借入金並びに一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずるものに相当する金額とする。

公債及び借入金は、これを長期負債、その他の負債は、これを短期負債という。

第八條　この会計の資産は、これを固定資産、投資資産及び流動資産とする。

固定資産は、土地、森林原野、立木竹、建物、林道、その他の工作物、船舶及び未成工事並びに農林大臣の指定する機械、器具その他の物品とする。

投資資産は、出資金とする。

流動資産は、林産物、製品、川品、役牛馬、苗木、種木、未收金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

第九條　固定資産の價額は、その取得のために要した農林大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償譲渡を受けた固定資産の價額は、見積價格による。

一般物價の変動その他特殊の事由に因り固定資産の價格が著しく不適当となつたときは、農林大臣の定めるところにより、その價額を改定することができる。

第十條　林産物、製品、川品、役牛馬、苗木、種木その他これらに準ずる物品の價額は、購入價格又は製作若しくは生産に要した費額による。

前項の規定により價額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定によることを不適当とする場合は、見積價格による。

第十一條　川品を事業の用に供したときは、その價額を当該事業に係る経費に振り替えるものとする。

川品の取扱譲渡及び減損額は、農林大臣の定めるところにより、これを前項の規定による振替額に割り掛けるものとする。

前項の規定による固定資産の價額の改定の基準については、農林大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十條　固定資産のうち、農林大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減價償却を行い、農林大臣の定める取替資産については、その定めるところにより、補充取替を行うものとする。

前項の規定による減價償却の基準については、農林大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十一條　固定資産の全部又は一部が滅失したとき又はこれを譲渡、撤去若しくは廃棄したときは、農林大臣の定めるところにより、その價額を削除する。

前項の規定により價額の全部又は一部を削除する資産が償却資産であるときは、当該資産に対する減價償却額を減價償却引当金から繰り戻すものとする。

第十二條　林産物、製品、川品、役牛馬、苗木、種木その他これらに準ずる物品の價額は、購入價格又は製作若しくは生産に要した費額による。

前項の規定により價額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定によることを不適当とする場合は、見積價格による。

第十三條　川品を事業の用に供したときは、その價額を当該事業に係る経費に振り替えるものとする。

川品の取扱譲渡及び減損額は、農林大臣の定めるところにより、これを前項の規定による振替額に割り掛けるものとする。

第十四條　林産物、製品、川品、役牛馬、苗木、種木その他これらに準ずる物品が毀損、変質、滅失その他の事由に因り減損したときは、その損額を減價償却引当金から繰り入れるものとする。

第十五條　毎会計年度末に現存する林産物、製品、苗木その他これらに準ずる物品の價額については、当該物品の價額の計算の基礎となつた價格又は製作若しくは生産に要した費額以下に低落した場合に限り、時價によりこれを改定しなければならない。

第十六條　川資証券の價額は、取得價額による。

前項の規定により價額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定によることを不適当とする場合は、見積價格による。

第十七條　この会計の国庫債務負担行爲要求書には、歳入の性質及び歳出の目的について款項目に区分し、更に、必要に応じ各目の金額を節に細分し、見積の事由及び経費所要の理由を明らかにしなければならない。

この会計の国庫債務負担行爲について、国庫債務負担行爲に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

この会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行爲要求書は、前年度の十月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

前項に規定する歳入歳出予定計算書には、法第十二條第二項第二号乃至第四号に掲げる書類を添附しなければならない。

第十八條　歳入歳出予定計算書の目節の区分については、農林大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十九條　歳入歳出予定計算書には、この会計の歳入歳出の予定全体に関する説明及び各歳各項ごとの説明を附さなければならない。

第二十條　財政法第二十五條の規定により歳出予算のうち、翌年度に繰り越して使用する必要があるものについては、その旨を歳入歳出予定計算書のうちに明示しなければならない。

第十九條　各会計の歳入歳出決定計算書並びに法第十三條第二項第二号及び第三号に掲げる書類は、翌年度の七月三十一日までに、これを作製しなければならない。

第二十條　各会計において決算上損失を生じたときは、これを損失の繰越として整理するものとする。

第四章　收入及び支出

第二十一條　各会計の歳入歳出予算及び國庫債務負担行爲は、財政法第三十一條第一項の規定により配賦のあつた後、予備費を除き大蔵大臣が、これを夫々專賣局長官及び印刷局長に命じて執行させる。但し、他の官吏に命じてその一部を執行させることができる。

第二十二條　印刷局特別会計においては、前年度からの現金の持越額のうち、歳出の財源に充てることのできる金額並びに当該年度の歳入の收納済額、一時借入金、融通証券の発行による受入金及び繰替金を以て支拂元受高とし、歳出を支出するのは、この支拂元受高を超過することができない。

第二十三條　專賣局特別会計の支出官は、專売品の賠償、補償又は購入費、葉煙草代用原料及びかん水購入費、荷造費、工員人夫に給する諸費、病院の経費、製作所、研究所及び試驗場の経費並びに地方專賣局の工場、支局及び出張所の経費について、所属の出納官吏に現金を前渡することができる。

第二十四條　歳入徴收官は、毎月、各会計の徴收報告書を作製し、参照書類を添え、これを專賣局長官又は印刷局長に送付しなければならない。

專賣局長官又は印刷局長は、夫々徴收報告書により、参照書類を添え、その翌月中にこれを大蔵大臣に送付しなければならない。

第二十五條　会計法第十三條の規定により契約等を行うことを委任された官吏は、毎月、各会計の契約等報告書を作製し、これを專賣局長官又は印刷局長に送付しなければならない。

專賣局長官又は印刷局長は、夫々契約等報告書により、毎月、契約等報告書を作製し、契約等報告書を添え、その翌月中にこれを大蔵大臣に送付しなければならない。

第二十六條　支出官吏は、毎月、各会計の支出済額報告書を作製し、これを專賣局長官又は印刷局長に送付しなければならない。

專賣局長官又は印刷局長は、夫々支出済額報告書により、毎月、支出総額報告書を作製し、支出総額報告書を添え、その翌月中にこれを大蔵大臣に送付しなければならない。

第二十七條　專賣局及び印刷局は、総原簿及び補助簿を備え、夫々各会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

大蔵大臣の指定する官吏は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、その所掌に係る各会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第二十八條　專賣局及び印刷局は、夫々予算決算及び会計令第百三十一條に規定する歳入簿、同令第百三十三條に規定する歳出簿及び同令第百三十五條に規定する歳出簿を備え、これに夫々当該規定に定める事項を記載しなければならない。

印刷局は、歳出簿の外、支拂元受高、支出済額及び残額を登記しなければならない。

第六章　雑則

第三十條　各会計においては、大蔵大臣の定めるところにより、夫々專賣局及び印刷局の事業に関し必要な原価計算を行うものとする。

附　則

第一條　この政令は、昭和二十二年度から、これを施行する。但し、第二十五條の改正規定中契約等集計簿に関する部分は、財政法第三十四條の規定施行の日から、これを適用する。

第二條　法附則第二條の規定により、各会計の資産に組み入れる物品等の範囲は、大蔵大臣が、これを定める。

大蔵大臣　栗栖　赳夫

内閣総理大臣　片山　哲

御名御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　片山　哲

国有林野事業特別会計令を公布する。

本文　官報　6287号

し、支出済額報告書を添え、農林大臣を経由して、その翌月中にこれを大蔵大臣に送付しなければならない。

第五章　帳簿

第二十八條　林野局は、総原簿及び補助簿を備え、この会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

農林大臣の指定する官吏は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、その所掌に係るこの会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第二十九條　林野局は、予算決算及び会計令第百三十一條に規定する歳入簿、同令第百三十三條に規定する契約等集計簿及び同令第百三十五條に規定する歳出簿を備え、これに夫々当該規定に定める事項を登記しなければならない。

林野局は、歳出簿の外、支拂元受高差引簿を備え、支拂元受高、支拂済額及び残額を登記しなければならない。

第三十條　支出官は、支出簿の外、支拂元受高差引簿を備え、これに夫々当該規定に定める事項を登記しなければならない。

第三十一條　第二十八條に規定する帳簿の様式に関しては、農林大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第六章　雑則

第三十二條　この会計においては、農林大臣の定めるところにより、国有林野事業に関し必要な原価計算を行うものとする。

附　則

この政令は、昭和二十二年度から、これを適用する。但し、第二十六條の規定中契約等集計簿に関する部分は、財政法第三十四條の規定施行の日から、これを適用する。

大蔵大臣　栗栖　赳夫
農林大臣　波多野　鼎
内閣総理大臣　片山　哲

燃料局特別会計規則を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百九十四号

アルコール専売事業特別会計令

第一章　総則

第一條　アルコール専売事業特別会計に属する収益又は費用の発生及びこれに伴う財源の増減並びに財産の異動があつた場合において、その事実が何れの年度に発生したものとして計理するかについての基準は、商工大臣の定めるところによる。

第二條　この会計の歳入及び歳出の会計年度所属の区分は、前條の規定にかかわらず、歳入にあつてはその収入について調査決定した日、歳出については調査決定した日の属する年度による。

第三條　出納官吏においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を収納し又は歳出金を支拂うのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第四條　日本銀行においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第五條　支出官においてこの会計の毎会計年度所属の経費を支出するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

会計法第九條但書の規定によりこの会計の歳出済となつた歳出の返納は、その金額に戻入するものとする。

公債及び借入金は、これを長期負債、その他の負債は、これを短期負債という。

第六條　この会計の資産は、これを固定資産、作業資産及び流動資産とする。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、繊機及び未成工事並びに商工大臣の指定する器具その他の設備とする。

作業資産は、アルコール、アルコール製造用材料、未成品その他これらに準ずる物品とする。

流動資産は、未収金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

第七條　固定資産の価額は、その取得のために要した商工大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償譲渡を受けた固定資産の価額は、見積価格による。

一般物価の変動その他特殊の事由に因り固定資産の価額が著しく不適当となつたときは、商工大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、商工大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第八條　固定資産の全部又は一部が滅失したとき又はこれを譲渡、撤去若しくは廃棄したときは、商工大臣の定めるところにより、その価額を減価する。

前項の規定により価額の全部又は一部を減価する資産が償却資産であるときは、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

第九條　アルコール、アルコール原料、アルコール製造用材料その他これらに準ずる物品の価額は、購入価格又は製作若しくは生産に要した費額による。

前項の規定により価額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定によることを不適当とする場合は、見積価格による。

未成品の価額は、商工大臣の定めるところによる。

第十條　アルコール、アルコール製造用材料その他これらに準ずる物品が毀損、変質、又は滅失したときは、その割合に応じて、その価額を改定又は削除しなければならない。

アルコール原料、アルコール製造用材料が不用となつたときは、その価額を削除することができる。

第十一條　固定資産の全部又は一部が滅失したとき又はこれを譲渡、撤去若しくは廃棄したときは、商工大臣の定めるところにより、その価額を減価する。

会計法第九條但書の規定によりこの会計の支出済となつた歳出の返納は、その金額に戻入するものとする。

この会計の借入資本は、この会計の負担に属する公債及び借入金並びに一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずるものに相当する金額とする。

この会計の資産に属する資産の減価償却引当金は、この会計に属する資産の減価償却引当金の累積額（第十一條第二項の規定により前に繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した金額）に相当する金額とする。

この会計の借入資本は、この会計の負担に属する公債及び借入金並びに一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる物品の価額の合計額から、この会計の資産に属する資産の減価償却引当金の累積額（第十一條第二項の規定により前に繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した金額）を控除した金額とする。

この会計の資産に属する資産の減価償却引当金は、この会計の資産に組み入れる物品等の範囲は、商工大臣がこれを定める。

大蔵大臣　栗栖　赳夫
商工大臣　水谷長三郎
内閣総理大臣　片山　哲

通信事業特別会計規則を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百九十五号

通信事業特別会計令

第一章　総則

第一條　通信事業特別会計に属する収益、又は費用の発生及びこれに伴う財源の増減並びに財産の異動があつた場合において、その事実が何れの年度に発生したものとして計理するかについての基準は、通信大臣の定めるところによる。

第二條　この会計の歳入及び歳出の会計年度所属の区分は、前條の規定にかかわらず、歳入にあつてはその収入について調査決定した日、歳出については調査決定した日の属する年度による。

第三條　出納官吏においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を収納し又は歳出金を支拂うのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第四條　日本銀行においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第五條　支出官又は分任支出官においてこの会計の毎会計年度所属の経費を支出するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

会計法第九條但書の規定によりこの会計の支出済となつた歳出の返納は、その金額に戻入するものとする。

第六條　この会計における計理は、資産勘定、資本勘定、損益勘定及び中間勘定に区分して、これを行うものとする。

資産勘定においては、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

資本勘定においては、自己資本及び借入資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

損益勘定においては、収益勘定及び損失勘定に区分して、これを行うものとする。

資本勘定及び損益勘定に区分する計理は、資産勘定、資本勘定及び損益勘定に区分して、これを行うものとする。

第七條　この会計における計理は、資産勘定、資本勘定及び損益勘定に区分して、これを行うものとする。

資産勘定においては、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

資本勘定においては、自己資本及び借入資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

損益勘定においては、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

第八條　この会計の資産は、これを固定資産、作業資産及び流動資産とする。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、繊機及び未成工事並びに商工大臣の指定する器具その他の設備とする。

作業資産は、アルコール、アルコール原料、アルコール製造用材料、未成品その他これらに準ずる物品とする。

流動資産は、未収金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

第九條　固定資産の価額は、その取得のために要した商工大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償譲渡を受けた固定資産の価額は、見積価格による。

一般物価の変動その他特殊の事由に因り固定資産の価額が著しく不適当となつたときは、商工大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、商工大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十條　固定資産のうち、商工大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行うものとする。

前項の規定による減価償却の基準については、商工大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十一條　固定資産の全部又は一部が滅失したとき又はこれを譲渡、撤去若しくは廃棄したときは、商工大臣の定めるところにより、その価額を減価する。

前項の規定により価額の全部又は一部を減価する資産が償却資産であるときは、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

第十二條　アルコール、アルコール原料、アルコール製造用材料その他これらに準ずる物品の価額は、購入価格又は製作若しくは生産に要した費額による。

前項の規定により価額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定によることを不適当とする場合は、見積価格による。

未成品の価額は、商工大臣の定めるところによる。

第十三條　アルコール、アルコール製造用材料その他これらに準ずる物品が毀損、変質、又は滅失したときは、その割合に応じて、その価額を改定又は削除しなければならない。

アルコール原料、アルコール製造用材料が不用となつたときは、その価額を削除することができる。

第十四條　毎会計年度末に現存するアルコール原料、アルコール製造用材料その他これらに準ずる物品の価額については、当該物品の時価が当該物品の価額の計算の基礎となつた価格又は製作若しくは生産に要した費額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを改定しなければならない。

前項の規定は、毎会計年度末に現存するアルコールの価額について、これを準用する。

第三章　予算及び決算

第十五條　この会計の歳入歳出予定計算書は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて款項目に区分し、更に、必要に應じ各目の金額を節に細分し、歳入見積の事由及び経費所要の理由並びに夫々計算の基くところを示さなければならない。

この会計の国庫債務負担行為要求書は、国庫債務負担行為について、事項ごとにその必要の理由を明らかにし、且つ、行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に應じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

この会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書は、前年度の十月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

前項に規定する歳入歳出予定計算書には、法第三十一條第二項第二号乃至第四号に掲げる書類を添附しなければならない。

第十六條　歳入歳出予定計算書の目節の区分については、商工大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十七條　歳入歳出予定計算書には、この会計の歳入歳出の予定全体に関する説明及び各款各項ごとの説明を附さなければならない。

第十八條　財政法第二十五條の規定により、歳出予算のうち、翌年度に繰り越して使用する必要があるものについては、その旨を歳入歳出予定計算書のうちに明示しなければならない。

第十九條　この会計の歳入歳出決定計算書は、翌年度の七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

前項に規定する歳入歳出決定計算書には、法第十四條第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添附しなければならない。

第二十條　この会計において決算上損失を生じたときは、これを損失の繰越として整理するものとする。

第四章　収入及び支出

第二十一條　この会計においては、前年度からの現金の持越額のうち、歳出の財源に充てることのできる金額並びに当該年度の歳入の収納済額、一時借入金、融通証券の発行による受入金及び繰替金を以て支拂元受高とし、歳出を支出するのは、この支拂元受高を超過することができない。

第二十二條　この会計の支出官は、アルコールの賠償及び購入費、アルコール原料購入費、アルコール交付金、工員入夫に給する諸費、研究所の経費並びに商工局の出張所及び工場の経費について所属の出納官吏に資金を前渡することができる。

第五章　帳簿

第二十三條　商工省は、総原簿及び補助簿を備え、この会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

商工大臣の指定する官吏は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、その所掌に係るこの会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第二十四條　歳出簿の外支拂元受高差引簿を備え、支拂元受高、支出済額及び残額を登記しなければならない。

第二十五條　支出官は、支出簿の外、支拂元受高差引簿を備え、支拂元受高、支出済額及び残額を登記しなければならない。

第二十六條　この会計の歳入歳出決定計算書は、翌年度の七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

前項に規定する歳入歳出決定計算書には、法第十四條第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添附しなければならない。

第二十七條　この会計において決算上損失を生じたときは、これを損失の繰越として整理するものとする。

第四章　収入及び支出

第二十八條　この会計においては、前年度からの現金の持越額のうち、歳出の財源に充てることのできる金額並びに当該年度の歳入の収納済額、一時借入金、融通証券の発行による受入金及び繰替金を以て支拂元受高とし、歳出を支出するのは、この支拂元受高を超過することができない。

第二十九條　この会計の支出官は、アルコールの賠償及び購入費、アルコール原料購入費、アルコール交付金、工員入夫に給する諸費、研究所の経費並びに商工局の出張所及び工場の経費について所属の出納官吏に資金を前渡することができる。

第五章　帳簿

第三十條　商工省は、総原簿及び補助簿を備え、この会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

商工大臣の指定する官吏は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、その所掌に係るこの会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第三十一條　歳出簿の外、支拂元受高差引簿を備え、支拂元受高、支出済額及び残額を登記しなければならない。

第三十二條　支出官は、支出簿の外、支拂元受高差引簿を備え、これに夫々当該規定に定める事項を登記しなければならない。

第六章　雑則

第三十三條　この会計においては、商工大臣の定めるところにより、アルコール専売事業に関し必要な原価計算を行うものとする。

附　則

第一條　この政令は、昭和二十二年度から、これを適用する。

第二條　法附則第二條の規定により、この会計の資産に組み入れる物品等の範囲は、商工大臣がこれを定める。

大蔵大臣　栗栖　赳夫
商工大臣　水谷長三郎
内閣総理大臣　片山　哲

通信事業特別会計規則を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百九十五号

通信事業特別会計令

第一章　総則

第一條　通信事業特別会計に属する収益又は費用の発生及びこれに伴う財源の増減並びに財産の異動があつた場合において、その事実が何れの年度に発生したものとして計理するかについての基準は、通信大臣の定めるところによる。

第二條　この会計の歳入及び歳出の会計年度所属の区分は、前條の規定にかかわらず、歳入にあつてはその収入について調査決定した日、歳出については調査決定した日の属する年度による。

第三條　出納官吏においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を収納し又は歳出金を支拂うのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第四條　日本銀行においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第五條　支出官又は分任支出官においてこの会計の毎会計年度所属の経費を支出するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

会計法第九條但書の規定によりこの会計の支出済となつた歳出の返納は、その金額に戻入するものとする。

第六條　この会計における計理は、資産勘定、資本勘定、損益勘定及び中間勘定に区分して、これを行うものとする。

資産勘定においては、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

資本勘定においては、自己資本及び借入資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

損益勘定においては、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

資本勘定及び損益勘定に区分する計理は、資産勘定、資本勘定及び損益勘定に区分して、これを行うものとする。

第七條　この会計における計理は、資産勘定、資本勘定及び損益勘定に区分して、これを行うものとする。

資産勘定においては、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

資本勘定においては、自己資本及び借入資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

損益勘定においては、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

第八條　この会計の資産は、これを固定資産、作業資産及び流動資産とする。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、繊機、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未成工事並びに通信大臣の指定する機械、器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

作業資産は、貯蔵品、未成品その他これらに準ずる物品とする。

流動資産は、未収金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

調整資金は、通信事業特別会計法（以下法という。）第十三條及び第二十二條の規定に基いて保有する現金、預金及び公債とする。

第九條　この会計の資産は、これを固定資産、作業資産、流動資産及び調整資金とする。但し、通信大臣が特に必要があると認めるときは、これと異なる整理項目を設けることができる。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未成工事並びに通信大臣の指定する機械、器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

作業資産は、貯蔵品、未成品その他これらに準ずる物品とする。

流動資産は、未収金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

調整資金は、通信事業特別会計の固有資本の額に相当する金額とする。

この会計の減価償却引当金は、この会計に属する資産の減価償却引当金の累積額（第十一條第二項の規定により前に繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した金額）に相当する金額とする。

この会計の借入資本は、この会計の負担に属する公債及び借入金並びに一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずるものに相当する金額とする。

公債及び借入金は、これを長期負債、その他の負債は、これを短期負債という。

第十條　この会計の資産は、これを固定資産、作業資産、流動資産及び調整資金とする。但し、通信大臣が特に必要があると認めるときは、これと異なる整理項目を設けることができる。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未成工事並びに通信大臣の指定する機械、器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

作業資産は、貯蔵品、未成品その他これらに準ずる物品とする。

流動資産は、未収金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

調整資金は、通信事業特別会計法（以下法という。）第十三條及び第二十二條の規定に基いて保有する現金、預金及び公債とする。

第十一條　この会計の歳入及び歳出の会計年度所属の区分は、前條の規定にかかわらず、歳入にあつてはその収入について調査決定した日、歳出については調査決定した日の属する年度による。

第十二條　出納官吏においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を収納し又は歳出金を支拂うのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第十三條　日本銀行においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第十四條　支出官又は分任支出官においてこの会計の毎会計年度所属の経費を支出するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

会計法第九條但書の規定によりこの会計の支出済となつた歳出の返納は、その金額に戻入するものとする。

第十五條　この会計における計理は、資産勘定、資本勘定、損益勘定及び中間勘定に区分して、これを行うものとする。

資産勘定においては、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

資本勘定においては、自己資本及び借入資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

損益勘定においては、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

資本勘定及び損益勘定に区分する計理は、資産勘定、資本勘定及び損益勘定に区分して、これを行うものとする。

第十六條　この会計の資産は、これを固定資産、作業資産及び流動資産とする。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、繊機、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未成工事並びに通信大臣の指定する機械、器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

作業資産は、貯蔵品、未成品その他これらに準ずる物品とする。

流動資産は、未収金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

調整資金は、通信事業特別会計法（以下法という。）第十三條及び第二十二條の規定に基いて保有する現金、預金及び公債とする。

第十七條　この会計の資産は、これを固定資産、作業資産、流動資産及び調整資金とする。但し、通信大臣が特に必要があると認めるときは、これと異なる整理項目を設けることができる。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未成工事並びに通信大臣の指定する機械、器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

作業資産は、貯蔵品、未成品その他これらに準ずる物品とする。

流動資産は、未収金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

調整資金は、通信事業特別会計の固有資本の額に相当する金額とする。

この会計の減価償却引当金は、この会計に属する資産の減価償却引当金の累積額（第十一條第二項の規定により前に繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した金額）に相当する金額とする。

この会計の借入資本は、この会計の負担に属する公債及び借入金並びに一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずるものに相当する金額とする。

公債及び借入金は、これを長期負債、その他の負債は、これを短期負債という。

第十八條　この会計の資産は、これを固定資産、作業資産、流動資産及び調整資金とする。但し、通信大臣が特に必要があると認めるときは、これと異なる整理項目を設けることができる。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未成工事並びに通信大臣の指定する機械、器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

作業資産は、貯蔵品、未成品その他これらに準ずる物品とする。

流動資産は、未収金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

調整資金は、通信事業特別会計の固有資本の額に相当する金額とする。

この会計の減価償却引当金は、この会計に属する資産の減価償却引当金の累積額（第十一條第二項の規定により前に繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した金額）に相当する金額とする。

この会計の借入資本は、この会計の負担に属する公債及び借入金並びに一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずるものに相当する金額とする。

公債及び借入金は、これを長期負債、その他の負債は、これを短期負債という。

第十九條　この会計の歳入歳出決定計算書は、翌年度の七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

前項に規定する歳入歳出決定計算書には、法第十四條第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添附しなければならない。

第二十條　この会計において決算上損失を生じたときは、これを損失の繰越として整理するものとする。

第四章　収入及び支出

第二十一條　この会計においては、前年度からの現金の持越額のうち、歳出の財源に充てることのできる金額並びに当該年度の歳入の収納済額、一時借入金、融通証券の発行による受入金及び繰替金を以て支拂元受高とし、歳出を支出するのは、この支拂元受高を超過することができない。

第二十二條　この会計の支出官は、アルコールの賠償及び購入費、アルコール原料購入費、アルコール交付金、工員入夫に給する諸費、研究所の経費並びに商工局の出張所及び工場の経費について所属の出納官吏に資金を前渡することができる。

第五章　帳簿

第二十三條　商工省は、総原簿及び補助簿を備え、この会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

商工大臣の指定する官吏は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、その所掌に係るこの会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第二十四條　歳出簿の外支拂元受高差引簿を備え、支拂元受高、支出済額及び残額を登記しなければならない。

第二十五條　支出官は、支出簿の外、支拂元受高差引簿を備え、支拂元受高、支出済額及び残額を登記しなければならない。

第二十六條　この会計の歳入歳出決定計算書は、翌年度の七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

前項に規定する歳入歳出決定計算書には、法第十四條第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添附しなければならない。

第二十七條　この会計において決算上損失を生じたときは、これを損失の繰越として整理するものとする。

第四章　収入及び支出

第二十八條　この会計においては、前年度からの現金の持越額のうち、歳出の財源に充てることのできる金額並びに当該年度の歳入の収納済額、一時借入金、融通証券の発行による受入金及び繰替金を以て支拂元受高とし、歳出を支出するのは、この支拂元受高を超過することができない。

第二十九條　この会計の支出官は、アルコールの賠償及び購入費、アルコール原料購入費、アルコール交付金、工員入夫に給する諸費、研究所の経費並びに商工局の出張所及び工場の経費について所属の出納官吏に資金を前渡することができる。

第五章　帳簿

第三十條　商工省は、総原簿及び補助簿を備え、この会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

商工大臣の指定する官吏は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、その所掌に係るこの会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第三十一條　歳出簿の外、支拂元受高差引簿を備え、支拂元受高、支出済額及び残額を登記しなければならない。

第三十二條　支出官は、支出簿の外、支拂元受高差引簿を備え、これに夫々当該規定に定める事項を登記しなければならない。

第六章　雑則

第三十三條　この会計においては、商工大臣の定めるところにより、アルコール専売事業に関し必要な原価計算を行うものとする。

附　則

第一條　この政令は、昭和二十二年度から、これを適用する。

第二條　法附則第二條の規定により、この会計の資産に組み入れる物品等の範囲は、商工大臣がこれを定める。

大蔵大臣　栗栖　赳夫
商工大臣　水谷長三郎
内閣総理大臣　片山　哲

通信事業特別会計規則を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百九十五号

通信事業特別会計令

第一章　総則

第一條　通信事業特別会計に属する収益又は費用の発生及びこれに伴う財源の増減並びに財産の異動があつた場合において、その事実が何れの年度に発生したものとして計理するかについての基準は、通信大臣の定めるところによる。

第二條　この会計の歳入及び歳出の会計年度所属の区分は、前條の規定にかかわらず、歳入にあつてはその収入について調査決定した日、歳出については調査決定した日の属する年度による。

第三條　出納官吏においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を収納し又は歳出金を支拂うのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第四條　日本銀行においてこの会計の毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

第五條　支出官又は分任支出官においてこの会計の毎会計年度所属の経費を支出するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

会計法第九條但書の規定によりこの会計の支出済となつた歳出の返納は、その金額に戻入するものとする。

第六條　この会計における計理は、資産勘定、資本勘定、損益勘定及び中間勘定に区分して、これを行うものとする。

資産勘定においては、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

資本勘定においては、自己資本及び借入資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

損益勘定においては、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

資本勘定及び損益勘定に区分する計理は、資産勘定、資本勘定及び損益勘定に区分して、これを行うものとする。

第七條　この会計における計理は、資産勘定、資本勘定及び損益勘定に区分して、これを行うものとする。

資産勘定においては、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

資本勘定においては、自己資本及び借入資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

損益勘定においては、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

第八條　この会計の資産は、これを固定資産、作業資産及び流動資産とする。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、繊機及び未成工事並びに商工大臣の指定する器具その他の設備とする。

作業資産は、アルコール、アルコール原料、アルコール製造用材料、未成品その他これらに準ずる物品とする。

流動資産は、未収金、前拂金、預金、現金その他これらに準ずるものとする。

第九條　固定資産の価額は、その取得のために要した商工大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償譲渡を受けた固定資産の価額は、見積価格による。

一般物価の変動その他特殊の事由に因り固定資産の価額が著しく不適当となつたときは、商工大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、商工大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十條　固定資産のうち、商工大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行うものとする。

前項の規定による減価償却の基準については、商工大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十一條　固定資産の全部又は一部が滅失したとき又はこれを譲渡、撤去若しくは廃棄したときは、商工大臣の定めるところにより、その価額を減価する。

前項の規定により価額の全部又は一部を減価する資産が償却資産であるときは、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

第十二條　アルコール、アルコール原料、アルコール製造用材料その他これらに準ずる物品の価額は、購入価格又は製作若しくは生産に要した費額による。

前項の規定により価額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定によることを不適当とする場合は、見積価格による。

未成品の価額は、商工大臣の定めるところによる。

第十三條　アルコール、アルコール製造用材料その他これらに準ずる物品が毀損、変質、又は滅失したときは、その割合に応じて、その価額を改定又は削除しなければならない。

アルコール原料、アルコール製造用材料が不用となつたときは、その価額を削除することができる。

第十四條　毎会計年度末に現存するアルコール原料、アルコール製造用材料その他これらに準ずる物品の価額については、当該物品の時価が当該物品の価額の計算の基礎となつた価格又は製作若しくは生産に要した費額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを改定しなければならない。

号外　第6287号

し、無償譲渡を受けた固定資産の価額は、見積価格による。

一般物価の変動その他特殊の事由に因り固定資産の価額が著しく不適当となつたときは、通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、通信大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十条　固定資産のうち、通信大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行い、通信大臣の定める取替資産については、その定めるところにより、補充取替を行うものとする。

前項の規定による減価償却の基準については、通信大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十一条　固定資産の全部又は一部が滅失したとき又はこれを譲渡、撤去若しくは廃棄したときは、通信大臣の定めるところにより、その価額を削除する。

前項の規定により価額の全部又は一部を削除する資産が償却資産であるときは、通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

第十二条　貯蔵品その他これに準ずる物品の価額は、購入価格又は製作若しくは生産に要した費額による。

前項の規定により価額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定によることを不適当とする場合は、見積価格による。

未成品の価額は、通信大臣の定めるところによる。

第十三条　貯蔵品を事業の用に供したときは、その価額を当該事業に係る経費に振り替えるものとする。

貯蔵品の取扱諸費及び減耗額は、通信大臣の定めるところにより、これを前項の規定による振替額に割り掛けるものとする。

第十四条　貯蔵品その他これに準ずる物品が毀損、変質若しくは滅失したとき又は規格の変更によりこれに適合しないこととなつたときは、その割合に應じてその価額を改定又は削除しなければならない。

貯蔵品の用途を変更したときは、その価額を改定することができる。

貯蔵品が不用となつたときは、その価額を削除することができる。

第三章　予算及び決算

第十五条　この会計の歳入歳出予算実施計画書は、法第九條第二項の規定による勘定ごとに計画の金額を歳項目に区分し、更に、必要に應じ各目の金額を細分し、歳入見積の事由又は経費所要の理由及び夫々計算の基くところを示さなければならない。

この会計の國庫債務負担行爲要求書は、國庫債務負担行爲について、事項ごとにその必要の細目を明らかにし、且つ、行爲をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に應じて行爲に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

この会計の歳入歳出予算実施計画書及び國庫債務負担行爲要求書は、前年度の十月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

前項に規定する歳入歳出予算実施計画書には、法第十一條第二項第二号乃至第四号に掲げる書類を添附しなければならない。

第十六條　歳入歳出予算実施計画書の区分については、通信大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十七條　歳入歳出予算実施計画書には、計画全体に関する説明及び各勘定ごとの説明を附さなければならない。

第十八條　財政法第二十五條の規定により、歳出予算のうち翌年度に繰り越して使用する必要があるものについては、その旨を歳入歳出予算実施計画書のうちに明示しなければならない。

第十九條　通信大臣において法第十二條第二項の規定により予備費の使用を決定したときは、直ちに、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第二十條　この会計の歳入歳出予算は、法第十六條第一項又は第三項の規定により通信官署の出納官吏に歳出金の支拂をなさしめるため支拂命令を発しようとするときは、命令を発する前に、その支出が予算の目的に違反することがないかを調査し、当該経費の金額を算定し、且つ、当該経費は支拂計画の金額（分任支出官にあつては支出官の示した金額）に超過することがないかを調査しなければならない。

前項に規定する支拂命令は、書面を以てこれをしなければならない。但し、必要があるときは、電報その他適宜の方法を以てこれをなすことができる。

支出官又は分任支出官は、出納官吏に支拂命令を発したときは、債権者にその旨を通知しなければならない。

第二項の規定は前項の場合に、これを準用する。

第二十四條　通信官署の出納官吏は、法第十七條の規定により歳出金の支拂をしようとするときは、その支拂を受ける者が正当な受領者であるかを確認の上現金の支拂をなし、その領収証書を徴さなければならない。

第二十五條　法第十七條第二項の規定による出納官吏の支拂つた金額が歳入金額を超過する場合における当該超過額に相当する金額の交付は、通信大臣の指定する出納官吏に対してこれをなすものとする。

第二十六條　通信官署の出納官吏の取扱に係るこの会計の國庫金の出納報告書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

前項に規定する出納報告書の様式その他出納報告に関し必要な事項は、大蔵大臣が、通信大臣に協議してこれを定める。

第二十七條　分任支出官の支出は、すべて所属の支出官の計算として取り扱い、その支出に関する報告書及び計算書は、各別にこれを提出することを必要としない。但し、通信大臣又は会計検査院において特に必要があると認めるときは、別に分任支出官をしてその支出の報告書又は計算書を提出させることができる。

第二十八條　通信官署の出納官吏は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類を添え、通信大臣又はその指定する官吏を経由して、これを会計検査院に提出しなければならない。

第二十九條　通信省は、総原簿及び補助簿を備え、この会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

通信大臣の指定する官吏は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、その所掌に係るこの会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第三十條　前條に規定する帳簿の様式に関しては、通信大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第六章　雑則

第三十一條　この会計においては、通信大臣の定めるところにより、通信事業に関し必要な原價計算を行うものとする。

第三十二條　通信大臣は、業務上必要があると認めたときは、他の歳入に定があるものの外、公有若しくは私

有の現金又は有價証券を保管することができる。

附　則

第一條　この政令は、昭和二十二年度から、これを適用する。

第二條　法附則第二條の規定によりこの会計の借入資本に編入する支出未済額は、附則第四條の規定により未拂金として整理する額に相当する額とする。

第三條　法附則第三條の規定によりこの会計の資産に組み入れる物品は、郵便切手及び郵便葉書の額、器具、機械その他の物品で通信大臣の指定するものとする。

第四條　従前の通信事業特別会計規則第六條及び第七條の規定により昭和二十二年度に繰越する収入未済額及び支出未済額は、従前の資本勘定、用品勘定及び業務勘定に係るものを夫々合計し、未収金又は未拂金として整理する。但し、各勘定相互の間における収入未済額及び支出未済額は、これを相殺整理するものとする。

第五條　前條の規定による未拂金のうち、昭和二十一年度において繰替拂をなしたものについては、従前の手続の例によりこれを補填するものとする。

第六條　財政法第四十二條但書の規定及び従前の通信事業特別会計規則第七條の規定により昭和二十二年度に繰り越し使用することができる歳出予算の金額は、従前の資本勘定、用品勘定及び業務勘定相互の間において、従前の規定による場合は何れか一つの歳入となるべかりしものに対する額を控除した額とする。

第七條　この政令中「支拂計画」とあるのは、財政法第三十四條の規定施行の日までは、これを「支拂予算」と読み替えるものとする。

大蔵大臣　栗栖　赳夫
逓信大臣　三木　武夫
内閣総理大臣　片山　哲

失業保険特別会計令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百九十六号

失業保険特別会計令

第一條　失業保険特別会計の歳入歳出予定計算書は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて款項目に区分し、更に、必要に應じ各目の金額を細分し、歳入見積の事由及び経費所要の理由並びに計算の基くところを示さなければならない。

歳入歳出予定計算書は、前年度の十月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

歳入歳出予定計算書には、失業保険特別会計法（以下法という。）第七條第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添附しなければならない。

第二條　歳入歳出予定計算書の目節の区分については、労働大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第三條　歳入歳出予定計算書には、この会計の歳入歳出の予定全体に関する説明及び各歳各項の説明を附さなければならない。

第四條　この会計においては、当該年度の収納済歳入額及び法第九條に規定する一時借入金を以て支拂済の歳入に組み入れなければならない。

第五條　この会計においては、当該年度に不足を生じたときは、労働大臣は、大蔵大臣の承認を経て、法第九條に規定する一時借入金に代え、積立金に属する現金を前條の支拂充受高に繰り替え使用することができる。

前項の規定により繰り替え使用した金額は、当該年度内に、これを返還しなければならない。

第六條　支出官は、この会計に属する保険金及び失業保険法第二十七條第一項に規定する費用については、所掲の区分に従い、歳出を支出するには、この支拂充受高を超過してはならない。

この会計において支拂上現金に不足を生じたときは、労働大臣は、大蔵大臣の承認を経て、法第九條に規定する一時借入金に代え、積立金に属する現金を前條の支拂充受高に繰り替え使用することができる。

第七條　毎会計年度内に収入をするべき権利を得て、毎会計年度の出納完結までに収納済とならないものは、収納未済として、これを順次翌年度に繰り越し、現に収納した年度の歳入に組み入れなければならない。

第八條　毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額及び歳出の翌年度への繰越額を控除して残余があるときは、これを積立金に組み入れ、不足があるときは、積立金からこれを補足するものとする。

第九條　この会計の歳入歳出決定計算書は、翌年度の七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十條　この会計の歳入歳出決定計算書には、法第十二條第二項に規定する当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添附しなければならない。

前項に規定する損益計算書及び貸借対照表の様式は、労働大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

第十一條　労働省は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、この会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

前項に規定する帳簿の様式に関しては、大蔵大臣が、これを定める。

第十二條　支出官は、支出簿の外、支拂充受高差引簿を備え、支拂充受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。

第十三條　労働省は、歳出簿の外、支拂充受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。

附　則

この政令は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

大蔵大臣　栗栖　赳夫
労働大臣　米窪　満亮
内閣総理大臣　片山　哲

検察廳職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百九十七号

検察廳職員定員令の一部を次のように改正する。

第一條中「八百四十九人内七百七十二人（一級）を八百五十一人内七百七十三人（一級）」に改める。

第二條中「専任三千三十二人内二千七百十四人（二級）三級）を専任四千五百七十四人内四千百三十一人（二級）三級）」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

司法大臣　鈴木　義男
内閣総理大臣　片山　哲

昭和十九年勅令第二百六十八号（昭和十九年法律第四号経済関係罰則の整備に関する法律に基く経済團体指定に関する件）を廃止する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百九十八号

昭和十九年勅令第二百六十八号は、これを廃止する。

附　則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

司法大臣　鈴木　義男
内閣総理大臣　片山　哲

農業災害補償法施行令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　片山　哲

許可 6287 号

二　不慮の災厄に因つて救うことのできない状態に陥つたとき

三　治癒の見込のない疾病、傷害その他の事由に因つて著しく使用價値が減じたとき

四　畸型又は不具で將來の使用價値がないと認められるとき

五　盗難その他の理由に因つて行方不明となつた場合において、その事實の明かとなつた日から定款で定める期間以上生死が分明でないとき

六　種牡牛檢査法又は種馬統制法の規定による檢査に始めて合格した種畜をその合格した日から定款で定める期間内に死亡廢用共済に付した場合において、當該種畜がその資格を失つたとき

前項第五号の期間は三十日以上、第六号の期間は六十日以内の期間とする。

第十七條　農作物共済又は蚕繭共済において、共済目的が著しく僅少であつて事業實施の必要がないと認められる場合その他特別の事由がある場合には、法第八十五條の規定により、當該農業共済組合は、その事由の存する期間を限り、當該共済目的の種類について、都道府縣知事の認可を受けて共済事業を行わないことができる。

前項の認可の申請書には、その事由を記載した書面を添附しなければならない。

第十八條　農業共済團体は、定款の定めるところにより、共済金の仮渡をすることができる。

第十九條　共済金の支拂に不足を生ずる場合には、農業共済組合は、法第百一條の準備金をこれが支拂に充ててなお不足を生ずる場合に限り、定款の定めるところにより、共済金額の削減をすることができる。

第二十條　農業共済組合は、毎事業年度の終りにおいて、支拂備金として、左の金額からその属する農業共済保險組合から受くべき保險金及び保險料の返還金に相當する金額を差し引いた殘額を積み立てなければならない。

一　共済金の支拂又は共済掛金の返還をすべき場合において、まだその支拂又は返還をしないものがあるときは、その金額

二　共済金の支拂又は共済掛金の返還に関して訴訟繋属中のものがあるときは、その金額

前項の規定は、農業共済保險組合にこれを準用する。

第二十一條　法第百條の規定により、農業共済組合は、毎事業年度の終りにおいて、責任期間が翌事業年度にわたる共済について、夫ゝ左の金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一　農作物共済又は蚕繭共済については、當該事業年度において收入した共済掛金の額から農業共済保險組合に支拂つた保險料の額及び共済金の仮渡額（農業共済保險組合から受けた保險金の仮渡額を差し引く。）を差し引いた殘額

二　家畜共済については、當該事業年度において收入した共済掛金の額から農業共済保險組合に支拂つた保險料の額を差し引いた殘額中まだ經過しない共済掛金期間に對する金額

前項第二号のまだ經過しない共済掛金期間に對する金額は、當該共済掛金期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まつたものとみなして月割でこれを計算する。

前二項の規定は、農業共済保險組合にこれを準用する。但し、第一項中「法第百條」とあるのは、「法第百三十二條において準用する法第百條」と読み替えるものとする。

第二十二條　農業共済組合は、法第百一條の準備金として、定款の定めるところにより、毎事業年度の剰余金中共済掛金から生じた部分の額の二分の一以上を積み立てなければならない。

前項の規定は、農業共済保險組合にこれを準用する。但し、「法第百一條」とあるのは、「法第百三十二條において準用する法第百一條」と読み替えるものとする。

第二十三條　法第百二條の規定により拂戻をする場合には、農業共済組合は、その拂戻に充てるため、毎事業年度の剰余金中共済掛金から生じた部分の額から前條の規定により積み立てた金額を差し引いた殘額の二分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

前項の規定は、農業共済保險組合にこれを準用する。但し、「法第百二條」とあるのは、「法第百三十二條において準用する法第百二條」と読み替えるものとする。

第二十四條　農業共済組合の組合員が、引き続き三年以上自己の責に帰すべき事由がなくて、共済金の支拂を受けず、又は支拂を受けた金額が定款で定める金額に滿たない場合には、當該農業共済組合は、定款の定めるところにより、その組合員が同期間中に拂い込んだ共済掛金の一割に相當する金額を限度として前條第一項の準備金の範囲内において、法第百二條の規定による拂戻をすることができる。

前項の規定は、農業共済保險組合にこれを準用する。但し、「前條第一項」とあるのは「前條第二項において準用する同條第一項」と、「法第百二條」とあるのは「法第百三十二條において準用する法第百二條」と読み替えるものとする。

第二十五條　共済金の支拂に不足を生ずる場合には、農業共済組合は、定款の定めるところにより、第二十三條第一項の積立金を共済金の支拂に充てることができる。

前項の規定は、農業共済保險組合にこれを準用する。但し、「第二十三條第一項」とあるのは、「第二十三條第二項において準用する同條第一項」と読み替えるものとする。

第二十六條　農業共済組合の余裕金の運用は、左の方法によらなければならない。

一　金融機関への預貯金

二　國債証券、地方債証券その他の有價証券の保有

第二十七條　共済事故が発生することが又は発生しないことが確實であると認められる場合その他特別の事由に因つて著しく公平又は嚴正を欠く虞があると認められる場合には、農業共済組合は、あらかじめ都道府縣知事の認可を受けて、當該共済目的につき共済を行わないことができる。

この場合には、法第百四條の規定による共済関係は成立しない。

第二十八條　法第百七條第四項第一号の規定による一定年間は、これを過去二十年間とする。但し、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

第二十九條　法第百九條の規定による率は、左の区別による各率とする。

一　被害の程度が三割（蚕繭共済については四割）以上五割未滿のときは、共済金額の千分の百七十五（蚕繭共済については二百五十五）

二　被害の程度が五割以上七割未滿のときは、共済金額の千分の四百七十五

三　被害の程度が七割以上九割未滿のときは、共済金額の千分の七百七十五

四　被害の程度が九割以上十割のときは、共済金額の千分の千

五　水稻の植付又は蚕種の掃立が共済事故に因つて不能となつたときは、共済金額の千分の五百

第三十條　法第百十五條の規定による一定年間は、これを過去四年間とする。但し、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

第三十一條　法第百十六條第一項第一号の損害の額は、共済事故の原因が発生した直前の家畜の價格から、定款の定めるところにより、共済事故が発生したときに現に當該家畜につき存する利益及び共済事故の発生に因つて生じた利益の全部又は一部を差し引いた金額による。

第三十二條　法第百十六條第一項第二号の規定により定款で定める支拂割合は、百分の九十を基準とする。

第三十三條　法第百十六條第二項の損害の額は、診療その他の行爲によつて組合員が負担すべき費用の内容に應じて農林大臣の定める点数によつて計算せられる総点数を定款で定める一点の價額に乘じて得られる金額による。

前項の損害の額は、當該診療その他の行爲によつて組合員が負担した費用を限度とする。

第三十四條　法第百二十三條第二項の規定により定款で定めることができる保險金額は、同條第一項第二号の共済金額に定款で定める百分の八十以上の割合を乘じて得られる金額とする。

第三十五條　法第百三十條の規定により農業共済保險組合の会計を左の勘定に区分する。

一　農作物共済勘定

二　蚕繭共済勘定

三　家畜共済勘定

四　業務勘定

第三十六條　法第百三十八條第一項の規定により通知すべき事項は、左の通りとする。

一　農業共済組合の組合員の名称又は略称

二　共済目的の種類

三　共済金額及び保險金額

四　共済掛金額及び保險料の額

五　その他共済関係及び保險関係を明かにすべき事項

前項各号の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、法第百三十八條第二項の規定による通知をしなければならない。

農作物共済及び蚕繭共済に係る第一項の通知は、毎年共済責任期間開始後少くとも一箇月以内にこれをしなければならない。

家畜共済に係る第二回以後の共済掛金期間に對する保險料を受領したときは、農業共済保險組合は、遅滞なく、その旨を農林大臣に通知しなければならない。

第三十七條　法第百三十九條の規定により通知すべき事項は、農作物共済又は蚕繭共済については、收穫期若しくは各蚕期の收繭期以前には第一号又は收穫期若しくは各蚕期の收繭期において當該共済目的の種類ごとの損害が確定するに至つたときには第二号及び家畜共済については、第三号に掲げる事項とする。

一　共済目的の種類、被害地区、災害の種類、被害段別の概数、保險金の支拂見込額その他災害の状況を明かにすべき事項

二　共済目的の種類、保險金の支拂をすべき農業共済組合の名称又は略称、共済責任期間中（蚕繭共済については當該蚕期中）に発生した災害の種類、第二十九條の規定による被害程度ごとの面積又は数量、共済金及び保險金、災害の經過の概況、肥培管理又は飼育管理及び損害防止の概況、共済目的の成育經過の概況その他再保險金の額の決定に必要な事項

三　共済関係及び保險関係を明かにすべき事項、共済事故の種類、原因及び經過、共済金及び保險金その他再保險金の額の決定に必要な事項

第三十八條　農業共済保險組合は、政府に對して再保險金の支拂を請求する場合には、その請求書に金額の算出の基礎を記載した書面を添附してこれを提出しなければならない。

第三十九條　法第百四十條第一号又は第二号の場合には、政府は、農業共済保險組合に保險金支拂の責のない限度に應じて再保險金の支拂の責に任じない。

法第百四十條第三号の場合には、政府は、再保險金の全部の支拂の責に任じない。

第四十條　農業共済保險組合は、政府に對して再保險料の返還を請求する場合には、その請求書に請求の理由及び金額の算出の基礎を記載した書面を添附してこれを提出しなければならない。

第三章　交付金

第四十一條　法第十三條第一項の規定により農業共済組合に交付すべき交付金の額は、左の各号の率の合計を當該農業共済組合の共済金額の合計に乘じて得られる金額とする。

一　當該農業共済組合の基準共済掛金率から全都道府縣の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の二分の一

二　當該農業共済組合の属する農業共済保險組合の超異常共済掛金標準率の二分の一

前項の基準共済掛金率、通常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率は、法第百七條に規定する夫ゝの率とする。

第一項の金額は、共済目的の種類ごとに、これを計算する。

第四十二條　農業共済組合は、その属する農業共済保險組合に支拂うべき保險料の一部に充てるため、左の第一号の金額から第二号の金額を差し引いて得た額を當該農業共済保險組合に支拂うものとする。

一　當該農業共済組合がその属する農業共済保險組合に支拂うべき保險料の額

二　當該農業共済組合に交付すべき前條第一項の規定による交付金の額

前項の金額の計算には、前條第三項の規定を準用する。

第四十三條　法第十三條第二項の規定により、政府は、農業共済組合がその属する農業共済保險組合に支拂うべき保險料の一部に充てるため前條第一項第二号の交付金の額の全部又は一部を當該農業共済保險組合に交付するのに代えて、當該農業共済保險組合から支拂を受くべき政府の再保險料の全部又は一部に充てて、當該農業共済保險組合の左の各号の金額のうち小さい額（各号の金額が同額の場合には、その額）に相當する金額を農業共済再保險特別会計の再保險料收入に計上する。

一　政府が當該農業共済保險組合から支拂を受くべき再保險料の額

二　當該農業共済保險組合に属する夫ゝの農業共済組合に交付すべき前條第一項第二号の交付金の額の合計額

前項の金額の計算には、第四十一條第三項の規定を準用する。

第四十四條　前條第一項第一号の金額が第二号の金額より小さい場合には、政府は、當該農業共済保險組合の各組合員が當該農業共済保險組合に支拂うべき保險料の一部に充てるため、その差額に相當する金額を當該農業共済保險組合に交付する。

第四十五條　第四十三條第一項第一号の金額が第二号の金額より大きい場合には、農業共済保險組合は、當該組合が政府に支拂うべき再保險料の一部に充てるため、その差額に相當する金額を政府に支拂うものとする。

第四章　雑則

第四十六條　農業共済團体が農林大臣に提出する農業災害補償に関する書類は、すべて、都道府縣知事を經由しなければならない。

附　則

第四十七條　この省令は、公布の日から、これを施行する。

第四十八條　左の省令は、これを廢止する。

農業保險法施行規則

水稻冷害共済事業補助令施行規則

家畜保險法施行規則

第四十九條　この省令施行の際現に存する農業保險組合、農業保險組合聯合会及び家畜保險組合並びにこれ等の團体の有する共済責任関係、保險責任関係及び再保險責任関係については、前條に掲げる省令は、同條の規定にかかわらず、この省令施行後でも、なおその効力を有する。

第五十條　法第百五十三條第二項の市町村農業会（単に市町村農業会という。以下第五十四條まで同じ。）は、この省令施行後三週間以内に総会の議決を經て同項の規定による水稻に係る共済関係について左に掲げる各号の事項を定め、遅滞なく、都道府縣知事に認可を申請しなければならない。

一　共済金額

二　共済掛金率

三　事務費を徴收する場合には、その額及び徴收方法

四　共済掛金及び事務費の納入の時期

前項第四号の納入の時期は、都道府縣知事の認可のあつた日から三週間以内とする。

第一項の認可の申請書には、総会の議事録の謄本を添附しなければならない。

第五十一條　市町村農業会は、前條第一項第四号の期日經過後一週間以内に、その所属する法第百五十三條第二項の農業保險組合聯合会（単に聯合会という。以下第五十五條まで同じ。）に、第五十四條第一項第二号の事項を通知し、保險料又は事務費を支拂わなければならない。

前項の規定により聯合会に支拂うべき保險料の額は、第四十二條第一項の規定により支拂うべき保險料の額からその所属する農業保險組合に既に支拂つた法第百五十三條第三項の水稻に係る保險料があるときはその額を差し引いた殘額に相當する金額とする。

第五十二條　農業保險組合が既に受領した法第百五十三條第三項の水稻に係る保險料は、この省令施行の時に、前條第一項の規定による當該市町村農業会の支拂うべき保險料の一部として聯合会に移轉する。

農業保險組合は、何時でも、聯合会の請求があるときは、前項の保險料を引き渡さなければならない。

第五十三條　市町村農業会は、遅滞なく、第五十四條第一項第三号の通知書及び保險金の支拂の請求書をその所属する聯合会に提出しなければならない。

第五十四條　聯合会の理事は、この省令施行後遅滞なく、市町村農業会を招集し、法第百五十三條第二項の規定による水稻に係る保險関係について左に掲げる各号の事項を議決して、農林大臣に届け出なければならない。

一　事務費を徴收する場合には、その額及び徴收方法

二　法第百二十七條の規定による通知事項

三　法第百三十二條において準用する法第九十八條の規定による通知事項

農業共済團体の総会に関する規定は、前項の総会の場合に、これを適用する。

第五十條第三項の規定は、第一項の届出の場合に、これを準用する。

第五十五條　聯合会は、前條の規定による水稻に係る再保險関係について、昭和二十三年二月末日までに政府に法第百三十八條又は法第百三十九條の規定による通知をしなければならない。

第五十六條　法第百五十五條の規定により農業共済組合が承継する同條の市町村農業会（以下単に市町村農業会という。）の共済事業に関する權利義務は、左の各号に掲げるものとする。

一　法第百五十三條第一項又は第二項の規定による共済責任関係及び保險責任関係並びにこれ等の関係に伴う權利義務

二　共済事業に属する積立金その他の財産

第五十七條　市町村農業会は、農業共済組合の成立後三週間以内に、前條各号の事項に関する財産目録、貸借對照表及び損益計算書を作成し、當該農業共済組合と連署して、都道府縣知事に認可を申請しなければならない。

前項の書類は、當該農業共済組合の成立の時の現在によりこれを作成するものとする。

第五十八條　市町村農業会及び農業共済組合は、前條の認可があつたときは、遅滞なく、その旨及び前條の書類を公告しなければならない。

第五十九條　市町村農業会は、第五十七條第一項の認可のあつた日から二週間以内に、認可の要旨に從つて、財産、共済事業に関する規程、第五十條第一項の認可事項を明かにした書面、帳簿その他重要書類の引渡をして、事務の引継を結了しなければならない。

第六十條　市町村農業会は、前條の事務の引継を結了したときは、遅滞なく、農業共済組合と連署して、都道府縣知事に届け出なければならない。

第六十一條　法第百五十六條の規定により農業共済保險組合が承継する同條の農業保險組合聯合会、農業保險組合又は家畜保險組合（以下単に農業保險組合聯合会等という。）の再保險事業及び保險事業に関する權利義務は、左の各号に掲げるものとする。

一　法第百五十三條第一項、第二項又は第百五十四條の規定による保險責任関係及び再保險責任関係並びにこれ等の関係に伴う權利義務

二　保險事業及び再保險事業に属する準備金その他の財産

第六十二條　農業保險組合聯合会等は、農業共済保險組合の成立後三週間以内に、前條各号の事項に関する財産目録、貸借對照表及び損益計算書を作成し、當該農業共済保險組合と連署して、農林大臣に認可を申請しなければならない。

第五十七條第二項の規定は前項の場合に、第五十八條の規定は同項の農業保險組合聯合会等に、これを準用する。

第六十三條　農業保險組合聯合会等は、前條第一項の認可のあつた日から二週間以内に、認可の要旨に從つて、財産、定款、第五十四條第一項の規定による議決事項を明かにした書面、帳簿その他重要書類の引渡をして、事務の引継を結了しなければならない。

第六十條の規定は、前項の農業保險組合聯合会等に、これを準用する。但し、「都道府縣知事」とあるのは、「農林大臣」と読み替えるものとする。

第6287号　本文

第6287号 本文

第六十四條　農業保険組合聯合会等は、この省令施行前においてその財産を処分し、又は借入金その他債務を負担する行爲をする場合には、あらかじめ、農林大臣にその旨を届け出なければならない。但し、事業執行のため通常すべき処分又は行爲については、この限りでない。

第六十五條　都道府縣農業再保険審査会規程施行規則の一部を次のように改正する。

「都道府縣農業再保険審査会規程施行規則」を「都道府縣農業共済保険審査会規程施行規則」に改める。

第一條本文中「農業保険組合」を「農業共済組合」に、「農業保険法第七十七條第一項」を「農業災害補償法第百三十一條第一項」に、「都道府縣農業再保険審査会」を「都道府縣農業共済保険審査会」に改め、同條第二号中「再保険」を「保険」に改め、「（保険ニ付セラレタル共済責任並ニ組合員ノ名称及住所ヲ記載スベシ）」を削る。

第二條中「農業保険組合聯合会」を「農業共済保険組合」に改める。

第三條中「聯合会」を「農業共済保険組合」に改める。

第五條第一号中「組合」を「農業共済組合」に、同條第二号中「再保険」を「保険」に改め、「（保険ニ付セラレタル共済責任並ニ組合員ノ名称及住所ヲ記載スベシ）」を削る。

第七條第一項中「都道府縣農業再保険審査会」を「都道府縣農業共済保険審査会」に、同條第二項中「聯合会」を「農業共済再保険組合」に改める。

第八條中「農業保険法」を「農業災害補償法」に改める。

第十條中「組合」を「農業共済組合」に改める。

第十一條第一項中「審査ヲ請求シタル組合」を「審査ヲ請求シタル農業共済組合」に改める。

この省令施行後存続する農業保険組合又は農業保険組合聯合会については、なお従前の例による。

◎商工省令第三十五号

衣料品配給規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十二月二十七日　商工大臣　水谷長三郎

第十九條　左の各号に掲げる衣料品については、前各條の規定によるのほか、本條の規定するところによる。

一　経済安定本部総裁の定める方策に基いて、商工大臣の指定する消費部門に配給せられる衣料品

二　天災、事変その他の災害又は事故の場合において、罹災者に配給せられる衣料品

産業復興公團は、必要あるときは、前各号に掲げる衣料品の取扱については、第三條第一項の規定により登録を受けた卸賣業者とみなす。

商工省は、産業復興公團に対して、第十一條第一項の衣料品の供給計画数量の範囲内で、卸賣業者購入割当証明書を発行する。

第一項第一号に掲げる衣料品を譲り受けようとする消費者は、衣料切符を小賣業者に提示して、当該衣料品の購入の予約を行わなければならない。

商工大臣の指定する行政廳は、第十一條第一項の衣料品の都道府縣別割当数量の範囲内において、小賣業者に対し、前項の購入予約の数量に相当する小賣業者購入割当証明書を発行する。

小賣業者は、前項により交付を受けた小賣業者購入割当証明書と引換えに譲り受けた衣料品は、これと第三項の購入予約をした消費者に譲り渡さなければならない。

産業復興公團及び小賣業者が取扱う第一項に掲げる衣料品に関しては、第十一條第四項、第十二條、第十三條第二項、第四項及び第五項並びに第十四條の規定は、これを適用しない。

商工大臣は、産業復興公團に対し、第一項に掲げる衣料品の譲り受け又は譲り渡しに関し、必要な指示をすることができる。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

告　示

◎内務省告示第三百九十三号

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十三年一月一日から、大阪府三島郡茨木町、春日村、三島村及び玉櫛村を廃し、その区域を以て、茨木市を置く。

昭和二十二年十二月二十七日　内務大臣　木村小左衛門

◎内務省告示第三百九十四号

地方自治法第八條の規定により、昭和二十三年一月一日から、静岡縣志太郡島田町を島田市とする。

昭和二十二年十二月二十七日　内務大臣　木村小左衛門

◎内務省告示第三百九十五号

地方自治法第八條の規定により、昭和二十三年一月一日から、奈良縣北葛城郡高田町を大和高田市とする。

昭和二十二年十二月二十七日　内務大臣　木村小左衛門

◎大蔵省告示第三百十八号

昭和二十一年勅令第二百九十四号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産の返還等に関する勅令）第一條第一項第二号の規定により次のように指定する。

昭和二十二年十二月二十七日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

基督教新生社團の所有に属したことのある左の財産

種類	数量	所在地
一、土地（宅地）	三坪	大阪市東淀川区元今里南通一の四十四
二、〃	五十七坪五合七勺	〃四十六
三、〃	五百四十七坪一合一勺	〃四十一の二
四、建物（木造瓦葺二階建校舎）	一棟総坪七十一坪七合四勺	同右

◎大蔵省告示第三百十九号

昭和二十一年勅令第二十五号連合國財産の返還等に関する施行規則第二條第一項第五号の規定によつて次のように指定する。

昭和二十二年十二月二十七日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

称号	主たる事務所所在地
基督教新生社團	東京都千代田区三崎町一丁目二番地

◎大蔵省告示第三百二十号

昭和二十一年勅令第二百九十四号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産の返還等に関する勅令）第二條第一項の規定によつて、大阪市大淀区豊崎西通一丁目四番地大阪機工株式会社に対し、左記財産を昭和二十三年一月八日迄に、基督教新生社團に返還することを命じた。

昭和二十二年十二月二十七日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

種類	数量	所在地
一、土地（宅地）	三坪	大阪市東淀川区元今里南通一の四十四
二、〃	五十七坪五合七勺	〃四十六
三、〃	五百七十四坪一合一勺	〃四十一の二
四、建物（木造瓦葺二階建校舎）	一棟総坪七十一坪七合四勺	同所

◎大蔵省告示第三百二十一号

昭和二十一年勅令第二百九十四号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産の返還等に関する勅令）第二條第一項の規定によつて、東京都大田区田園調布千鳥町六百四十三番地出関繕三に対し、左記財産を昭和二十三年一月五日迄に、米國人エー・シー・クヌツデンに返還することを命じた。

昭和二十二年十二月二十七日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

一、種類　建物（居宅、家屋番号五十番）及び家具

二、数量　建物一棟総坪二十三坪五合及び家具十五点

三、所在地　長野縣上水内郡信濃尻村大字野尻字神山四百三十六番十一号敷地

◎大蔵省告示第三百二十二号

昭和二十一年勅令第二百九十四号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産の返還等に関する勅令）第二條第一項の規定によつて左記の者に対し、夫々左記財産を昭和二十三年一月十二日（北海道の分）、二十八日（大阪の分）、十九日（東京の分）、二十六日（神戸の分）、二十三日（京都の分）、迄に在日本プレスビテリアン宣教師社團に返還することを命じた。

昭和二十二年十二月二十七日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

一、日本基督教團（東京都千代田区神田錦町一丁目六番地）の管理に属する財産

種類	数量	所在地
（一）土地（畑）	三反三畝九歩	札幌市北七條西六丁目二番地の八
（二）建物（木造亜鉛葺二階建本家附属亜鉛葺平家物置）	総坪九十七坪七合	同右
（三）土地（畑）	三畝十歩	札幌市豊平町五番地の十
（四）建物（木造柾葺平家本家）	総坪十五坪二合五勺	同右
（五）土地（宅地）	百三十五坪	札幌市北一條西二十四丁目十三番地
（六）土地（宅地）	六十五坪	同右
（七）建物（木造柾葺平家教会堂）	総坪十坪	札幌郡手稲村大字下手稲村字軽川三十二番地
（八）土地（宅地）	百三十六坪七合九勺	東京都港区芝三田綱町九番地の十八
（九）土地（宅地）	百二十二坪八合四勺	同所同番地の十九
（十）建物（家屋番号同町一二五番の一）	総坪八十六坪三合四勺	同右
（十一）土地（私立学校敷地）	六百五十七坪一合二勺	大阪市東区仁右衛門町五百十四番地
（十二）建物（第十号）	総坪百三十五坪	同右
（十三）土地（私立学校敷地）	千六百二十一坪	大阪市東区仁右衛門町五一五番地五一六番地五一七番地合併地
（十四）建物（教室第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十号）	総坪千二百三十六坪七合五勺	同右
（十五）土地（宅地）	五百二十三坪八合二勺	京都市上京区一條通新町東入東日野殿町三百九十四番地
（十六）建物（家屋番号同町一番）	総坪百六十四坪四合	同右
（十七）土地（宅地）	二百四十三坪一合	神戸市葺合区中尾町五十三番ノ一
（十八）建物（家屋番号五五番）	総坪七十九坪五合	同所同番

二、富國生命保険相互会社（東京都千代田区九段三丁目六番地）の所有に属する財産

種類	数量	所在地
（一）土地（宅地）	四十九坪五合	旭川市三條通千七百三番地ノ九
（二）建物（家屋番号四ノ八第二八番）	総坪六十坪	同右

三、日本基督教團（東京都千代田区神田錦町一丁目六番地）の所有に属する財産

種類	数量	所在地
（一）土地（宅地）	二百四坪三合	京都市左京区田中飛鳥井町一番地ノ六
（二）建物（家屋番号同町三一番）	総坪百坪三合	同右

◎大蔵省告示第三百二十三号

昭和二十一年三月大蔵省告示第五十二号（金融緊急措置令施行規則第十三條ノ二第一項第六号の規定により金銭債務を指定する告示）の一部を次のように改正し、昭和二十二年十一月十七日から、これを適用する。

昭和二十二年十二月二十七日

第一号に次の但書を加える。

但シ大蔵大臣ノ指定スル場合ヲ除ク

大蔵大臣　栗栖　赳夫

◎大蔵省告示第三百二十四号

左に掲げる場合においては外國爲替管理法施行規則又は昭和二十年大蔵省令第八十八号（外國爲替管理法第一條及び昭和二十年勅令第五百七十八号金、銀若は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件第一條の規定により、金、銀、有價証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関する省令）の規定による制限及び報告並びに昭和二十年勅令第六百五十六号（外國爲替資産等の分離保管の勅令）による外國爲替資産等の移轉許可申請を免除する。

昭和二十二年十二月二十七日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

本邦居住者と外國居住者とを連帯債務者とする債権につき本邦居住者たる債権者が本邦居住者たる債務者より債権の取立をなすとき及び右の債務者がその債務履行の結果として外國居住者たる連帯債務者に対して債権を取得するとき。

◎大蔵省告示第三百二十五号

昭和二十一年八月大蔵省告示第六百五十七号（金融機関経理應急措置法施行令第三條第一項第一号ホの規定によつて資産を指定する告示）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十二月二十七日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

昭和二十一年八月大蔵省告示第六百五十二号第四号を次のように改める。

四　金融機関経理應急措置法（以下法といふ。）に規定する金融機関で、閉鎖機関令第一條に規定する閉鎖機関であるもの（以下閉鎖金融機関といふ。）に対する資産（社債その他の債券を除く。）のうち、これに対し金融機関経理應急措置法施行規則第四條の超過額の法第二條第一項第二号ハの負債（出資及び株式を除く。）の総額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額及び閉鎖金融機関の発行した社債その他の債券

◎大蔵省告示第三百二十六号

昭和二十一年八月大蔵省告示第六百四十七号（金融機関経理應急措置法第二條第二項の規定によつて資産及び負債を指定する告示）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十二月二十七日　大蔵大臣　栗栖　赳夫

昭和二十一年八月大蔵省告示第六百四十七号第一号イを次のように改める。

イ　金融機関経理應急措置法（以下法といふ。）に規定する金融機関で、閉鎖機関令第一條に規定する閉鎖機関であるもの（以下閉鎖金融機関といふ。）に対する資産（社債その他の債券を除く。）のうち、これに対し金融機関経理應急措置法施行規則第四條の超過額の法第二條第一項第二号ハの負債（出資及び株式を除く。）の総額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額及び閉鎖金融機関の発行した社債その他の債券

◎大蔵省 商工省 告示第四十六号

昭和二十二年十一月大蔵省商工省告示第三十六号（日本塗料工業協同組合の指定業務の指定に関する告示）は、これを廃止する。

昭和二十二年十二月二十七日　大蔵大臣　栗栖　赳夫　商工大臣　水谷長三郎

◎司法省告示第六十五号

昭和二十二年司法省告示第二十三号（飯田区裁判所（長野司法事務局飯田出張所）の登記回復に関する件）中「昭和二十二年十二月三十日」を「昭和二十三年三月三十一日」に改める。

昭和二十二年十二月二十七日　司法大臣　鈴木　義男

◎司法省告示第六十六号

昭和四年十二月司法省告示第四十二号（監獄分監名称及位置ノ件）中次のように改正し、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

昭和二十二年十二月二十七日　司法大臣　鈴木　義男

水戸少年刑務所の項中下妻刑務支所の次に左の一項を加える。

「姫路少年　本町刑務支所　兵庫縣姫路市」

◎農林省告示第九十三号

園藝試験場の位置並びに支場の位置及び名称を左の通り定める。

昭和十八年六月農林省告示第二百九十九号及び昭和二十二年八月農林省告示第百二十四号は、これを廃止する。

昭和二十二年十二月二十七日　農林大臣　波多野　鼎

名称	位置
園藝試験場	神奈川縣中郡大野町
園藝試験場東海支場	静岡縣庵原郡興津町
園藝試験場東北支場	青森縣南津軽郡藤崎町
園藝試験場九州支場	福岡縣久留米市御井町
園藝試験場種苗育成地	神奈川縣中郡二宮町

◎商工省告示第九十三号

衣料品配給規則第十九條第一項第一号の規定により、消費部門を次のように指定する。

昭和二十二年十二月二十七日　商工大臣　水谷長三郎

主食供出農業労務者

◎商工省告示第九十四号

衣料品配給規則第十九條第五項の規定により、行政廳を次のように指定する。

昭和二十二年十二月二十七日　商工大臣　水谷長三郎

都道府縣知事

◎運輸省告示第三百五十号

昭和二十二年十二月二十七日から、後志國磯谷郡南尻別村から、後志國壽都郡壽都町を経て後志國島牧郡西島牧村に至る区間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村徳太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
蘭越	函館本線蘭越駅構内
磯谷	後志國磯谷郡磯谷村
壽都	同國壽都郡壽都町
東島牧	同國島牧郡東島牧村
西島牧	同國同郡西島牧村

◎運輸省告示第三百五十一号

昭和二十二年十二月二十七日から、石狩國石狩郡当別町から石狩國石狩郡江別町をへて石狩國石狩郡廣島村に至る区間及び石狩國石狩郡新篠津村石狩國札幌郡白石村間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村徳太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
厚別	函館本線厚別駅構内
野幌	同線野幌駅構内
江別	同線江別駅構内
石狩当別	札沼線石狩当別駅構内
中篠津	石狩國石狩郡新篠津村
新篠津	同國同郡同村
登満別	同國札幌郡江別町

◎運輸省告示第三百五十二号

昭和二十二年十二月二十七日から、石狩國岩見沢市から石狩國空知郡北村をへて石狩國樺戸郡月形村に至る区間及び石狩國岩見沢市石狩國空知郡美唄町間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村徳太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
岩見沢	函館本線岩見沢駅構内
峰延	同線峰延駅構内
石狩月形	石狩木線石狩月形駅構内
北村	石狩國空知郡北村
大富	同國同郡美唄町

◉運輸省告示第三百五十三号

昭和二十二年十二月二十七日から、石狩國上川郡当麻村字当麻、石狩國上川郡当麻村字南二線間及び石狩國上川郡当麻村字当麻、石狩國上川郡当麻村字共線間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
当麻	石北線当麻駅構内
当麻二股	石狩國上川郡当麻村
当麻熊の沢	同國同郡同村

◉運輸省告示第三百五十四号

昭和二十二年十二月二十七日から、石狩國上川郡美瑛町字美瑛、石狩國上川郡美瑛町字美瑛原野間において次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
美瑛	富良野線美瑛駅構内
美瑛千代田	石狩國上川郡美瑛町
美瑛三の宮	同國同郡同町
美瑛三笠	同國同郡同町

◉運輸省告示第三百五十五号

昭和二十二年十二月二十七日から、胆振國虻田郡喜茂別村胆振國虻田郡豊浦村間、胆振國虻田郡留壽都村、胆振國虻田郡狩太村間及び胆振國虻田郡京極村、胆振國虻田郡豊浦村間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
黒橋	胆振國虻田郡喜茂別村大字黒橋
喜茂別	胆振線喜茂別駅構内
留壽都	胆振國虻田郡留壽都村大字留壽都
豊浦	室蘭本線豊浦駅構内
眞狩	胆振國虻田郡眞狩村大字眞狩
狩太	函館本線狩太駅構内
京極	胆振線京極駅構内
大和	胆振國虻田郡豊浦村大字大和

◉運輸省告示第三百五十六号

昭和二十二年十二月二十七日から、胆振國勇払郡苫小牧町、胆振國勇払郡鵡川村間及び胆振國勇払郡厚眞村浜厚眞、胆振國勇払郡厚眞村幌内間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
浜厚眞	日高線浜厚眞駅構内
上厚眞	胆振國勇払郡厚眞村
厚眞	同國同郡同村
幌内	胆振國勇払郡厚眞村
苫小牧	室蘭本線苫小牧駅構内
沼の端	同線沼の端駅構内
鵡川	日高線鵡川駅構内

◉運輸省告示第三百五十七号

昭和二十二年十二月二十七日から、日高國沙流郡日高村から石狩國空知郡東山村を經て石狩國空知郡南富良野村に至る区間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
日高	千栄線日高駅構内
中央	胆振國勇払郡占冠村大字中央
金山	根室本線金山駅構内
下金山	根室本線下金山駅構内
東山	石狩國空知郡東山村大字東山
幾寅	根室本線幾寅駅構内

◉運輸省告示第三百五十八号

昭和二十二年十二月二十七日から釧路國川上郡標茶村から釧路國厚岸郡厚岸村を經て釧路國厚岸郡浜中村に至る区間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
標茶	釧網本線標茶駅構内
太田	釧路國川上郡太田村
厚岸	根室本線厚岸駅構内
浜中	根室本線浜中駅構内
霧多布	釧路國厚岸郡浜中村

◉運輸省告示第三百五十九号

昭和二十二年十二月二十七日から、十勝國河西郡芽室町から、十勝國河西郡大正村を經て十勝國中川郡幕別町に至る区間及び十勝國帯廣市、十勝國河東郡音更村間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
芽室	根室本線芽室駅構内
祥栄	十勝國河西郡芽室町
西士狩	同國同郡同町
村山	同國河東郡音更村
下士幌	同國同郡同村
新駒場	同國同郡同村
木野	上幌線木野駅構内
帯廣	根室本線帯廣駅構内
愛國	廣尾線愛國駅構内
大正	同線大正駅構内
中札内	同線中札内駅構内
幸福	十勝國河西郡大正村

◉運輸省告示第三百六十号

昭和二十二年十二月二十七日から、十勝國河東郡音更村から十勝國河東郡士幌村間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
東瓜幕	十勝國河東郡鹿追村
士幌	士幌線士幌駅構内
上士幌	同上士幌駅構内
下・居辺	十勝國河東郡士幌村

◉運輸省告示第三百六十一号

昭和二十二年十二月二十七日から、十勝國中川郡西足寄村、釧路國足寄郡足寄村間及び十勝國中川郡本別町、十勝國河東郡士幌村間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
足寄	網走本線足寄駅構内
本別	同線本別駅構内
芽登	十勝國中川群西足寄村

◉運輸省告示第三百六十二号

昭和二十二年十二月二十七日から、十勝國河西郡大正村、十勝國廣尾郡大樹村を經て十勝國中川郡幕別町に至る区間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
上札内	十勝國河西郡大正村
尾田	同國廣尾郡大樹村
大樹	廣尾線大樹駅構内
忠類	同線忠類駅構内
駒畠	十勝國中川郡幕別町
糠内	同國同郡同町

◉運輸省告示第三百六十三号

昭和二十二年十二月二十七日から、北見國網走郡美幌町、北見國斜里郡斜里町間及び北見國網走郡藻琴村東藻琴、北見國網走郡藻琴村字藻琴間において、次の貨物取扱所を置き、自動車による区間貨物運輸営業を開始する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

貨物取扱所

取扱所名	所在地
美幌	網走本線美幌駅構内
東藻琴	北見國網走郡藻琴村
小清水	同國斜里郡小清水村
斜里	釧網本線斜里駅構内
古梅	北見國網走郡美幌町
女満別	網走本線女満別駅構内
藻琴	釧網本線藻琴駅構内
上別	同線上別駅構内

◉運輸省告示第三百六十四号

昭和二十二年三月運輸省告示第七十一号鉄道局自動車事務所を設置する件は、昭和二十二年十二月三十一日限り、これを廃止する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村德太郎

◉逓信省告示第三百七十九号

昭和二十一年五月逓信院告示第百五十七号（電氣通信技術者資格檢定規則第十六條ニ依ル認定学校及其ノ卒業者ノ取得スベキ資格ニ関スル件）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十二月二十七日　逓信大臣　三木武夫

「法政大学第二工業学校電氣通信科　第三級　昭和二十二年四月十九日以後卒業ノ者」の次に「攝南工業専門学校電氣通信科　第二級　昭和二十三年三月一日以後卒業ノ者」を加える。

◉逓信省告示第三百八十号

昭和二十一年七月逓信省告示第六号逓信省貯金局の支局設置等の件別表の一部を次のように改正し、昭和二十二年十二月一日から、これを適用する。

昭和二十二年十二月二十七日　逓信大臣　三木武夫

東京貯金支局の項中郵便貯金事務の受持区域を次のように改める。

東京都（但し「いるれ」至「いわす」の記号、上記の記号に「判定」を冠したもの、記号冠字「い」に「恩」、「臨」又は「据」を冠したるもの及び「東」の記号を附したるものに限る。）南洋群島

甲府貯金支局の項中郵便貯金事務の受持区域を次のように改める。

東京都（「いかい」以降の記号及び上記の記号に「判定」を冠したるものを附したるものに限る。）

◉逓信省告示第三百八十一号

昭和二十二年十二月一日から次の郵便局分室を設置した。

昭和二十二年十二月二十七日　逓信大臣　三木武夫

名称	位置	取扱事務
石岡郵便局貯金保険分室	茨城縣新治郡石岡町大字石岡	爲替貯金、簡易生命保険及び郵便年金（窓口事務を含む。）

◉逓信省告示第三百八十二号

昭和六年七月逓信省告示第千四百号中「使用ニ期間ナキモノ」に次のように追加し、従前使用のものは、これを廃止する。

昭和二十二年十二月二十七日　逓信大臣　三木　武夫

東京中央郵便局

昭和二十三年一月一日

鎌倉郵便局

同

長野郵便局

同

新潟郵便局

同

名古屋中央郵便局
名古屋中郵便局

局名は各別のものを使用する

同

熱海郵便局

同

石山郵便局

同

姫路郵便局

同

第6287号　本文

金沢郵便局

同

富山郵便局

同

廣島郵便局
廣島駅前郵便局
宇品郵便局

局名は各別のものを使用する

同

米子郵便局
大山郵便局

局名は各別のものを使用する

同

嚴島郵便局

同

屋島郵便局

同

琴平郵便局

同

雲仙郵便局

同

上ノ山郵便局

同

花巻温泉郵便局

同

霧島郵便局

同

坊中郵便局

同

正誤

昭和二十二年十一月三十日官報号外公布法律第百四十三号非戦災者特別措置法第七條第一項第四号中「この法律施行の際」は削除すべきの誤り。

十二月十八日公布法律第二百七号過度経済力集中排除法第三條第二項中「その有する相対的規模が大であり、又は二以上の分野において」を加えるべきの誤り。

内閣事務官

昭和二十二年十二月十三日内務省告示第三百八十二号の末尾に次の通り追加する。

内務事務官

本籍　熊本県菊池郡大津町大字引水五三番地
住所　北来合衆国加州ウトンソビル町二番二七
居所　東京都千代田区丸ノ内郵船ビル
谷木　昇

本籍　和歌山県那賀郡妙寺村大字岩出八一番地
住所　北来合衆国加州サンジョセ市北一九街二五五
居所　東京都千代田区丸ノ内郵船ビル
豊

本籍　神奈川県愛甲郡愛川町田代一〇四七番地
住所　北来合衆国加州ロスアンゼルス西三六街一三三〇
居所　東京都千代田区丸ノ内八重州ビル内
荻田　剛雄

昭和二十二年十二月十七日農林省告示第百八十号三行「但書等」の誤り。

叙任及辞令

◉昭和二十二年十一月二十八日

運輸事務官　柴田　清一

二級に陞叙する

◉昭和二十二年十二月十七日

運輸技官に任命する　松永　淳

二級に叙する

検事に任命する　中川　種臧

二級に叙する

検察事務官　宇野洪定三

二級に陞叙する

厚生技官　正道　一瀧　亘
　　柿下　隆四
　　加藤　直徳
　　北倉　秀登

（各通）

本田　迪康　武者小路賢光
　　吉澤　四郎

文部教官に任命する

二級に叙する

文部教官に兼ねて任命する

二級に叙する

（各通）

農林大臣秘書官に任命する

二級に叙する

（各通）

農林事務官に任命する

二級に叙する

農林技官に任命する

二級に叙する

（各通）

農林技官　菊地　儔
地方事務官　城丸　政茂
同　三谷　甲才
同　高橋　鐵夫
同　鯨谷　富藏

文部教官　米倉　二郎
同　野間　清治
同　平田　俊春
同　池浦　孝忍

依職文部教官

大蔵事務官兼総理秘書官　佐藤　一郎

昭和二十二年政令第六十二号第三條第一項に依り本官を免ずる

農林大臣秘書官兼総理秘書官

農林大臣秘書官の兼任を免ずる

地方事務官　加地　憲一
同　水野　一重

願に依り本官を免ずる（以上十二月十七日総理庁）

彙報

○閣議

◉水路告示第五十一号

（六八九頁……七〇一頁）

昭和二十二年十二月二十七日

水路部長　和田雄次

一、昭和二十二年一月一日以後に発行した水路告示一覧表を発行する。

所要の向は水路部

雲仙帝国公園から交付を受けられたい。

22年478頁（伊勢）

23年690頁

水路部

◉23年691頁

昭和22年12月1日における水路部告示航路標識の変更による伊豆諸島近海および小笠原諸島水路図（一部）の訂正。

34° 00′ N, 138° 30′ E.（概位）

水路部

◉23年691頁

昭和22年12月1日における水路部告示航路標識の変更による伊豆諸島近海および小笠原諸島水路図（一部）の訂正。

183° 250メートル
36° 45.6′ N, 137° 13.8′ E.（概位）
（ロ）イ水深より
196° 280メートル

第6287号　官報

(ハ)(イ)位置より 196° 480メートル

標式 紅猪円台形係船浮標

備考 上記各浮標を結ぶ線の西側140メートル以内は最小水深6.5メートルであるという。

海図 1161(富山港)

誌類 誌1B. 136頁

出所 船舶運営会伏木支部

● 22年692項

本州南岸—館山港 浮標不存在

記事 館山港下記7位置の航路浮標5箇及び係船浮標2箇はいづれも存在していない。

位置 正木燈台(34° 59.0′ N, 139° 51.4′ E. 概位)よりの

	方位(度)	距離(メートル)
(イ)	304	1,120
(ロ)	$306\frac{1}{2}$	1,180
(ハ)	339	2,870
(ニ)	$343\frac{1}{2}$	1,480
(ホ)	347	2,070
(ヘ)	349	850
(ト)	$354\frac{1}{2}$	1,830

標式 (イ)、(ロ) 紅猪円錐形浮標
(ハ) 円錐形浮標
(ニ)、(ホ) 紅猪円台形係船浮標
(ヘ)、(ト) 球形頭附標黒猪円錐形浮標

注意 (1)海図1063号上、(ヘ)、(ト)両浮標の西方に記載の「海軍占用区域」及びこれを標示する区域(断線)をそれぞれ削除する。
(2) 書誌1号A. 22頁初行を削除する。

海図 55—((イ)至(ト))1063

誌類 (注意2)誌1A. 22頁

出所 館山市長

● 22年693項(一時関係)

京浜港—横浜第1区 掘下げ作業について

記事 京浜港第1区新港1号岸壁より同4号岸壁間の周囲の掘下げ作業を実施している。

位置 35° 27.0′ N, 139° 37.8′ E.(概位)

掘下げ区域 新港1号岸壁より同4号岸壁間岸線より105メートル(110ヤード)以内の水面

期間 昭和22年12月11日より向う3箇月間

備考 附近航行船舶は適当に減速し作業船より100メートル以内に近寄らない様に注意を要する。

海図 66—67

誌類 誌1A. 37頁

出所 京浜港長

● 22年694項

大阪港—中央突堤 燈台設置

記事 中央突堤外端下記位置に昭和22年12月20日大阪港中央突堤燈台を設置した。

位置 34° 38′ 51″ N, 135° 25′ 43″ E.

略記 Gp. Occ. (2) G. R. ev. 10 sec. 10m. 11 M.

細目 燈質 群明暗緑光(紅光分弧あり)毎10秒に2光(明4秒、暗2秒、明2秒、暗2秒)●燈高 平均水面上10メートル●光達 11マイル●燈光数緑光950、紅光1,500●明弧 全度(紅光分弧158°～337°)●構造白塗四角形木造「やぐら」形、礎上燈高8メートル

注意 書誌2号追、6頁10行至12行(62頁8行)貼附の17年456項別紙を削除する。

海図 123—1103—150—106—100A

誌類 十誌2. 62頁—(注意)誌2追. 6頁—十誌100 A. 391番

出所 燈台局

● 22年695項(一時関係)

九州西岸 五島列島—白瀬 燈台消燈

記事 五島白瀬燈台は昭和22年12月12日消燈した。

位置 白瀬岩上 33° 11.0′ N, 128° 48.1′ E.(概位)

略記 Occ. W. R. ev. 4 sec. 39 m. $17\frac{1}{2}$, 15 M. (U)

海図 1212—187

誌類 誌2. 148頁—誌100 A. 995番

出所 燈台局

● 22年696項

南西諸島 沖縄島—中城湾 沈船存在

記事 久高島の北東に拡延する礁脈附近下記(イ)、(ロ)2位置及び勝連湾内(ハ)位置に沈船がある。

位置 津堅島燈台(26° 14.3′ N, 127° 56.6′ E. 概位)よりの

	方位(度)	距離(マイル)
(イ)沈船(船体の一部を水面上に露出する)	$189\frac{1}{2}$	3.44
(ロ)沈船(沈船上の水深不明)	$183\frac{1}{2}$	2.34
(ハ)沈船(沈船上の水深6.1メートル)	319	4.26

注意 海図上、上記各沈船を記載し海図222号上「(1947年)」をそれぞれ附記する。

海図 222—226

誌類 誌5. 101頁、102頁

出所 米告示1947年5317項

● 22年697項

南西諸島 沖縄島—中城湾 暗岩不存在

記事 勝連崎の西北西方約1.1マイルに図載してある暗岩は存在していない。

位置 「アギナミ」島頂より304° 1,750メートル 26° 17.7′ N., 127° 54.2′ E.(概位)

海図 222—226

出所 米告示1947年5317項

● 22年698項

朝鮮東岸—西湖津港 燈の現状について

(1)記事 西湖津港燈台は燈質を群閃紅光に光達を11マイルに変更されてある。

位置 外洋島端上 39° 48.3′ N, 127° 39.8′ E.(概位)

略記 Gp. Fl. (3) R. ev. 20 sec. 44 m. 11 M.

細目 燈質 群閃紅光、毎20秒に3閃(閃0.5秒、暗3秒、閃2秒、閃0.5秒、暗7秒、暗7秒)●光達11マイル●その他従前通り

(2)記事 西湖津港燈柱は不動緑光に変更されてある。

位置 防波堤南東端 39° 49.3′ N, 127° 38.0′ E.(概位)

略記 F. G. 10 m. 11 M.

細目 不動緑光●その他従前通り

(3)記事 興南港東導燈後燈は存在していない。

位置 興南邑北東方山上 39° 50.7′ N, 127° 37.6′ E.(概位)

略記 F. R. 66 m. $5\frac{1}{2}$ M. (U)

注意 海図320号分図上、上記後燈に「(不存在)」を附記し、(総図上は上記後燈は図載していない)海図307号上は上記位置に記載の燈記号及び"2 L t s"を削除する。

(4)記事 興南港西導燈は前後燈共存在していない。

位置 (イ)前燈 39° 50.1′ N, 127° 37.8′ E.(概位)
(ロ)後燈 前燈より343° 約1,520メートル

略記 (イ)F. G. 18 m. $1\frac{1}{2}$ M. (U)
(ロ)F. G. 64 m. $1\frac{1}{2}$ M. (U)

注意 (1)海図320号分図上、上記2燈をその指導線及び附記の記事と共に削除し、総図上は(イ)前燈を削除する。((ロ)後燈は図載していない)又海図307号上は(イ)前燈位置に記載の燈記号及び"2 L t s"を削除する。
(2)書誌6号A追、24頁記事欄中11行至24行を削除する。

海図 320(分図共)—307—(1)162—(1)301—(1)1004—(1)1005

誌類 十誌6 A. 132頁、137頁—(注意(2))誌6 A追. 24頁—十誌100 A. 1755番、1756番、1758番—誌100 A. 1759番、1760番(削除)

出所 汽船宗谷丸船長谷口熊三

● 22年699項

遼東海湾—葫蘆島港 燈台等について

記事 葫蘆島燈台の光達等及び葫蘆島港防波堤燈台の燈質等は下記の通り変更された。

位置 (イ)葫蘆島燈台 葫蘆島高角燈籠山頂 40° 43.1′ N, 121° 01.3′ E.(概位)
(ロ)葫蘆島港防波堤燈台 防波堤外端 40° 42.6′ N, 121° 00.2′ E.(概位)

略記 (イ)Fl. ev. 10 sec. 131 m. 13 M. (Tempy.)
(ロ)Fl. ev. 4 sec. 10 m. 10 M. (U)

細目 (イ)燈質閃白光、毎10秒に1閃(閃1秒、暗9秒)●燈高平均水面上131メートル●光達13マイル●明弧180°—73° ●その他従前通り
(ロ)燈質 閃白光、毎4秒に1閃(閃1.3秒、暗2.7秒)●燈高 平均水面上10.3メートル●光達 10マイル●その他従前通り

注意 (1)書誌12号A/2.164頁27行至末行貼附の13年272項別紙末行中「燈高平均水面上130米」を「燈高平均水面上131米」に改記する。
(2)書誌12号A/2.165頁初行至19行貼附の19年27項別紙18行中「燈高平均水面上13米」を「燈高平均水面上10.3米」に改記する。

海図 1406—1404—363—392—(イ)1004—(ロ)1005

誌類 (注意1)誌12A/2.164頁—(注意2)誌12A/2.165頁—十誌100A. 2289番、2290番

出所 米燈台表

● 22年700項

遼東海湾—葫蘆島港 沈船について

記事 葫蘆島燈台と葫蘆島港防波堤燈台とを結んだ線上に数隻の沈船があるという。

記事 葫蘆島港防波堤燈台より61° 400メートル 40° 42.7′ N, 121° 00.4′ E.(概位)

注意 海図上、上記葫蘆島燈台と葫蘆島港防波堤燈台とを結んだ線に沿い上記位置に「沈船アリ」を記載する。

海図 1406

誌類 誌12A. 12. 165頁

出所 米告示1947年4955項

● 22年701項

支那東岸 海州湾—車牛山 燈台燈質等変更

記事 車牛山燈台は燈質を閃白光、毎5秒に1閃及び光達を18マイルに変更された。

位置 34° 59.8′ N, 119° 49.2′ E.(概位)

略記 Fl. ev. 5 sec. 75 m. 18 M.

細目 燈質 閃白光、毎5秒に1閃(閃1秒、暗4秒)●光達 18マイル●その他従前通り

海図 388—389—1004—1001—1005

誌類 誌12 A. 183頁—十誌100 A. 2367番

出所 米水路日報1947年No. 178W

● 項 外

(234) 北海道南岸—室蘭港 燈台消燈 室蘭港北防波堤燈台(明暗緑光)(42° 21.1′ N, 140° 57.1′ E. 概位)は昭和22年12月16日消燈していたという。(海図14号及び誌100A. 1181番各参照)(函館無線報)

(235) 内海—和泉灘 航路浮標について 和泉灘推薦航路1浮標(34° 32.6′ N, 135° 04.9′ E. 概位)はわずかに上部を水面に露出視認困難であるから、航行船舶は注意を要する。(海図131号参照)(阪神港長)

(236) 内海—安芸灘南航路 掃海完了 安芸灘南航路(来島海峡より釣島水道間)(巾2,000メートル)は昭和22年12月20日掃海完了した。
位置 34° 00′ N, 132° 45′ E.(概位)
(海図141号及び22年241項附図各参照)(第二十復員局掃海監部)(780050(10))

(237) 朝鮮西岸—仁川港 沈船存在 仁川港小月尾島燈台の南西方約1マイルにはしけが沈没している、なおこの沈船附近は潮流がはげしい為移動するおそれがあるから附近航行船舶は注意を要する。
位置 小月尾島燈台より 250° 1,650メートル 37° 27.3′ N, 126° 35.2′ E.(概位)
(海図323号参照)(米海軍)

(238) 航行上注意を要する浮流物

(イ)漂流物

発見月日時刻	発見物	地点	参照海図	出所
12月17日1330	球形物体	北太平洋 41° 27′ N, 146° 38′ E.	34	米無電告示(787296)
12月17日1440	球形物体	北太平洋 41° 27′ N, 146° 46′ E.	34	米無電告示(787296)
12月20日1530	漁船	北太平洋 35° 20′ N, 142° 30′ E.	62	米無電告示(787299)
12月20日1530	漁船	北太平洋 35° 14′ N, 141° 14′ E.	1015	ほんだい丸(787300)

(ロ)機雷

発見月日時刻	発見地点	参照海図	出所
12月14日1015	東京海湾剣埼燈台の南東方約3マイル 35° 06′ N, 139° 43′ E.	1069	図洋丸報(787295(2))
12月17日1000	北太平洋 34° 40′ N, 152° 28′ E.	48	米無電告示(787298)

注意 昭和23年水路告示第1号は昭和23年1月10日所官報に掲載する。

地方行政

◎県会 愛知県において十二月二十二日臨時県会を招集する。(愛知県)

廣告

◎工場財團

東京都世田谷区上馬町一丁目八八〇番地、日造木工株式会社より同所所在の工場に属する工作物、並に機械器具等に対し工場に属する工場財團組成の爲め所有権保存登記の申請があつたから、右財團に属する動産に付き権利を有する者、又は差押、仮差押若しくは、仮処分の債権者は、本公告掲載の日より三十二日以内に其の権利を当廳に申出でられたい。

但工場財團に属するものの目録は当廳に備付けてあつて関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年十二月二十七日 東京司法事務局世田谷出張所

◎証票亡失

次の証票は、亡失のため、今後無効とする。

昭和二十二年十二月 逓信省

私設無線電信、無線電話検査吏員之証 第五〇四号 逓信事務官 國府 正典

◎公示催告

昭和二十一年(ヘ)第六二八号
富山市北新町四十四番地
申立人 舘村五三郎
右申立代理人 北川兵三郎

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年三月二十四日 富山区裁判所

(別紙) 目録

北陸配電株式会社株券二十九枚此株式数二百五十八株

株券内訳

種類	株券額面	払込金額	記号番号
一株券	五十円	五〇・〇〇	い甲 自一六九五 至一六九七
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	い丙 自三〇二九 至三〇四六
五株券	二百五十円	六二・五〇	ろ乙 三六〇四
十株券	五百円	一二五・〇〇	ろ丙 自八二三 至八二五一

発行年月日 昭和十七年七月一日
最終名義人 舘村五三郎

昭和二十一年(ヘ)第六三〇号
富山市東田町二十二番地
申立人 中橋安三
右申立代理人 北川兵三郎

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年三月二十四日 富山区裁判所

(別紙) 目録

北陸配電株式会社株券二十九枚此株式数四百六十四株

株券内訳

種類	株券額面	払込金額	記号番号	最終名義人
一株券	五十円	五〇・〇〇	い甲 一九一九三	中橋サト
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	い丙 三五五三三	同人
同	同	同	い丙 三五五二三	同人
同	同	同	い丙 八六八四	同人
同	同	同	い丙 八六六五	同人
同	同	同	い丙 自五五三五 至五五三六	同人
五十株券	二千五百円	二、五〇〇・〇〇	い丁 五五九	同人
同	同	同	い丁 一七六	同人
百株券	五千円	五、〇〇〇・〇〇	い戊 一〇〇七	同人
十株券	五百円	一二五・〇〇	ろ丙 九一五	同人
同	同	同	ろ丙 九一四	同人。
五十株券	二千五百円	六二五・〇〇	ろ丁 九二	同人
一株券	五十円	一二・五〇	い甲 自一九八六 至一九八八	中橋藤吉
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	い丙 自三五五二 至三五五八	同人
同	同	一二五・〇〇	ろ丙 自九九〇 至九九一	同人

発行年月日 昭和十七年七月一日

昭和二十一年(ヘ)第六三一号
富山市中野新町六十三番地
申立人 永井善重
右申立代理人 北川兵三郎

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年三月二十四日 富山区裁判所

(別紙) 目録

北陸配電株式会社株券五枚此株式数五十株

株券内訳

種類 十株券
株券額面 五百円
払込金額 五百円
記号番号、最終名義人 い丙一〇六〇三永井善重、い丙二三六四四三、い丙自一〇三六八至一〇三七〇永井善一郎
発行年月日 昭和十七年七月一日

昭和二十一年(ヘ)第六三二号
富山県婦負郡長岡村北代四百二十四番地
申立人 永盛兵衛
右申立代理人 北川兵三郎

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年三月二十四日 富山区裁判所

(別紙) 目録

北陸配電株式会社株券一枚此株式数十株

株券内訳

種類	株券額面	払込金額	記号番号
十株券	五百円	一二五・〇〇	ろ丙 九六一五

発行年月日 昭和十七年七月一日
最終名義人 永盛兵衛

昭和二十一年(ヘ)第六三三号
富山市清水町十区二十番地の一
申立人　永瀬　利雄
右申立代理人　北川兵三郎
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
北陸配電株式会社株券六枚此株式数六株
株券内訳
種類　一株券
株券額面　五十円
払込金額　一二円五〇銭
記号番号　ろ甲自八六〇八至八六一〇、ろ甲自三二四一至三二四三
発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　永瀬利雄

昭和二十一年(ヘ)第六三五号
富山市長柄町六十六番地
申立人　西野　茂一
右申立代理人　北川兵三郎
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
北陸配電株式会社株券五枚此株式数五十株
株券内訳

種類	株券額面	払込金額	記号番号
十株券	五百円	一二五・〇〇	ろ丙 自一〇二〇〇 至一〇二〇四

発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　西野茂一

昭和二十一年(ヘ)第六三七号
富山市柳町二十七番地
申立人　早川　信三
右申立代理人　北川兵三郎
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
北陸配電株式会社株券四枚此株式数三十一株
株券内訳

種類	株券額面	払込金額	記号番号
一株券	五十円	一二・五〇	い甲 三八七三
十株券	五百円	一二五・〇〇	ろ丙 自一七一 至一七三

発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　早川信三

昭和二十一年(ヘ)第六四〇号
福井県武生町蓬莱二十番地
申立人　石川　まさ
右申立代理人　北川兵三郎
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
北陸配電株式会社株券三枚此株式数七株
株券内訳

種類	株券額面	払込金額	記号番号
一株券	五十円	一二・五〇	い甲 三八二
同	同	同	い甲 三八三
五株券	二百五十円	六二・五〇	い乙 七〇九

発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　石川まさ

昭和二十一年(ヘ)第六四一号
富山県下新川郡内山村宇奈月
申立人　伊藤　定治
右申立代理人　北川兵三郎
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
北陸配電株式会社株券六枚此株式数六株
株券内訳
種類　一株券
株券額面　五十円
払込金額　一二円五〇銭
記号番号　ろ甲自五一五五至五一五七、ろ甲自四一九至四二一、
発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　伊藤定治

昭和二十一年(ヘ)第六四二号、
富山市神通町千四百七十一番地
申立人　石坂　正禧
右申立代理人　北川兵三郎
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
北陸配電株式会社株券十一枚此株式数五十株
株券内訳

種類	株券額面	払込金額	記号番号	最終名義人
十株券	五百円	一二五・〇〇	ろ丙 五二	石坂正禧
一株券	五十円	一二・五〇	ろ甲 自一九九 至二〇一	石坂イト
五株券	二百五十円	六二・五〇	い乙 四三	同人
十株券	五百円	一二五・〇〇	い丙 三八	同人
五株券	二百五十円	六二・五〇	ろ乙 三七	同人
一株券	五十円	一二・五〇	い甲 二〇二	石坂キヨ
同	同	同	い甲 二〇三	同人
五株券	二百五十円	六二・五〇	ろ乙 二六	同人
十株券	五百円	一二五・〇〇	い丙 三九	同人

発行年月日　昭和十七年七月一日

昭和二十一年(ヘ)第六四三号
富山市新宿町七百一番地
申立人　高橋　興助
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券の無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
一株式会社北陸銀行株券

種類	枚数	額面	払込額	記号番号
五十円払込	一	金五百円	金五十円	甲は第二三四〇号
十二円五十銭払込	一	金五百円	金十二円五十銭	戊は第一四〇九号

最終株主　高橋雲助
発行者　富山市袋町十番地株式会社北陸銀行

昭和二十一年(ヘ)第六四五号
堺市七道西町四十五番地第一寮五十四号
申立人　大和　利明
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券の無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
一、不二越鋼材工業株式会社株式五十株
但
一株券額面　金五百円也　五枚
一株の払込金　金五十円也
一記号及番号　丙一四〇〇四四号、丙八五一〇〇〇四号、丙一五〇〇五号、丙一七四九号
一株券発行年月日　昭和十六年一月二十日
一発行者氏名　不二越鋼材工業株式会社取締役社長井村荒喜
一最終株主　田中利明

昭和二十一年(ヘ)第六四六号
富山市大泉町千六十番地余川喜代治方
申立人　杉本　英雄
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
一富山化学工業株式会社株券二通
但
種類　五十株券
額面　金二千五百円也
払込金額　一株に付き金五十円也全額払込済
発行年月日　昭和十九年十一月三日
最終株主の住所氏名　愛知県碧海郡知立町西新地三七杉本英雄
発行者　富山市下奥井八番地富山化学工業株式会社取締役社長中井敏雄
記号番号　乙第一〇四八号、乙第一〇四九号

昭和二十一年(ヘ)第六四七号
富山市大泉町千六十番地余川喜代治方
申立人　杉本　英雄
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
一立山重工業株式会社株式五十株券二枚
株券額面　金二千五百円也
払込金額　一株に付き金五十円也
記号番号　い第二四四五号、第二四四六号
発行者　富山市下奥井一番地立山重工業株式会社
最終株主　杉本英雄

昭和二十一年(ヘ)第六四八号
富山市大泉町千六十番地余川喜代治方
申立人　杉本　英雄
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
一北陸配電株式会社株券六枚此株式数二十四株
但し

種類	株券額面	払込金額	記号番号
一株券	五十円	五十円	い甲 自四〇七七 至四〇八〇
十株券	五百円	五百円	い丙 七一二、七一三

発行者　富山市桜橋通り北陸配電株式会社
発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　杉本英雄

昭和二十一年(ヘ)第六四九号
富山市南新町五十八番地
申立人　玉川　義治
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
一株式会社北陸銀行株式二十株株券二枚
内訳

種類	株券額面	払込金額	記号番号
十株券	五〇〇円	五〇〇円	甲は第三三一八号
十株券	五〇〇円	一二五〇円	甲は第三三一九号

以上株式最終名義人　富山市南新町五十八番地玉川義治

昭和二十一年(ヘ)第六五〇号
富山市南新町五十八番地
申立人　玉川善次郎
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年三月二十四日　富山区裁判所

(別紙)　目録
株式会社北陸銀行株式百三十株株券十二枚
内訳

種類	株券額面	払込金額	記号番号
十株券	五〇〇円	五〇円	甲は自第三五〇九号至第三五一七号
十株券	五〇〇円	一二円五〇銭	戊は自第一五〇一号至第一五〇四号

以上株式最終名義人　富山市南新町五十八番地玉川善次郎

昭和二十二年(ヘ)第三十号
福井市佐久良中町八十九番地
申立人　益永茂三郎
右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を為したるに付其所持人は昭和二十三年七月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年四月二十六日　富山区裁判所

(別紙)　目録
一不二越鋼材工業株式会社株券二十八枚

記号番号		種類	員数	備考
丁十八	自七七六一 至七七六三	五十株券 額面二、五〇〇円	三	全額払込済
辛	自一〇二〇一 至一〇二一〇	十株券 五〇〇円	一〇	同
丙	自二九六四 至二九六七	同	四	同
丙十八	一六七七	同	一	同

右最終株主　不二越鋼材工業株式会社　雨森耕

記号番号		種類	員数	備考
丙十八	一〇五〇〇、一〇五〇一、一〇五〇二、一〇八〇六、一〇八〇七	十株券 額面五百円	五	全額払込済
辛	自三三三三 至三三三六	一株券 額面五十円	四	同
甲十八				

右最終株主　永瀬清治

昭和二十二年(ヘ)第一〇三一号
東京都千代田区有楽町一丁目十番地
申立人　株式会社東洋軒
代表取締役　笠原　富勒
東京都品川区平塚七丁目千六十八番地
申立人　笠原　富勒
右代理人　松宮　隆
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年六月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月十七日　東京簡易裁判所

(別紙)　目録
一日本食堂株式会社株券
一株五十円　全額払込済
発行日　昭和十三年九月二十日
発行者　日本食堂株式会社
最終株主最終所持人　東京都千代田区有楽町一丁目十番地株式会社東洋軒代表取締役笠原富勒
百株券六枚　旧い二八九号乃至二九四号
最終株主最終所持人　東京都品川区平塚町七丁目一千六十八番地笠原富勒
百株券二枚　旧い二九五号二九六号

昭和二十二年(ヘ)第一〇三二号
東京都世田ケ谷区代田二丁目一〇五三番地
申立人　太田　定雄
茨城県結城郡菅原村三四七番地
小室しげ相続人
同　小室　忠次
神戸市垂水区西垂水町二〇九五番地
同　岸本　茂
名古屋市中村区則武町五丁目三一七七番地
同　辻井時次郎
鹿児島市武町一四九番地
同　俣野　トモ
右同所
同　俣野　政治
東京都台東区浅草馬道二丁目二番地
同　岡本　健一
愛知県愛市浅野日尾塚七〇番地
同　山中鉄三郎
大阪市天王寺区堂ケ芝町一〇九番地
同　宮崎　彌作
長野県上伊那郡川島村大字上島二三五八番地
同　垣内　徳道
右申立代理人　河鰭彦治郎
同　瀬園　勝美
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年六月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月十七日　東京簡易裁判所

(別紙)　目録
片倉工業株式会社株式(イ)五十株券二十四枚(ロ)十株券六枚
額面　(イ)各二千五百円(千二百五十円払込)(ロ)各五百円(二百五十円払込)
記号番号　(イ)戊波自第一六五三号至第一六六三号、自第一六六五号至第一六七七号(ロ)戊波自第三三四〇号至第三三四五号
一株の金額　五十円
発行者　片倉工業株式会社
発行日　昭和十五年十一月十五日
最終株主　太田定雄

小室しげ相続人小室忠次分
片倉工業株式会社株式十株券二枚
額面　各五百円(二百五十円払込)
記号番号　戊波第一九三四四号、第一九三四五号
一株の金額　五十円
発行者　片倉工業株式会社
発行日　昭和十一年八月二十六日
最終株主　小室しげ
最終所持人　小室忠次

岸本茂分
片倉工業株式会社五十株券一枚
額面　二千五百円(千二百五十円払込)
記号番号　波第二五五八七号
一株の金額　五十円
発行者　片倉工業株式会社
発行日　昭和十年十月二十二日
最終株主　岸本茂

辻井時次郎分
片倉工業株式会社五十株券一枚
額面　二千五百円(千二百五十円払込)
記号番号　丙波第一五五四号
一株の金額　五十円
発行者　片倉工業株式会社
発行日　昭和十四年十一月十五日
最終株主　辻井時次郎

俣野政治分
片倉工業株式会社株式(イ)十株券二枚(ロ)一株券四枚
額面　(イ)各金五百円(二百五十円払込)(ロ)各五十円(二十五円払込)
記号番号　(イ)戊波第二七五九号、第二七六〇号(ロ)戊波自第一〇五六六号至第一〇五六九号
一株の金額　五十円

俣野トモ分
片倉工業株式会社株式(イ)十株券一枚(ロ)一株券六枚
額面　(イ)五百円(二百五十円払込)(ロ)各五十円(二十五円払込)
記号番号　(イ)戊波第二七六五号(ロ)戊波自第一〇七六〇号至第一〇七六五号
一株の金額　五十円
発行者　片倉工業株式会社
発行日　昭和十六年二月二十一日
最終株主　俣野トモ

岡本タヘ相続人岡本健一分
片倉工業株式会社株式十株券十枚
額面　各五百円(二百五十円払込)
記号番号　戊波第六〇三八号、第八七四〇号、第一一二〇一号、第一一二三一号、第一一四〇五号、第一一四〇六号、第一一五五七号、第一一四九九号、第一二三七九号、第一一三七九四号
一株の金額　五十円
発行者　片倉工業株式会社
発行日　大正九年三月二十四日
最終株主　岡本タヘ
最終所持人　岡本健一

田中鉄三郎分
片倉工業株式会社株式十株券五枚
額面　各五百円(二百五十円払込)
記号番号　戊波自第四〇五四号至第四〇五八号
一株の金額　五十円
発行者　片倉工業株式会社
発行日　昭和四年七月十五日
最終株主　田中鉄三郎

宮崎彌作分
片倉工業株式会社株式(イ)百株券二枚(ロ)五十株券七枚(ハ)十株券五枚
額面　(イ)各五千円(二千五百円払込)(ロ)各二千五百円(千二百五十円払込)(ハ)各五百円(二百五十円払込)
記号番号　(イ)戊仁第三一〇号、第三一一号(ロ)戊波第三一九号、丙波第一八三七号、第一八三八号、第二〇八五号、第二〇八六号、第四五〇九号、第四二〇八六号(ハ)波第九四二九号、第一〇六八二号、第一二三六五号、第二一三九三号、第二三八一〇号

第6287号本文

一株の金額　五十円
発行者　片倉工業株式会社
発行日　昭和十六年二月二十一日
（イ）及（ロ）の内戊渡第三二九号、丙渡第一八三七号、第一八三八号）昭和十三年十月一日（ハ）の残）大正五年七月三十一日（ハ）
最終株主　宮崎彌作
頃内徳重分
片倉工業株式会社株式（イ）十株券四枚
（ロ）一株券二十五枚
額面　（イ）各五百円（一百五十円拂込）
（ロ）各五十円（二十五円拂込）
記号番号　我自第三〇一三号至第三〇一六号、ゐ自第五七九七号至第五七九八三号、自第一五四六〇号至第一五四六二号、第一八七三号、第一八七八二号至第四九六〇号
一株の金額　五十円
発行者　片倉工業株式会社
発行日　昭和十六年二月二十一日（ロノ内自第四九五六号至第四九六〇号）大正九年十月一日（イ）及（ロの残）
最終株主　頃内徳重

昭和二十二年（ヘ）第一〇三三号
東京都千代田区神田鍛冶町一丁目二番地
右代理人弁護士　大隅　四郎
別紙表示の約束手形及び倉荷証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年六月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形及び倉荷証券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月十七日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　錄
一、約束手形　一通
一番号　第十四号
一手形金額　金二万円
一支拂期日　昭和二十二年十月三十一日
一支拂地　東京都中央区
一支拂場所　住友銀行人形町支店
一振出地　中央区日本橋二ノ四
一引受及支拂拒絶証書作成の義務ハ免除す　鈴木公平
一振出日　昭和二十二年十一月三日
一振出人　東京都中央区日本橋二ノ四　綜合アメリカ研究所　鈴木公平
一受取人　荒木重義
一所持人　荒木重義
一、約束手形　一通
一番号　第十五号
一手形金額　金三万円
一支拂期日　昭和二十二年十一月三十日
一支拂地　東京都中央区
一支拂場所　住友銀行人形町支店
一振出地　東京都中央区日本橋二ノ四
一引受及支拂拒絶証書作成の義務を免除す　鈴木公平
一振出日　昭和二十二年十月三日
一振出人　東京都中央区日本橋二ノ四　綜合アメリカ研究所　鈴木公平
一受取人　荒木重義
一所持人　荒木重義
一、倉荷証券一通
一証券の番号及作成年月日　第五〇〇二五号　昭和二十二年八月二十五日
一受寄物の種類品質、数量及荷造の種類個数並に記号　コールビックハンマー十五台（木箱）C A — 57、ジヤックハンマー三十台（木箱）
一寄託者の氏名又は商号　荒木重義
一保管場所　東京都江東区深川佐賀町一丁目
一保管料　一期全部に付金九百五十円
一保管期間　自昭和二十二年八月二十三日至同年十一月二十三日
一発行者　東京都港区芝海岸通り三丁目一番地　安田倉庫株式会社　東京支店
一保険金額　金十五万八千四百円也
一保険者　安田火災海上保険株式会社
一最後の所持人　荒木重義

昭和二十二年（ヘ）第一〇三四号
伊豆長岡町長岡字鳴沢一千三百十七番地
申立人　石井　伸
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年六月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月十七日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　錄
一、日本皮革株式会社株式一百株
一株の金額　金五十円
一株に付　金五十円拂込済
記号番号　自い丙第二二八七五号至同第二二八七九号　五十株券五枚、自い乙第九一八六〇号至い乙第九一八六二号　十株券三枚、自い甲第五六七五八号至い甲第五六七六一号　一株券四枚
一振出人　東京都中央区日本橋二ノ四　綜合アメリカ研究所　鈴木公平
一受取人　荒木重義
一所持人　荒木重義
一、約束手形　一通
一番号　第十五号
一手形金額　金三万円
一支拂期日　昭和二十二年十一月三十日
一支拂地　東京都中央区
一支拂場所　住友銀行人形町支店
一振出地　東京都中央区日本橋二ノ四
一引受及支拂拒絶証書作成の義務を免除す　鈴木公平
一振出日　昭和二十二年十月三日
一振出人　東京都中央区日本橋二ノ四　綜合アメリカ研究所　鈴木公平
一受取人　荒木重義
一所持人　荒木重義
一、倉荷証券一通
一証券の番号及作成年月日　第五〇〇二五号　昭和二十二年八月二十五日
一受寄物の種類品質、数量及荷造の種類個数並に記号　コールビックハンマー十五台（木箱）C A — 57、ジヤックハンマー三十台（木箱）
一寄託者の氏名又は商号　荒木重義
一保管場所　東京都江東区深川佐賀町一丁目
一保管料　一期全部に付金九百五十円
一保管期間　自昭和二十二年八月二十三日至同年十一月二十三日
一発行者　東京都港区芝海岸通り三丁目一番地　安田倉庫株式会社　東京支店
一保険金額　金十五万八千四百円也
一保険者　安田火災海上保険株式会社
一最後の所持人　荒木重義

昭和二十二年（ヘ）第一〇三五号
大阪市東区久太郎町三丁目二十番地の一
申立人　三露株式会社
代表取締役　川口　爲吉
代理人　石井　傳吉
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年六月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月十七日
東京簡易裁判所

（別紙）　物件表
一、日本発送電株式会社株式二百八十四株
一株の金額　金五十円也
一株に付　金五十円拂込済
記号番号　自い丙第二二八七五号至同第二二八七九号　五十株券五枚、自い乙第九一八六〇号至い乙第九一八六二号　十株券三枚、自い甲第五六七五八号至い甲第五六七六一号　一株券四枚

昭和二十二年（ヘ）第一〇三六号
東京都文京区小石川町一丁目
申立人　廣瀬清次郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年六月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月十七日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　錄
一種類枚数　（イ）十株券一枚、（ロ）一株券二枚
記号番号　（イ）ほ甲第一八二三九一号、ほ第一八二三九二号、（ロ）ほ甲第一八二三九二号
額面金額　（イ）金五百円也、（ロ）各金五十円也
拂込金額　（イ）、（ロ）共各全額拂込済
発行年月日　（イ）、（ロ）共昭和十七年六月一日
一発行者　東京都文京区小石川町一丁目十五番地一日本発送電株式会社　廣瀬清次郎
一最終名義人　廣瀬清次郎
一振出人　東京都中央区日本橋二ノ四　綜合アメリカ研究所　鈴木公平
一受取人　荒木重義
一所持人　荒木重義
一、約束手形　一通
一番号　第十五号
一手形金額　金三万円
一支拂期日　昭和二十二年十一月三十日
一支拂地　東京都中央区
一支拂場所　住友銀行人形町支店
一振出地　東京都中央区日本橋二ノ四
一引受及支拂拒絶証書作成の義務を免除す　鈴木公平
一振出日　昭和二十二年十月三日
一振出人　東京都中央区日本橋二ノ四　綜合アメリカ研究所　鈴木公平
一受取人　荒木重義
一所持人　荒木重義
一、倉荷証券一通
一証券の番号及作成年月日　第五〇〇二五号　昭和二十二年八月二十五日
一受寄物の種類品質、数量及荷造の種類個数並に記号　コールビックハンマー十五台（木箱）C A — 57、ジヤックハンマー三十台（木箱）
一寄託者の氏名又は商号　荒木重義
一保管場所　東京都江東区深川佐賀町一丁目
一保管料　一期全部に付金九百五十円
一保管期間　自昭和二十二年八月二十三日至同年十一月二十三日
一発行者　東京都港区芝海岸通り三丁目一番地　安田倉庫株式会社　東京支店
一保険金額　金十五万八千四百円也
一保険者　安田火災海上保険株式会社
一最後の所持人　荒木重義

（別紙）　目　錄
一日本皮革株式会社株式一百株
記号番号　自乙第一〇九五号至同第一〇九九号、同第一〇九九号、同第一三七六号、同第一三七七号、同第二三八〇号、同第二三八一号、同第二三九九号、同第四〇六一号
額面　金五百円也
最終株主名義人　石井章之助
最終所持人　石井　伸
発行年月日　大正十一年三月一日
一同会社株式十五株
記号番号　甲第一五二三号、同第一五二四号、自同第二五一九号至同第二五二四号、甲第三〇三六号、同第三〇三七号、自甲第三〇三九号至同第三〇四九号
額面　金五百円也
最終株主名義人　石井　伸
最終所持人　同人
発行年月日　大正十一年三月一日

昭和二十二年（ヘ）第一〇三七号
吳市清水通り一丁目四番地　清水病院内
申立人　山中ヤチヨ
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年六月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月十七日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　錄
一証券種類及数　旧株五十株（額面金二千五百円）一枚
一証券番号及額面　第一新乙第一〇八四号　金五百円也
一証券発行者　東京都中央区京橋二丁目八番地　アルマイト工業株式会社
一証券発行年月日　昭和十三年七月一日
一株主住所氏名　吳市清水通り一丁目四番地　山中ヤチヨ

発行日　昭和十四年七月一日
株式名義人　三露株式会社　専務取締役　川口爲吉
昭和二十二年（ヘ）第一号
大阪市天王寺区北河堀町四十八番地、住所　山口縣宇部市大字東須惠
申立人　小林　武雄
右申立人より別紙目錄表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出をなさざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。
昭和二十二年四月十九日
富山区裁判所

（別紙）　目　錄
不二越鋼材工業株式会社五十株券
此の記号番号　第一八丁第八〇八六番一枚
額面　金二千五百円
拂込　金二千五百円
発行者　富山縣富山市石金二十番地　不二越鋼材工業株式会社　取締役社長　井村荒喜
発行年月日　昭和十八年三月二十五日
最後の名義人　大阪市天王寺区北河堀町四十八番地　小林武雄

抽籤及び償還予告

昭和二十二年十二月六日
株式会社日本勧業銀行
当行内に於て下記債券の来る一月一日抽籤を執行致します。

（回種別）	（組数）	（元金）	（割増金支拂高）
貯蓄債券			
第五回	20組	30,000円	16,000円
第一〇一回	40	60,000	32,000
第一三一回	30	90,000	72,000
第一二一回	40	90,000	117,000
戦時貯蓄債券			
第二回	75	150,000	195,000
第八回	123	540,000	351,000
第一一回	93	408,000	265,200
戦時報國債券			
第一一回	150		402,000

◉号外　十二月十三日発行　法律、政令、総理廳令、廣告四頁　◉同十五日発行　物價二十二号、廣告八頁　◉同十七日発行　物價二十三号、廣告八頁　◉同二十二日発行　法律、廣告四頁

定価一ヶ月五十円　送料共
廣告料　本選書　一般廣告　八ポイント一行十七字詰　十五円
八ポイント一行十七字詰　二十五円

発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷局
電話九段（23）五三一　振替東京九〇〇　編集局　図書課

（國定規格A4判）

許可　昭和二十五年三月二十一日　第三種郵便物認可

6287　号外

官報

省令

◉大藏省令第百二十九号

会社利益配当等臨時措置法施行規則を次のように定める。

昭和二十二年十二月二十七日

大藏大臣　栗栖　赳夫

会社利益配当等臨時措置法施行規則

第一條　会社利益配当等臨時措置法（以下法という。）第四條第一項但書の許可を受けようとする会社は、別表第一号様式による配当許可申請書五通（内二通は英文とする。）を、当該会社の本店の所在地の最寄りの財務局又は財務局地方部を経て、大藏大臣に提出しなければならない。

前項の配当許可申請書には、左に掲げる書類を添附したければならない。

一　当該事業年度の貸借対照表、勘定科目別に収入支出を明らかにした損益計算書及び利益金処分に関する書類

二　企業再建整備法の決定整備計画の実行状況に関する書類又は過度経済力集中排除法の決定指令の内容の実行状況に関する書類

第二條　会社は、法第五條第一項の規定による報告書二通を、当該会社の本店の所在地の最寄りの財務局又は財務局地方部を経て、大藏大臣に提出しなければならない。

第三條　法附則第二項の承認を受けようとする会社は、別表第二号様式による承認申請書三通を、当該会社の本店の所在地の最寄りの財務局又は財務局地方部を経て、大藏大臣に提出しなければならない。

前項の承認申請書には、当該事業年度、前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表、勘定科目別に収入支出を明らかにした損益計算書及び利益金処分に関する書類を添附しなければならない。

第四條　法第六條第二項の規定による証票は、別表第三号様式による。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

第一号様式の一

利益配当許可申請書

会社の本店の所在場所(1)			
商号(2)			
資本金(3)	円（拂込）	円	
代表者氏名(4)		㊞	
電話番号		担当者氏名	

会社の営む主な事業(5)

当該利益配当の属する事業年度		申請の事由(7)
当該利益配当の支拂開始予定日		
当該事業年度(6)	予定配当率	
	予定配当金総額	

会社の経歴(8)

その他参考となるべき事項(9)

（日本標準規格B列五番）

昭和二十二年十二月二十一日　第三種郵便物認可

官報　物価号外　昭和22年12月27日

官報（号外） 昭和22年12月27日 土曜日 2

第一号様式の二

配当引当金計算書

区分		金額	摘要 (12)
当該事業年度の総益金			
総益金から控除すべき金額	額面超過益金		
	合併差益金		
	減資差益金		
	資産評価換益金		
	その他会社の運営に因り生じたもの以外の益金 (10)		
配当引当積立金から取り崩した金額 (11)			
合計 (い)			
当該事業年度の総損金			
繰越損金			
当該事業年度分の法人税相当額			
合計 (ろ)			
差引計 (い)—(ろ)			

（日本標準規格B列五番）

Form No. 1—1

Application for Permission on Dividend Payment

To: Minister of Finance

Date

Location of head office (1)		
Trade name (2)		
Capital (3)	(paid up) Yen	Yen
Name of a representative (4)		
Telephone Number		Person in charge
Main business of company (5)		
Business year for which dividend payment is made		Reasons for application (7)
Expected date on which dividend payment is made		
Business year concerned (6)		
Expected rate of dividend		
Total amount of expected dividend payment		
Brief records of company (8)		
Other referential matters (9)		

(Japanese standard size B 5)

官報（号外） 昭和22年12月27日 土曜日 3

Form No. 1—2

Statement on compulation of liability reserve for dividend

Classification		Amount	Remarks (12)
Total profits of the business year concerned			
Amount to be substracted from total profits	Profits in excess of par-value		
	Marginal profits resulted from merger		
	Marginal profits resulted from decrease in capital		
	Profits resulted from revaluation		
	Amount other than those arising from normal operation of company (10)		
Amount transferred from liability reserves for dividend (11)			
Total (A)			
Total losses of the business year concerned			
Carried over loss			
Amount of corporate Tax for the business year concerned			
Total (B)			
Margin A)—(B)			

(Japanese Standard Size B5)

第1号様式(利益配当新旨申請書)記載心得

(1) 会社の本店の所在場所
相互会社については、主な事務所の所在場所を記載すること。

(2) 商号
相互会社については、その名称を記載すること。

(3) 資本金
合名会社、合資会社及び有限会社については出資総額、株式会社については株金総額、株式合資会社については出資総額及び株金総額の合計額、相互会社については基金総額を記載すること。

(4) 代表者氏名
会社における役名をも記載すること。

(5) 会社の営む主な事業
(イ) 会社が現実に継続する事業であつてその主なものを記載すること。
(ロ) 物品販売を主な事業とするものについては、主な取扱商品名を明らかにすること。

(6) 予定配当率、予定配当金総額
当該事業年度において許可を受けて配当しようとする配当率及び配当金総額を記載すること。

(7) 申請の事由
許可を受けて配当をなす必要のある事由の要点を記載し、詳細は別紙に記載の上添付すること。

(8) 会社の経歴
設立年月日、最近三年間における資本の増加又は減少、合併、商号変更、会社再建整備法の整備計画の認可された日、過度経済力集中排除法第三條の規定により指定された日等を簡単に記載すること。

(9) その他参考となるべき事項
昭和二十年勅令第五百五十七号第1條ノ二の規定による指定会社、会社経理応急措置法の特別経理会社又は過度経済力集中排除法第三條の規定により指定された会社についてはその旨を記載すること。

(10) その他会社の運営に因り生じたもの以外の益金
益金を簡明に記載すること。なほ、合併益金及び資産再評価法の適用に因り生じた益金については本項目に該当しない。

(11) 配当引当積立金から取り崩した金額
法施行後初めに株主総会の承認その他適法の手続を経て確定する利益又は剰余金の配当については、法施行前の決算期に引当てた金額を記載すること。

(12) 摘要
額面超過益金、合併差益金、減資差益金及び資産評価換益金については、その計算の基礎を本欄に記載すること。

(13) 本表欄により難いときは別紙に記載すること。

第 6287 号 物価号外

第二号様式の一

積立金等算入承認申請書

大蔵大臣　殿

年　月　日

会社の本店の所在場所(1)	
商　号(2)	
資本金(3)	円（拂込）　円
代表者氏名(4)	㊞
電話番号	担当者氏名

会社の営む主な事業(5)		
総入する算と(6)	(い)繰越益金額	明及びこれらの当該金額の計算の基礎並びに第二十条第二項第二号相当額の相殺(8)
	(ろ)積立金額	
当該事業年度予定配当率(7)	(い)及び(ろ)を算入した場合	
	(い)及び(ろ)を算入しない場合	
当該事業年度中間予定配当金額(7)	(い)及び(ろ)を算入した場合	
	(い)及び(ろ)を算入しない場合	
その他参考となるべき事項(9)		

（日本標準規格B列五番）

第二号様式の二

積立金等の現在額

種類		金額(10) 当該事業年度	第　期 自　至	第　期 自　至	第　期 自　至
当該事業年度の総益金					
当該事業年度の総損金					
法定準備金					
任意積立金(11)					
繰越益金					
額面超過益金					
合併差益金					
減資差益金					
資産評価換益金					
その他の会社の運営に因り生じたもの以外の益金(12)					
繰越損金					
利益金					
処分(13)					

（日本標準規格B列五番）

第三号様式（用紙の大きさは日本標準規格B列八番とするものとする。）

（表面）

第　号

会社利益配当等臨時措置法に基く検査証

官氏名

昭和　年　月　日交付

省印

大蔵省

（裏面）

会社利益配当等臨時措置法第六條　大蔵大臣は、会社の業務又は財産の状況に関して報告を徴し、又は当該官吏に必要な場所に臨検し、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により当該官吏に臨検検査させる場合には、その身分を示す証票を携帯させ、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示させなければならない。

第七條　前條の規定による臨検又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八條　第六條の規定による臨検又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを五千圓以下の罰金に処する。

第九條　第六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、これを五千圓以下の罰金に処する。

第十條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第十一條　次の各號の一に該当する者は、五千圓以下の過料に処する。

一　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第三條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　第四條の規定に違反して、帳簿、書類その他の物件を隠匿し、毀棄し、又は虚偽の記載をした者

四　第五條の規定に違反して、帳簿、書類その他の物件を隠匿し、毀棄し、又は虚偽の記載をした者

五　第五條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六　第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

七　第五條の規定による命令に違反した者

第十二條　会社の清算人又は破産管財人が、第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、これを五千圓以下の過料に処する。

第十三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に虚偽の報告をしたときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第十四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第十五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第五條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第十六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第十七條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第十八條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第十九條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第二十條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第二十一條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第二十二條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第二十三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第二十四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第二十五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第二十六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第二十七條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第二十八條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第二十九條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第三十條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第三十一條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第三十二條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第三十三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第三十四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第三十五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第三十六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第三十七條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第三十八條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第三十九條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第四十條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第四十一條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第四十二條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第四十三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第四十四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第四十五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第四十六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第四十七條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第四十八條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第四十九條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第五十條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第五十一條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第五十二條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第五十三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第五十四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第五十五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第五十六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第五十七條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第五十八條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第五十九條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第六十條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第六十一條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第六十二條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第六十三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第六十四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第六十五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第六十六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第六十七條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第六十八條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第六十九條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第七十條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第七十一條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第七十二條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第七十三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第七十四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第七十五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第七十六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第七十七條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第七十八條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第七十九條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第八十條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第八十一條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第八十二條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第八十三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第八十四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第八十五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第八十六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第八十七條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第八十八條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第八十九條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第九十條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第九十一條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第九十二條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第九十三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第九十四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第九十五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第九十六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第九十七條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第九十八條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第九十九條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百一條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百二條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百七條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百八條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百九條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百十條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百十一條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百十二條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百十三條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百十四條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百十五條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第五條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をし、且つ第五條の規定による命令に違反したときは、これを一万圓以下の過料に処する。

第百十六條　第三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者が、その報告をすべき事項について、更に第四條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、且つ第

四　主原動機及び予備原動機の構造並びにその連結方法
五　索道が不時運轉を停止した場合、その他索道が不時運轉を停止した場合における應急方法

工事方法書には、索條及び支柱の強度計算書並びに局部図面を以て表示した工作物及び機械器具の構造図を添えなければならない。

第十一條　建設費予算書は、第三号様式により作成しなければならない。

第十二條　天災その他やむを得ない事由により、第三條第二項の期限内に工事施行の認可を申請することができないとき、又は第八條第二項の期限内に工事を完成することができないときは、鉄道局長は、申請により期限の延期を許可することができる。

第十三條　索道事業者は、線路実測図（第九條第二項各号中(イ)乃至(ハ)及び第三項各号中(イ)乃至(ニ)に掲げる事項に限る。）又は工事方法書に記載した事項を変更しようとするときは、関係の図面又は書類を添え、鉄道局長の認可を受けなければならない。

第十四條　第一種の索道事業者は、運轉度数及び発着時刻を制定するには、鉄道局長の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

索道事業者は、運轉度数及び発着時刻、運賃、料金、運輸に関する必要な事項は、停留場その他見易い場所に掲示しなければならない。

第十五條　索道事業者は、鉄道局長の認可を受けなければ、運輸を開始した後、引き続き六箇月以上運輸を休止してはならない。事業を休止した後運輸を開始する場合も同様とする。

第十六條　索道事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

一　当該運送に関し旅客又は荷送人から特別な負担を求められたとき。
二　当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
三　天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
四　前各号に掲げる場合の外、正当な事由のあるとき。

物品の運送は、その申込の順序により、これをしなければならない。但し、正当な事由があるときは、この限りでない。

第十七條　鉄道局長は、必要があると認めるときは、索道事業者に設備又は事業に関し届出をさせ、報告をさせ、又は書類を提出させ、若しくは当該官吏をして、これらの事項に関し検査をさせ、又は質問をさせることができる。

前項の場合には、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第十八條　鉄道局長は、公共の福祉を確保するため、必要があると認めるときは、索道事業者に対し、運轉度数及び発着時刻の変更又は設備の変更、改築、修繕その他の事項の変更を命ずることができる。

第十九條　索道事業者は、鉄道局長の許可を受けなければ、索道事業を譲渡してはならない。

前項の許可を受けようとするときは、譲受人と連署の上、左の書類を添えて申請しなければならない。

一　譲渡に関する契約書の謄本
二　譲り受けた後における事業上の収支概算書
三　当事者が法人又は組合であるときは、株主総会その他相当機関の議事及び決議の要領書又は社員若しくは組合員の同意書の謄本
四　譲受人が索道事業者でない法人又は組合であるときは、定款及び登記謄本又は組合契約書の謄本

第二十條　合併は、鉄道局長の認可を受けなければならない。

索道事業を経営する会社の合併があったときは、合併後存続する会社又は合併により設立された会社は、免許に基く権利義務を承継する。

第一項の場合には、前條第二項の規定を準用する。

第二十一條　索道事業者は、鉄道局長の許可を受けなければ、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

索道事業を経営する会社の解散に関する株主総会又は社員総会の決議若しくは総社員の同意は、鉄道局長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一項の許可を受けようとするとき又は第二項の認可を受けようとするときは、総会その他相当機関の議事及び決議の要領書又は社員若しくは組合員の同意書の謄本を添えて申請しなければならない。

索道事業者が死亡したときは、相続人は、免許に基く権利義務を承継する。

前項の場合においては、相続人は、戸籍謄本を添え、鉄道局長に届け出なければならない。

第二十二條　索道事業者は、左の場合においては、鉄道局長に届け出なければならない。但し第六号の場合においては、後見人から届け出なければならない。

一　法人設立の登記をし、又は組合が成立したとき。
二　事業の譲渡又は合併が終了したとき。
三　工事に着手したとき。
四　事業を開始したとき。
五　工作物の故障、搬器の墜落、落貨その他の事故があったとき。
六　法人又は組合の代表者に異動があったとき。
七　事業者が、禁治産の宣告を受けたとき。
八　事業者が、準禁治産の宣告を受けたとき。

第二十三條　第一種の索道事業者は、工事施行の認可申請前に、技術に関する事項を担任させるため、主任技術者を選任しなければならない。

索道事業者は、前項の主任技術者を選任しようとするときは、履歴書を添え、鉄道局長の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

鉄道局長は、主任技術者を不適当と認めるときは、その解任を命ずることができる。

第二十四條　索道事業者は、毎決算期後一箇月以内に左に掲げる事項を記載した報告書を、鉄道局長に提出しなければならない。

一　当該決算期の事業の状況、収入及び支出
二　当該決算期末現在の調査による財産目録

第二十五條　左の場合には、索道事業の免許は、その効力を失う。但し、第三号の場合において、天災その他やむを得ない事由により鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

一　索道事業者が、会社の発起人その他法人の設立者であるときは、指定の期限内に法人設立の登記をしないとき。
二　指定の期限内に工事を完成しないとき。
三　運輸開始の認可後六箇月以内に運輸を開始しないとき。
四　事業の廃止の許可を受けたとき。

第二十六條　索道事業者は、搬器、索條、支柱その他の工作物を完全な状態に保持しなければならない。

第二十七條　索條の強度は、その地方の最低温度において、左の各号により計算しなければならない。

一　搬器の配置が所定の最小間隔において、索條に最大張力及び最大曲げ應力を生ずるものとして左の荷重を考慮し計算すること。
　イ　索條の自重及び緊張重錘
　ロ　搬器の重量及び最大積載重量（旅客を運送するものは、一人平均六十瓩として計算した定員の重量とする。以下同様とする。）
　ハ　搬器及び索條の投影面積に対し一平方米につき、搬器に対しては五十瓩、索條に対しては三十瓩の割合で加わる風圧
二　安全係数は、張力及び曲げ應力に対し少くとも四を下らないこととし、使用期間、運搬量、索道の構造等を考慮し、相当これを増大すること。

第一種の索道事業は、七本以上の鋼線でできた索條に限り、これを使用しなければならない。

第一種の索道事業の支索（搬器をつるすために使用するものをいう。）及びえい索（搬器をひくために使用するものをいう。）は、各二條以上の索條でできたものを使用しなければならない。但し、えい索が切断した場合でも安全に搬器を支持することのできるものであるときは、支索は、これを一條とすることができる。

第二十八條　索條の勾配は、握索装置を用いる索道では、左の制限によらなければならない。但し、鉄道局長は、握索装置その他の事情により制限を嚴重にし、又は申請により制限を緩和することができる。

第一種　水平線と三十度以内
第二種　水平線と四十五度以内

第二十九條　支柱の強度は、左の各号により計算した應力に対し充分耐えなければならない。

一　支柱には、左の荷重が同時に加わるものとして計算すること。
　イ　支柱の自重
　ロ　索條の重量、搬器の重量及び最大積載重量による垂直荷重
　ハ　支柱材、搬器及び索條の投影面積に対し、一平方米につき平面に対しては五十瓩、円とう面に対しては三十瓩の割合で加わる風圧による水平荷重
　ニ　線路に角度あるため、索條の張力によって生ずる垂直又は水平荷重
　ホ　索條運轉のため、支柱頂部において、線路の方向に加わる水平荷重、引留支柱については引留索條の張力による水平荷重
二　支柱は、前号により計算する外、前号ロ、ハの荷重において、搬器により生ずる荷重を除外し、ハの荷重に平面に対しては二百瓩、円とう面に対しては百二十瓩の割合で加わる風圧を考慮する場合においても安全なように計算すること。

第一種の索道事業の支柱は、鉄構造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第一種の索道事業では、索條の引留箇所の外、線路保安用のため、線路の亘長一粁以内ごとに引留支柱と同一強度の支柱一基を設けなければならない。

支柱には、事業者の記号、支柱番号及び建設年月を表示しなければならない。

第三十條　搬器の下端は、停留場以外の場所においては、地表面から五米以上の高さとしなければならない。但し、やむを得ない事由により、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十一條　電信電話線、電燈電力線、鉄道、軌道、道路（交通閑散のものを除く。）、河川（舟運の閑散のものを除く。）等の上空に、索條を架設しようとするときは、左の制限に従い、搬器の墜落、落貨その他工作物の故障による危険予防の保安装置をしなければならない。

一　保安装置として鉄線網（網目十五糎以内、鉄線五粍線以上とする。）を設けなければならない。
二　鉄線網の大きさは、電線、電燈電力線、鉄道、軌道、道

路、河川等の外側から水平距離において一米以上、索條から水平距離において二米半以上とする。
三　鉄線網の高さは、地表面から五米以上、建造物上から二米以上とする。

前項の場合において、関係管理者の要求により鉄道局長において必要があると認めるときは、一層堅固な装置にさせることができる。

電信電話線、電燈電力線、鉄道、軌道、道路（交通閑散なものを除く。）、河川（舟運の閑散なものを除く。）等と接近して索道を架設しようとするときは、その外側と索條との間に水平距離四米以上の間隔をおかなければならない。

第一項又は前項の場合において、鉄道局長の認可を受けてその制限によらないことができる。

第一項の場合においては、索道事業者は、関係管理者に工事着手前三日までに立会を求める通知をしなければならない。既に架設したものを修理又は撤去する場合も同様とする。

第三十二條　索條は、人家、危険物貯蔵所又は公園その他多衆の集合する場所の上空を通過することができない。但し、やむを得ない事由がある場合において鉄道局長の認可を受けた特殊の保安装置によるときは、この限りでない。

前項、前條第三項及び第四項の規定は、前項に掲げるものと接近して索道を架設しようとする場合に、これを準用する。

第三十三條　第一種の索道事業には、左の設備をしなければならない。

一　予備原動力設備
二　不時の故障によりえい索に異常の張力を生じた場合に、原動機が自動的に運轉を停止する設備
三　支索の一條が切断しても搬器が墜落することのない設備
四　索條の不時停止に際し、搬器が停留場以外の場所に停止した場合、搭乗した人を降下又は移動させる装置
五　用索條の引留箇所及び緊張装置
六　停留場相互間、原動設備所在箇所及び監視所に駐在する係員間における専用信号装置及び電話設備
七　搬器の見易い場所に番号、定員又は最大積載重量及び行先の掲示
八　索道係員に限り開閉することのできる搬器の出入口設備

第三十四條　索道の運轉速度は、一分時百五十米を超えることができない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

索道は、風速一秒時二十米を超えるときは、これを運轉してはならない。

第三十五條　索道事業者が、この規則又はこの規則に基く命令若しくは処分に違反し、その他公共の福祉に反する行為をしたときは、鉄道局長は、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

第三十六條　索道事業者は、事業を廃止し、又は免許を取り消されたときは、鉄道局長の指示するところに従い、工作物を撤去しなければならない。

第三章　専用索道

第三十七條　専用索道を設備しようとする者は、鉄道局長の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、申請書にその目的を示し、線路実測図、工事方法書及び建設費予算書を添えて提出しなければならない。

第一項の許可には、工事を完成すべき期限を附する。

第一項の許可を受けた者は、左の場合においては、鉄道局長に届け出なければならない。

一　会社の合併があったとき。
二　使用を休止し、又は廃止したとき。

専用索道には、第九條乃至第十三條、第十五條、第十七條乃至第十九條、第二十條第二項、第二十一條第四項、第二十五條第二項、第二十六條乃至第三十二條、第三十四條乃至第三十六條の規定を準用する。

第三十八條　この規則は、一構内において設備する専用索道には、これを適用しない。

附　則

この省令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

昭和二年逓信省令第三十六号索道事業規則は、これを廃止する。

旧省令により行った処分、手続その他の行為は、この省令中これに相当する規定がある場合には、この省令によりしたものとみなす。

第一号様式

間建設費概算書

延長　　粁

項目	数量	単価	金額	計	摘要
測量及び工事監督費	粁				
線路建設費	粁				
用地費	平　米				
土工費	立　米				
支柱費	基				
索條費	糎				架設費を含む
停留場費	箇　所				
用地費	平　米				
建物費	平　米				
機械及び器具費	式				
動力設備費	式				
原動機費	キロワット				基礎及び据付費を含む
送電線路費	粁				
搬器費	箇				
信号保安及び通信設備費	粁				
運送費	式				
総係費	粁				
予備費	粁				
合計					
一粁当					

第6287号　物価号外

第二号様式

運送事業上の収支概算書

収入の部

項目	単位	単価	数量	金額	備考
		円		円	
旅客収入	人粁				（線路亘長運転期間中における一日平均機器運転回数及び運転日数
貨物収入	瓲粁				
雑収入					
合計					

支出の部

項目	単位	単価	数量	金額	小計	備考
		円		円	円	
線路維持費						（信号及び専用電話維持費を含む）（線路亘長を記載すること）
給料手当	人					
修繕費						（線路建設費に対する割合を記載すること）
其の他						
停留場費						
給料手当	人					
修繕費						
消耗品費						
其の他						
原動機運転及び維持費						（動力購入費、発電費又は燃料費等）（送電線路維持費等を含む）
動力費	キロワット時又は瓲					
給料手当	人					
原動機修繕費						（原動機費に対する割合を記載すること）
消耗品費						
其の他						
搬器運転及び維持費						
給料手当	人					
修繕費	箇					（搬器費に対する割合を記載すること）
其の他						
木社費						
給料手当	人					
通信費						
旅費						
税金						
其の他						（修繕費、借賃料を含む）
合計						
差引純益金						

純益金内訳
- 法定積立金
- 貸與金
- 減価償却積立金（線路、停留場、動力設備、搬器、信号及び保安通信設備並びに諸建物の各項につき、その設備費に対する割合を記載すること）
- 利益金（利益金の資本金に対する割合）

第三号様式

間建設費予算書

延長　粁

項目		数量	単価	金額	計	摘要
設計及び測量費		粁				
工事監督費		〃				
線路建設費		〃				
	用地費	平米				
	土工費（切土、盛土に区別して記載すること）	立米				
	土留石垣	平米				
	支柱（鉄柱、木塔等に区別して記載すること）	基				
	同建設費	〃				
	索條（支索、えい索等に区別して記載すること）	粁				
	同架設費	〃				
	沿線の保安装置	箇所				
	川道付替	立米				
	交渉、踏荒、伐木其の他損害賠償額					
	雑工事費					
停留場費		箇所				
	用地費	平米				
	機械器具費（索條、緊張装置其の他の種類に従い区別して記載すること）					
	建物費（本屋及び附属建物につき停留場ごとに記載すること）	平米				
	雑工事費					
動力設備費		式				
	原動機（主原動機、予備原動機、附属器具に区分して記載すること）	キロワット				
	機械基礎及び原動機据付費	式				
	発電設備費（水力、汽力、内燃力に区別して記載すること）	キロワット又は箇数				又は蒸氣瓦斯発生設備
	送電線路	粁				
	変電又は受電設備					
	雑工事費					
搬器費						
	旅客車搬用（定員により区別して記載すること）	箇				
	物品車搬用（容量により区別して記載すること）	〃				
信号保安及び通信設備費						
	信号設備	式				
	専用電話	粁				
諸建物費		平米				
	事務室（附属器具共）	〃				
	詰所（〃）	〃				
	倉庫（〃）	〃				
	搬器格納庫（〃）	〃				
	修繕工場（機械器具を含む）	〃				
運送費		式				
総掛費		粁				
予備費		〃				
合計						
一粁当						

号外　官報　第6829号

◎運輸省令第三十五号

運輸省政府職員共済組合規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十二月二十七日　運輸大臣　北村徳太郎

第七條各號を次のように改める。

一　國務大臣
二　休職中ノ者（召集ノ爲休職ト爲リタル者ヲ除ク）
三　臨時ノ囑託員、雇員、傭人又ハ工員　但ツ囑託又ハ雇傭ノ日ヨリ二月ヲ超エタル者ヲ除ク

囑託員トハ毎月一定ノ給料ヲ受ケ且常時勤務ニ服スル者ヲ謂フ

第十一條第三號を次のように改める。

三　所屬組合ヲ異ニスル他ノ官廳ヘ轉勤ノ日

第十六條第一項中「甲種組合員ニ在リテハ其ノ月額ノ千分ノ十四、乙種組合員ニ在リテハ其ノ月額ノ千分ノ十」を「甲種組合員ニ在リテハ其ノ月額ノ千分ノ十二、乙種組合員ニ在リテハ其ノ月額ノ千分ノ十一」に改める。

第十七條第一項を次のように改める。

前條ノ俸給若クハ給料ノ範圍ハ本俸若クハ本給ニ暫定加給及暫定加給臨時増額ヲ加算シタルモノトシ、其ノ月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

第三十八條中「組合令第十三條第二項ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムベキ額並ニ」を「組合令第十三條及同第十四條ノ療養費及家族療養費ヲ支給スベキ」に改める。

「第三節　傷病手當金、埋葬料、分娩費、配偶者分娩費及出産手當金」を「第三節　傷病手當金、埋葬料、家族埋葬料、分娩費、配偶者分娩費及出産手當金」に改める。

第三十九條中「給料」を「俸給又ハ給料」に改める。

「第四節　哺育手當金」を「第四節　哺育手當金及災害見舞金」に改める。

第四十三條ノ二中「十圓」を「三十圓」に改める。

第四十三條ノ三　組合員カ水、火震災其ノ他非常ノ災害ニ罹リ財産ニ著シキ損害ヲ受リタルトキハ災害見舞金トシテ俸給又ハ給料ノ二月分以内ノ金額ヲ支給ス

前項ノ災害見舞金ノ查定ノ標準ハ左ノ例ニ依ル

一、家財ヲ全燒、全壞又ハ家屋流失シタルトキ　俸給又ハ給料二月分
二、家財ヲ半燒、半壞又ハ家屋床上浸水シタルトキ　俸給又ハ給料一月分

「第八章戦時特例」並びに第五十三條を削る。

附　則

この省令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

廣告

◎公示催告

昭和二十二年（ヘ）第二号

東京都大森区北千東町七百九十六番地三好英之方　申立人　小林英十郎

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

不二越鋼材工業株式会社株券

記号	番号	種類	員数
18丙	自一六七九二　至一六七九九	一〇株券　額面五百円	一九
辛	自一一一一三　至一一一二三		
18乙	一五八八	五株券　額面二百五十円	一
18甲	自五五一〇　至五五二三	一株券　額面五十円	三

備考　全額払込済

以上最終株主　小林英十郎

昭和二十二年（ヘ）第三号

富山市田地方三十三番地　申立人　桑原芳太郎

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

不二越鋼材工業株式会社株券

記号	番号	種類	員数
十八丁	自五二六七　至五二六八	五〇株券　額金二千五百円	二
丙	自一五六九六　至一五七〇二	一〇株券　額面五百円	七
辛	自一三七〇七　至一三七八〇	同	四
乙	自一六一〇　至一六一三	五株券　額面二百五十円	四
十八甲	自四二一一　至四二一四	一株券　額面五十円	四

備考　全額払込済

以上最終株主　桑原芳太郎

昭和二十二年（ヘ）第四号

富山市桃井町七番地　申立人　稲田勝太郎

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一　燐化学工業株式会社株式一百株此券一枚

内訳

種類	額面	払込金額	記番号	枚数
百株券	五、〇〇〇円	三、五〇〇円	第一六五号	一

発行年月日　昭和二十年二月一日

最終株主名義人　富山市桃井町七番地稲田勝太郎

昭和二十二年（ヘ）第五号

富山市千石町二百十七番地　申立人　西山傳平

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一、株式会社北陸銀行株式三十二株此券六枚

内訳

種類	額面	一株に付払込金	記号	番号	枚数
一株券	五〇円	五〇円	甲い	第三七五号	一
五株券	二五〇	〃	甲ろ	第三三号	一
十株券	五〇〇	〃	甲は	第七九三号	一
一株券	五〇円	一二円五〇銭	戊い	第一五九号	一
五株券	二五〇	〃	戊ろ	第六六号	一
十株券	五〇〇	〃	戊は	第六三号	一

二、立山重工業株式会社株式二十株此券二枚

内訳

種類	額面	一株に付払込金	記号	番号	枚数
十株券	五〇〇円	五〇円	ろ	第七〇七〇号　第七〇七一号	二

以上最終株主名義人　西山傳良

昭和二十二年（ヘ）第六号

富山市小泉町五百五十九番地　申立人　安村清太郎

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一　立山重工業株式会社株式百二十五株此券九枚

内訳

種類	額面	一株に付払込金	記号	番号	枚数	発行の年月日
五十株券	二、五〇〇円	五〇円	い	第一四八八号	一	昭和十九年九月一日
十株券	五〇〇	〃	ろ	自第一三二三号　至第一三二五号	三	昭和十八年三月一日
〃	〃	〃	〃	第一三九五号　第一三九六号	二	〃
〃	〃	〃	〃	第一六二〇号　第一六九二号	二	〃
五株券	二五〇	〃	は	第九二八号	一	昭和十九年九月一日

以上最終株主名義人　安村清太郎

昭和二十二年（ヘ）第七号

富山市大工町三十四番地　申立人　廣上あや

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一　株式会社北陸銀行株式二十二株此券四枚

内訳

種類	額面	記号	番号	枚数
一株券	金五十円也	甲い	第二〇三七号	一枚
十株券	金五百円也	甲は	第五八三六号	一枚

以上全額払込済

種類	額面	記号	番号	枚数
一株券	金五十円也	戊い	第一一八二号	一枚
十株券	金五百円也	戊は	第一八一三号	一枚

以上一株払込金十二円五十銭

昭和二十二年（ヘ）第八号

富山市石金不二越鋼材工業株式会社社宅十一丁目八十四号藤谷健二方　申立人　川住ハル

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一　北陸配電株式会社株式二十四株此券六枚

内訳

種類	額面	一株に付払込金	記号	番号	枚数
一株券	五〇円	五〇円	い甲	自第三〇六三〇号　至第三〇六三二号	三
〃	〃	〃	〃	第三〇六三三号	一
十株券	五〇〇円	〃	い丙	第五五二号　第五五三号	二

発行年月日　昭和十七年七月一日

最終株主名義人　笹倉龍次郎

昭和二十二年（ヘ）第九号

福井県吉田郡西藤島村堀ノ宮十四号二十七番地　申立人　小林政次郎

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券の無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）株券目録

一　北陸配電株式会社株券六枚（十株券）
株券額面金額　五百円也
一株に付払込金額　五十円也
株券の記号番号　い内一〇一六九号
発行者　北陸配電株式会社取締役社長山田昌作
発行日、払込年月日　昭和十七年七月一日
最終株主　小林政次郎

一　北陸配電株式会社
株券額面金額　金五百円也
一株に付払込金額　十二円五十銭也
株券の記号番号　ろ内二三一七九号、同二三一八〇号、同二三一八一号、同二三一八二号、同二三一八三号
発行日、払込年月日　昭和十七年七月一日
発行者　北陸配電株式会社取締役社長山田昌作
最終株主　小林政次郎

一　北陸配電株式会社株券四枚（一株券）
株券額面金額　金五十円也
一株に付払込金額　五十円也
株券の記号番号　い甲四九六三〇号、同四九六三一号、同四九六三二号、同四九六三三号
発行者　北陸配電株式会社取締役社長山田昌作
発行日、払込年月日　昭和十七年七月一日
最終株主　小林政二郎

昭和二十二年（ヘ）第一〇号

富山市安野屋町四百六十六番地　申立人　寺田仙之助

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一　北陸配電株式会社株券二枚此株式数五十一株

株券内訳

種類	額面	株券払込金額	記号	番号
一株券	五〇円	五〇・〇〇	い甲	二七八二五
五十株券	二、五〇〇円	六二五・〇〇	ろ丁	一二〇〇

発行年月日　昭和十七年七月一日

最終名義人　寺田仙之助

昭和二十二年（ヘ）第一一号の一

岡崎市龍田町三十一番地　申立人　田中十亀

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一、不二越鋼材工業株式会社十株券十八枚
一株の金額　金五十円
一株の払込額　金五十円
記号番号　辛自第六五三〇号至第六五三四号、丙自第一一三二四号至第一一三二八号、大内自第九一〇七号至第九一一四号
額面金額　金五百円也
発行者　不二越鋼材工業株式会社
最終株式名義人及所持人　田中十亀

昭和二十二年（ヘ）第一一号の二

富山市田地方三十三番地　申立人　桑原芳次郎

右申立人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一、立山重工業株式会社株券二十枚此株式数三百六十三株

内訳
株券額面　金二千五百円券二枚各全額払込済
記号番号　い第四一三号、い第一二四三号
株券額面　金五百円券九枚各全額払込済
記号番号　ろ自第一一六二号至第一一六五号、ろ自第二九九四号至第二九九八号
株券額面　金二百五十円券二枚各全額払込済
記号番号　は第二五〇号、は第五五二号
株券額面　金五十円券三枚各全額払込済
記号番号　に第七八五号、第一五〇四号、第一五〇五号
発行者　立山重工業株式会社
発行年月日　昭和十八年三月一日
最終株主　桑原芳太郎
株券額面　金二千五百円券三枚各全額払込済
記号番号　い自第二四四二号至第二四四四号
株券額面　金五百円券一枚各全額払込済
記号番号　ろ第五八四四号
発行者　立山重工業株式会社
発行年月日　昭和十九年九月一日
最終株主　桑原芳太郎

一、富山地方鉄道株式会社株券一枚此株式数十株

内訳
株券額面　金五百円券一枚全額払込済
記号番号　普い内第〇八二〇号
最後株主　桑原芳太郎

二、富山化学工業株式会社株券五枚此株式数五十株

内訳
株券額面　金五百円券五枚各全額払込済
記号番号　甲自第一一六八号至第一一七〇号、ろ第二三一八号、第二三一九号
最後株主最後の所持人　桑原芳太郎

一、北陸配電株式会社株券十枚此株式数七十七株

内訳
株券額面　金二百五十円券一枚全額払込済
記号番号　い乙第四七四五号
株券額面　金五百円券五枚各全額払込済
記号番号　い内自第四〇六一八号至第四〇六二二号
株券額面　金五十円券二枚各金十二円五十銭払込
記号　ろ甲第九一八〇号、第九一八一号
株券額面　金五百円券二枚各金一百二十五円払込
記号番号　ろ内第一〇八四〇号、第一〇八四一号
発行年月日　昭和十七年七月一日
最終株主名義人　桑原芳太郎

昭和二十二年（ヘ）第一二号

富山市藤井町一〇八番地　申立人　半田直次郎
申立代理人弁護士　河村光男

右申立代理人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一　株式会社廣貫堂株式二十株株券四枚

種類	額面金額	払込金額	記番号	発行年月日
七株券	金三百五十円	金三百五十円	（七）六六	大正三年十二月二十日
三株券	金百五十円	金百五十円	（三）四二九	同右
三株券	金百五十円	金百五十円	は一〇三	昭和十八年六月一日
七株券	金三百五十円	金三百五十円	ほ二九	同右

株式最終名義人　半田直次郎

昭和二十二年（ヘ）第一三号

富山市小泉町三百七十番地　申立人　若林正二
申立代理人弁護士　河村光男

右申立代理人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一　株式会社廣貫堂

内訳

種類	額面金額	払込金額	記番号	発行年月日
三株券	金百五十円	金百五十円	は二五五	昭和十八年六月一日
三株券	金百五十円	金百五十円	は二五六	同右
一株券	金五十円	金五十円	イノ甲三一七	昭和十九年十一月一日

最終名義人　富山市小泉町三七〇　若林正二

昭和二十二年（ヘ）第一四号

富山市東田町十番地　申立人　島田林三
申立代理人弁護士　河村光男

右申立代理人より別紙目録表示の証券に付公示催告の申立を爲したるに付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て且其証券を提出すべし若し右届出及提出を爲さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日　富山区裁判所

（別紙）目録

一　株式会社廣貫堂株式二八株株券四枚

内訳

種類	額面金額	払込金額	記番号	発行年月日
七株券	金三百五十円	金三百五十円	（七）一三〇	大正三年十二月二十日

七株券	三百五十円	三百五十円	(七)三五一	同右
七株券	三百五十円	三百五十円	ほ 三七	昭和十八年六月一日
七株券	三百五十円	三百五十円	ほ 三八	同右

最終名義人 島田林三

昭和二十二年(ヘ)第一五号
富山市西新庄町千百六十九番地
申立人 檜谷勇吉
右申立代理人弁護士 河村光男

右申立人より別紙目録表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一、株式会社廣貫堂株式四株株券二枚
内訳

種類	額面金額	払込金額	記号番号	発行年月日
一株券	金五十円	金五十円	イの乙第一〇九八号	昭和十九年十一月一日
三株券	金百五十円	金百五十円	ハの乙第三七六号	同右

株式最終名義人 富山市西新庄一一六九番地(七)檜谷瀧次郎

二、株式会社廣貫堂株式六株株券二枚
内訳

種類	額面金額	払込金額	記号番号	発行年月日
一株券	金五十円	金五十円	イの乙第一〇九九号	昭和十九年十二月一日
五株券	金二百五十円	金二百五十円	ニの乙第三四八号	同右

株式最終名義人 富山市西新庄一一六九番地檜谷勇吉

昭和二十二年(ヘ)第一六号
富山市稲荷町百五十三番地
申立人 吉島清次郎
右申立代理人弁護士 河村光男

右申立人より別紙目録表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一株式会社廣貫堂株式七株株券一枚
内訳

種類	額面金額	払込金額	記号番号	発行年月日
七株券	金三百五十円	金三百五十円	(七)三一三	大正三年十二月二十日

最終名義人 富山市稲荷町一五三 吉島清次郎

昭和二十二年(ヘ)第一八号
本籍富山市荒町三十五番地、住所上新川郡新保村秋島五百二十三番地
申立人 金子清次郎
同 金子春枝

右申立人より別紙目録表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一、北陸配電株式会社株券四枚此株式数二十六枚
内訳
株券額面 金五十円券一枚全額払込済
記号番号 い甲第九〇九七号
株券額面 金二百五十円券一枚金六十二円五十銭払込
記号番号 ろ乙第一一五一号
株券額面 金五百円券二枚各金百二十五円払込
記号番号 ろ内第五一二四号、ろ内第五一二五号
一株券発行者 北陸配電株式会社
一株券発行年月日 昭和十七年七月一日
一、最終名義人 金子清次郎

一、北陸配電株式会社株券七枚此株式五十一株
内訳
株券額面 金五十円券一枚全額払込済
記号番号 い甲第九〇八四号
株券額面 金二百五十円券一枚全額払込済
記号番号 い乙第二二二二号
株券額面 金二百五十円券一枚金六十二円五十銭払込
記号番号 ろ乙第一一四七号
株券額面 金五百円券三枚各全額払込済
記号番号 い内自第二〇〇六一号至第二〇〇六三号
株券額面 金五百円券一枚金百二十五円払込
記号番号 ろ内第五一二一号
一株券発行者 北陸配電株式会社
一株券発行年月日 昭和十七年七月一日
一最終名義人 金子春枝

一、株式会社北陸銀行株券六枚此株式数二十四株
内訳
株券額面 金五十円券二枚全額払込済
記号番号 甲い第八二六号、第八二七号
株券額面 金五百円券一枚全額払込済
記号番号 甲は第一六五〇号
株券額面 金五十円券二枚各金十二円五十銭払込
記号番号 戊い第三六三号、第三六四号
株券額面 金五百円券一枚金百二十五円払込
記号番号 戊は第一一九八号
一株券発行者 株式会社北陸銀行
一最終株主名義人 金子春枝

昭和二十二年(ヘ)第十九号
富山市長江二百十二番地
申立人 南日久直
右申立代理人弁護士 河村光男

右申立人より別紙目録表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一株式会社廣貫堂株式六株株券二枚
内訳

種類	額面金額	払込金額	記号番号	発行年月日
三株券	金百五十円	金百五十円	(三)九五三	大正三年十二月二十日
三株券	金百五十円	金百五十円	(三)九五四	同右

株式最終名義人 南日久直

一株式会社北陸銀行株式二株株券二枚
内訳

種類	額面金額	払込金額	記号番号
一株券	金五十円	金十二円五十銭	戊い号第六二二七
一株券	金五十円	金十二円五十銭	戊い号第六二二八

株式最終名義人 南日直太郎

昭和二十二年(ヘ)第二一号
大阪市東区道修町二丁目三十七番地
申立人 小西伊兵衛
右申立代理人弁護士 佐藤武夫

右申立人より別紙目録表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一、種類 富山化学工業株式会社株式
一、数量 十株券十枚
一、券面額 金五百円也
一、一株の払込金 金五十円也
一、記号番号 自ろ第一七四号至ろ第一八三号
一、発行年月日 昭和十二年二月十一日
一、発行者 富山化学工業株式会社
一、最終株主 小西伊兵衛

昭和二十二年(ヘ)第二二号
富山縣上新川郡熊野村吉岡
申立人 太田亀次郎
右申立代理人弁護士 中村領策

右申立人より別紙目録表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一、株式会社北陸銀行株券
種類及枚数 (イ)十株券六枚(ロ)一株券五枚
記号及番号 (イ)戊は第八五八号、戊は第八五九号、自戊は第八五四号至戊は第八五七号(ロ)自戊い第二五六号至戊は第二六〇号
額面 (イ)金五百円也(ロ)金五十円也
以上一株に付金十二円五十銭也払込済

二、株式会社北陸銀行株券
種類及枚数 (イ)一株券二枚(ロ)五株券一枚(ハ)十株券一枚
記号及番号 (イ)甲い第六三三〇号、甲い第六二九号(ロ)甲ろ第一九一一号(ハ)甲は第一二一〇号
額面 (イ)金五十円(ロ)金二百五円(ハ)金五百円也
以上一株に付金五十円払込済

三、富山縣食糧営団出資証券
種類及枚数 十口券一枚
記号及番号 ち七号
額面 金五百円
以上一口に付金五十円也払込済

昭和二十二年(ヘ)第二三号
富山市西田地方二百九十五番地
申立人 森山義平

右申立人より別紙目録表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日 富山区裁判所

(別紙) 目録

北陸配電株式会社株券十三枚

記号番号	種類	員数	払込額
甲い 自[illegible] 至[illegible]	一株券 額面五十円	四	全額払込済
乙い [illegible]	二株券 額面百円	一	〃
丙い 自[illegible] 至[illegible]	十株券 額面五百円	三	〃
乙ろ [illegible]	五株券 額面二百五十円	一	一株に付十二円五十銭払込
丙ろ 自[illegible] 至[illegible]	十株券 五百円	四	〃

株式会社北陸銀行株券三枚

記号番号	種類	員数	払込額
甲ろ [illegible]	五株券 額面二百五十円	一	全額払込済
甲い [illegible]	一株券 五十円	二	〃

右最終株主 森山義平

昭和二十二年(ヘ)第二四号
富山市西田地方二百九十五番地
申立人 森田富美子

右申立人より別紙目録表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日 富山区裁判所

(別紙) 目録

北陸配電株式会社株券二枚

記号番号	種類	員数	払込額
ろ乙 六〇四〇	五株券 額面二百五十円	一	一株に付十二円五十銭払込
ろ丙 一八七五四	十株券 五百円	一	同

最終株主 森田富美子

昭和二十二年(ヘ)第二六号
富山市西田地方二百九十五番地
申立人 森田義平
富山縣下新川郡魚津町大字神明町七十番地
同 吉森タミイ

右申立人より別紙目録表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日 富山区裁判所

(別紙) 目録

北陸配電株式会社株券九枚

記号番号	種類	員数	払込額
い甲 自[illegible] 至[illegible]	一株券 額面五十円	三	全額払込済
い乙 自[illegible] 至[illegible]	十株券 額面五百円	三	同
丙い 自[illegible] 至[illegible]	十株券 額面五百円	三	一株に付十二円五十銭
ろ丙 自[illegible] 至[illegible]	同上	三	同

株式会社北陸銀行株券六枚

記号番号	種類	員数	払込額
甲は [illegible]	十株券 額面五百円	二	全額払込済
甲ろ [illegible]	五株券 二百五十円 額面	一	同
甲い 自[illegible] 至[illegible]	一株券 額面五十円	三	同

右最終株主 森田タカ

昭和二十二年(ヘ)第二七号
富山市星井町六十七番地
申立人 堀藤吉

右申立人より別紙目録表示の証券に付其所持人は昭和二十三年七月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且其証券を提出すべし若し右届出及提出を為さざるに於ては右証券は無効を宣言することあるべし。

昭和二十二年四月十九日 富山区裁判所

(別紙) 目録

一北陸配電株式会社株式十株此券一枚
内訳

種類	額面	払込金額	記号番号	枚数
十株券	五〇〇円	五〇〇円	い丙 第一三三八四	一

発行年月日 昭和十七年七月一日
株式最終名義人 堀藤吉

昭和二十二年(ヘ)第三六号
伊丹市伊丹字主基町五百五十五番地の二
申立人 北川柳子

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月九日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年九月十日 大阪池田簡易裁判所

(別紙) 物件目録

一、京阪神急行電鉄株式会社(元阪神急行電鉄株式会社)株式百七十株
一、一株の金額 金五十円也全額払込済
一、株式の記号及番号 自乙第九五一八号至九五二一号、乙第九五三八号、自乙第九〇四八号至九〇五二号、自乙第一六[illegible]号、自乙第一三〇二一号至一三〇二二号十株券十七枚
一、発行者 阪神急行電鉄株式会社取締役社長 佐藤博夫
一、発行日 昭和十六年六月一日
一、最終株主 北川柳子

昭和二十二年(ヘ)第三七号
豊中市栄通二丁目六番地
申立人 東義雄

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月九日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年九月十日 大阪池田簡易裁判所

(別紙) 目録

一、京阪神急行電鉄株式会社い号新株券五十株券十四枚七百株
1. 株券の記号及番号 い号丁自第六〇六号至六〇八号、第五二三三号、第六七〇三号、第一九四六〇号、第二二〇七号、第二四八一五号、第二六一八三号、第三二〇〇二号、第三九〇九三号、第三三〇九四号、第四五六八二号
2. 発行年月日 昭和二十年十一月十五日
3. 発行者氏名 京阪神急行電鉄株式会社 佐藤博夫
4. 一株当払込金額 金五十円也(全額払込)
5. 最終株式名義人 東義雄

昭和二十二年(ヘ)第三八号
山口縣山口市米屋町十九番地友廣保一方
申立人 大島君一

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年九月十五日 大阪池田簡易裁判所

(別紙) 目録

一 発動機製造株式会社五十株券
此の記号番号 五新内第七九一番、第七九二番二枚
額面 金二千五百円
払込 金千二百五十円
発行者 大阪市西淀川区大仁東二丁目三番地発動機製造株式会社取締役社長柴田貞一
発行年月日 昭和十八年四月二十九日
最後の名義人 山口縣玖珂郡和木村四〇七番地原田春彦方大島君一

昭和二十二年(ヘ)第三九号
豊中市櫻塚元町一丁目四十番地
申立人 伊藤茂雄

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年十月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年十月三日 大阪池田簡易裁判所

(別紙) 目録

京阪神急行電鉄株式会社発行株式二十五株
一、株券 一枚
発行者 京阪神急行電鉄株式会社
種類 十株券
額面 五百円
記号 第一新乙
番号 四六九八号
発行年月日 大正八年五月二十三日
一、株券 一枚
発行者 京阪神急行電鉄株式会社
種類 五株券
額面 二百五十円
記号 第五新丙
番号 七一三号
発行年月日 大正十四年三月一日
一、株券 五枚
発行者 京阪神急行電鉄株式会社
種類 一株券
額面 五十円
記号 第五新丁
番号 三六三一号、三六三三号、五〇二二号、五〇二三号、五〇二五号
発行年月日 大正十四年三月一日
一、株券 一枚
発行者 京阪神急行電鉄株式会社
種類 五株券
額面 二百五十円
記号 第八新丙
番号 八〇号
最終株主名義 伊藤茂親権者伊藤茂雄
発行年月日 昭和十六年六月一日

昭和二十二年(ヘ)第四〇号
徳島市佐古町十四丁目十八番地
申立人 丸川証券株式会社

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年九月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年十月十八日 大阪池田簡易裁判所

(別紙) 目録

一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株券二枚
額面金額 金五百円
払込金額 金五百円
記号及番号 丙第一四八八号、丙第一四八九号
発行年月日 昭和十九年二月一日
最終名義人 宮本サダ
最終所持人 丸川証券株式会社

一、京阪神急行電鉄株式会社株式五株券一枚
額面金額 金二百五十円
払込金額 金二百五十円
記号及番号 乙第二五四号
発行年月日 昭和十九年二月一日
最終名義人 宮本サダ
最終所持人 丸川証券株式会社

一、京阪神急行電鉄株式会社株式五株券一枚
額面金額 金二百五十円
払込金額 金二百五十円
記号及番号 乙第一一九九号
発行年月日 昭和二十年十二月一日
最終名義人 宮本サダ
最終所持人 丸川証券株式会社

昭和二十二年(ヘ)第四一号
堺市旭ヶ丘町四百八十三番地久保田鉄工所内
申立人 鶴田定夫

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年十月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年十月二十八日 大阪池田簡易裁判所

(別紙) 目録

一、発動機製造株式会社株式三十株但十株券三枚
但し
一株券額面 金五百円也
一払込金額 一株に付金五十円
一記号及番号 西新乙第三二〇六号、第三二〇七号、第三二〇八号
一発行者 発動機製造株式会社取締役社長高洲清二
一発行日 昭和十二年十二月一日
一最終株主 鶴田定夫

第6287号 物価号外

第6287号　物価号外

一、発動機製造株式会社新株式三十株
但十株券三枚
但し
一株券額面金　五百円也
一払込金額　一株に付金二十五円
一記号番号　五新乙第二三六六号、第二三六七号、第二三六八号
一発行者　発動機製造株式会社取締役社長柴田貞一
一発行日　昭和十八年四月二十九日
一最終株主　鶴田定夫

昭和二十二年（ヘ）第四二号
堺市南安井町六丁九番地
申立人　中津理三郎
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年十一月五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月六日
大阪池田簡易裁判所

（別紙）　目録
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券三枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　第八新株式自乙第一二二五四号至第一二二五六号
一発行者　阪神急行電鉄株式会社
一発行日　昭和十六年六月一日
一最終株主　中津理三郎
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券二枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　第七新株式乙第〇八五三九号、第七新株式乙第〇八五四〇号
一発行者　阪神急行電鉄株式会社
一発行日　昭和十二年三月一日
一最終株主　中津理三郎
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券三枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五百円也
一記号番号　第二新株式自乙第一六四八六号至第一六四八八号
一発行者　阪神急行電鉄株式会社
一発行日　大正九年九月五日
一最終株主　中津理三郎
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券六枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　第五新株式乙自第一九八三号至第一九八七号、第五新株式乙第六三五〇号
一発行者　阪神急行電鉄株式会社
一発行日　大正十四年三月一日
一最終株主　中津理三郎
一、京阪神急行電鉄株式会社株式一株
券十枚
但し
一株券額面　金五十円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　第五新株式丁自第二〇五一号至第二〇五四号、第五新株式丁第二九七一号、第二九七二号、第八二〇号、第五新株式丁第八二一一号、第一四一〇号、第一四一一号
一発行者　阪神急行電鉄株式会社
一発行日　大正十四年三月一日
一最終株主　中津理三郎

昭和二十二年（ヘ）第四三号
高槻市西五百住五百五十二番地の一
申立人　山口清
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年十一月五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月六日
大阪池田簡易裁判所

（別紙）　目録
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　第一新乙第九九〇〇号
一発行者　平賀敏
一発行日　大正八年五月二十三日
一最終株主　山口清
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　第二新乙第一二一二八号
一発行者　平賀敏
一発行日　大正九年九月五日
一最終株主　山口清
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　第七新乙第九一三八号
一発行者　佐藤博夫
一発行日　昭和十二年三月一日
一最終株主　山口清
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券二枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　乙第二三六二号、乙第七六二六号
一発行者　平賀敏
一発行日　明治四十年十一月一日
一最終株主　山口清

昭和二十二年（ヘ）第四四号
大阪市西成区天下茶屋三丁目八番地近藤和文方
申立人　近藤登代
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年十一月五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月六日
大阪池田簡易裁判所

（別紙）　目録
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券九枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　後配旧株式丙自第一七四三四号至第一七四三六号、後配旧一新丙第六五一四号、後配旧二新丙自第七三四四号至第七三四六号、後配旧三新丙自第六二〇四号至第六二〇五号
一発行者　京阪神急行電鉄株式会社取締役社長佐藤博夫
一発行日　昭和十九年二月一日
一最終株主　近藤登代

昭和二十二年（ヘ）第四五号
兵庫県芦屋市打出呉川町四十四番地
申立人　西本憲次
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年十一月五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月六日
大阪池田簡易裁判所

（別紙）　目録
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券八枚
但し
一株券額面　金五百也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　後配旧丙自第三一二九号至第三一三二号、後配旧丙自第一〇三六六号至第一〇三六八号、後配旧丙第一〇三七〇号
一発行者　京阪神急行電鉄株式会社取締役社長佐藤博夫
一発行日　昭和十九年二月一日
一最終株主　前田昌
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　二新乙第一三一七八号
一発行者　阪神急行電鉄株式会社取締役社長平賀敏
一発行日　大正九年九月五日
一最終株主　前田昌
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券一枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　乙第一六三九号
一発行者　阪神急行電鉄株式会社取締役社長平賀敏
一発行日　明治四十年十一月一日
一最終株主　前田昌

昭和二十二年（ヘ）第四六号
大阪府三島郡三島村大字鮎川百四十九番地ノ一
申立人　目賀田直三
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年十一月十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月十四日
大阪池田簡易裁判所

（別紙）　目録
一、京阪神急行電鉄後配株式１五十株券二枚、２十株券十枚
但し
一株券額面　１金二千五百円也、２金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　１後配旧丁第四二一三〇号、第四二一三一号、２後配旧丙自第二〇一三三号至第二〇一四一号
一発行者　京阪神急行電鉄株式会社取締役社長佐藤博夫
一発行日　昭和十九年二月一日
一最終株主　目賀田直三

昭和二十二年（ヘ）第四七号
香川県小豆郡坂手村
申立人　川野合資会社
無限責任社員　川野忠夫
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十三年十一月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十二年十一月十九日
大阪池田簡易裁判所

（別紙）　目録
一、京阪神急行電鉄株式会社株式十株
券五枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の払込額　金五十円也
一記号番号　(1)第七新乙自第五六九五号至第五六九六号、(2)第八新乙自第七九九〇号至第七九九二号
一発行者　京阪神急行電鉄株式会社取締役社長佐藤博夫
一発行日　(1)昭和十二年三月一日、(2)昭和十六年六月一日
一最終株主　川野合資会社無限責任社員川野忠夫

昭和二十二年（ヘ）第三号
大阪市東住吉区鷹合町二百七十三番地
申立人　黒田菊之亮
右申立代理人　片桐祐
別紙目録に表示した株券に付いて前記の申立人から公示催告の申立があつたから其の株券の所持人は昭和二十三年二月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て其の株券を提出しなさい。若し右期日迄に其の届出と提出をしない時には其の株券の無効を宣告することがある。
昭和二十二年六月二十四日
長岡簡易裁判所

（別紙）　株券の表示
一北越製紙株式会社株式四十株
株券枚数　十株券四枚
額面　五百円
払込額　各三百七十五円
記号番号　と乙自第七一八号至第七二一号
発行年月日　昭和十九年五月一日
株券発行者　北越製紙株式会社
最初の株主　黒田菊之亮
最終の株主　黒田菊之亮

昭和二十二年（ヘ）第四号
長岡市下中島町三丁目二百十五番地
申立人　吉田助蔵
右申立代理人　片桐祐
別紙目録に表示した株券に付いて前記の申立人から公示催告の申立があつたから其の株券の所持人は昭和二十三年二月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て其の株券を提出しなさい。若し右期日迄に其の届出と提出をしない時には其の株券の無効を宣告することがある。
昭和二十二年六月二十六日
長岡簡易裁判所

（別紙）　株券の表示
一北越製紙株式会社株式五株此株券枚数五枚
内訳
一株券（額面金五十円）全額払込済二枚
記号番号　新第三回甲自第一〇四八号至第一〇四九号
発行年月日　大正十四年十二月一日
一株券（額面金五十円）此払込額各三十七円五十銭三枚
記号番号　と甲自第一三〇九号至一三一一号
発行年月日　昭和十九年五月一日
右株券発行者　北越製紙株式会社
最初の株主　吉田助蔵
最終の株主　吉田助蔵

昭和二十二年（ヘ）第五号
長岡市坂之上町二丁目七百三十九番地四
申立人　丸山得二
右申立代理人　片桐祐
別紙目録に表示した株券に付いて前記の申立人から公示催告の申立があつたから其の株券の所持人は昭和二十三年二月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て其の株券を提出しなさい。若し右期日迄に其の届出と提出をしない時には其の株券の無効を宣告することがある。
昭和二十二年六月二十六日
長岡簡易裁判所

（別紙）　株券の表示
一北越製紙株式会社株式十四枚此株券枚数五枚
内訳
一株券（額面金五十円）此払込額各四十二円五十銭三枚
記号番号　へ甲自第六三二号至第六三四号
発行年月日　昭和十三年九月三十日
十株券（額面金五百円）此払込額四百二十五円一枚
記号番号　へ乙第六二九号
発行年月日　昭和十三年九月三十日
一株券（額面金五十円）此払込額三十七円五十銭一枚
記号番号　と甲第二四七八号
発行年月日　昭和十九年五月一日
右株券発行者　北越製紙株式会社
最初の株主　丸山得二
最終の株主　丸山得二

昭和二十二年（ヘ）第六号
長岡市上田町九百八十五番地
申立人　赤沼富美
右申立代理人　片桐祐
別紙目録に表示した株券に付いて前記の申立人から公示催告の申立があつたから其の株券の所持人は昭和二十三年二月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て其の株券を提出しなさい。若し右期日迄に其の届出と提出をしない時には其の株券の無効を宣告することがある。
昭和二十二年六月二十六日
長岡簡易裁判所

（別紙）　株券の表示
一北越製紙株式会社株式三百株此株券枚数十枚
内訳
十株券（額面金五百円）全額払込済一枚
記号番号　乙第八六六号
発行年月日　明治四十年六月一日
最初の株主　平田金治
十株券（額面金五百円）全額払込済一枚
記号番号　乙第一〇八二号
発行年月日　明治四十年六月一日
最初の株主　小坂傳之助
十株券（額面金五百円）全額払込済一枚
記号番号　乙第六一八号
発行年月日　明治四十年六月一日
最初の株主　大塚益郎
十株券（額面金五百円）全額払込済一枚
記号番号　新第一回乙第七八〇号
発行年月日　大正七年十月三十日
最初の株主　加野淑
十株券（額面金五百円）全額払込済一枚
記号番号　新第二回乙第一五九〇号
発行年月日　大正九年九月三十日
最初の株主　田村文之助
五十株券（額面金二千五百円）全額払込済二枚
記号番号　新第三回丙第四六六号、第四六九号
発行年月日　大正十四年十二月一日
最初の株主　星野伊之助親権者星野ソツ
五十株券（額面金二千五百円）全額払込済一枚
記号番号　新第三回丙第五一七号
発行年月日　大正十四年十二月一日
最初の株主　合資会社丸大洋紙店業務担当社員高田丑之助
五十株券（額面金二千五百円）此払込額二千一百二十五円一枚
記号番号　ほ丙第一一六七号
発行年月日　昭和十二年四月十二日
最初の株主　赤沼富美
五十株券（額面金二千五百円）此払込額一千八百七十五円一枚
記号番号　と丙第一一二三号
発行年月日　昭和十九年五月一日
最初の株主　赤沼富美
右株券発行者　北越製紙株式会社
最終の株主　赤沼富美

昭和二十二年（ヘ）第七号
長岡市船江町千三十番地
申立人　片桐烈
右申立代理人　片桐祐
別紙目録に表示した株券に付いて前記の申立人から公示催告の申立があつたから其の株券の所持人は昭和二十三年二月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て其の株券を提出しなさい。若し右期日迄に其の届出と提出をしない時には其の株券の無効を宣告することがある。
昭和二十二年六月二十六日
長岡簡易裁判所

（別紙）　株券の表示
一北越製紙株式会社株式三十二枚此株券枚数五枚
内訳
十株券（額面金五百円）此払込額各四百二十五円三枚
記号番号　ほ乙自第四七二四号至第四七二六号
発行年月日　昭和十二年四月十二日
最終の株主　安藤清二
一株券（額面金五十円）此払込額各三十七円五十銭二枚
記号番号　と甲第一〇八五号、第一〇八六号
発行年月日　昭和十九年五月一日
最終の株主　片桐烈
右株券発行者　北越製紙株式会社
最終の株主　片桐烈

昭和二十二年（ヘ）第八号
長岡市東坂之上町七百三十七番地の十九
申立人　高坂庄助
右申立代理人　片桐祐
別紙目録に表示した株券に付いて前記の申立人から公示催告の申立があつたから其の株券の所持人は昭和二十三年二月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て其の株券を提出しなさい。若し右期日迄に其の届出と提出をしない時には其の株券の無効を宣告することがある。
昭和二十二年六月二十六日
長岡簡易裁判所

（別紙）　株券の表示
一北越製紙株式会社株式五十株此株券枚数十四枚
内訳
一株券（額面金五十円）此払込額各四十二円五十銭三枚
記号番号　へ甲自第四一七号至第四一九号
発行年月日　昭和十三年九月三十日
最初の株主　高坂庄助
一株券（額面金五十円）此払込額各四十二円五十銭六枚
記号番号　へ甲自第三八七号至第三九二号
発行年月日　昭和十三年九月三十日
最終の株主　田中幹子
十株券（額面金五百円）此払込額四百二十五円一枚
記号番号　へ乙第五一六号
発行年月日　昭和十三年九月三十日
最初の株主　高坂庄助
十株券（額面金五百円）此払込額各四百二十五円二枚
記号番号　へ乙自第四九九号至第五〇一号
発行年月日　昭和十三年九月三十日
最初の株主　田中幹子
一株券（額面金五十円）此払込額三十七円五十銭一枚
記号番号　と甲第一六九一号
発行年月日　昭和十九年五月一日
最初の株主　高坂庄助
右株券発行者　北越製紙株式会社
最終の株主　高坂庄助

昭和二十二年（ヘ）第九号
長岡市上田町九百八十五番地
申立人　赤沼ブン
右申立代理人　片桐祐
別紙目録に表示した株券に付いて前記申立人から公示催告の申立があつたから其の株券の所持人は昭和二十三年二月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出て其の株券を提出しなさい。若し右期日迄に其の届出と提出をしない時には其の株券の無効を宣告することがある。
昭和二十二年六月二十六日
長岡簡易裁判所

（別紙）　株券の表示
一北越製紙株式会社株式五十株此株券枚数十四枚
内訳
一株券（額面金五十円）全額払込済十枚
記号番号　甲自第二〇九六号至第二一〇五号
発行年月日　明治四十年六月一日
最初の株主　佐藤松治
十株券（額面金五百円）全額払込済一枚
記号番号　新第二回乙第一五〇九号
発行年月日　大正九年九月三十日
最初の株主　渡辺藤吉
十株券（額面金五百円）此払込額各四百二十五円二枚
記号番号　ほ乙第四七四七号第四七四八号
発行年月日　昭和十二年四月十二日
最初の株主　赤沼ブン

官報（号外）　昭和22年12月27日　土曜日　16

第6287号　物価号外

様式第一号

昭和　　年度　　記号　　番号

備考			
喪	喪	年　月　日	事業所所在地　区　町　丁目　番地
名義変更		年　月　日	納入住所　区　町　丁目　番地　電話（　）番
住所変更		年　月　日	事業所名　　納入

保険料						督促手数料						延滞金	処分費	備考
月日	摘要		徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収未納済額	月日	摘要	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収未納済額	収納額	収納額	
		月分	円	円	円	円		月分	円	円	円	円	円	円	
		月分						月分							
		月分						月分							
		月分						月分							
		月分						月分							
		月分						月分							
		月分						月分							
		月分						月分							
		月分						月分							
		月分						月分							
		月分						月分							

徴収補助簿

用紙寸法　日本標準規格A列4

様式第二号

収納済歳入額日計表

領収済通知書及領収済報告書受領年月日	自 昭和　年　月　日 至 昭和　年　月　日	日間	年度	昭和　年度
科目	失業保険及手当収入(款)　（項）　（目）			

領収済通知書及領収済報告書の枚数	領収済通知書		領収済報告書		計	備考
	枚	枚	枚		枚	
収納年月日	件数	日本銀行領収金額	件数	郵便局領収金額	件数	収入官吏領収金額	件数		件数	計	備考
		円		円		円		円		円	
年											
月　日											
年											
月　日											
年											
月　日											
年											
月　日											
計											

用紙寸法　日本標準規格B列5

様式第三号

昭和何年度失業保険特別会計過誤納還付法

年度	科目	過誤納又は徴収決定超過額（月分）	処理年月日	充当の月別及金額 月別	金額	充当残額	記号番号	納入住所氏名
		月	月　日	月分	円	円		
事由		円	月　日	月分			額	
			月　日	月分				
			月　日	月分				
			月　日	月分				
		過誤納又は徴収決定超過額（月分）	月　日	月分	円	円		
		月	月　日	月分				
事由		円	月　日	月分			額	
			月　日	月分				
			月　日	月分			未	

用紙寸法　日本標準規格B列5

様式第四号

昭和何年度前昭和何年何月分不納欠損処分調書

何々都道府県

徴収決定年度	所属年度	科目 項	科目 目	不納欠損処分金額	不納欠損処分をした事由	納人 住所	納人 氏名

用紙寸法　日本標準規格B列5

物品名外　号　6287

告示

◎運輸省告示第三百六十五号

昭和二十二年法律第百七十一号政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第二條第二項の規定による船員の一般職種別賃金額（月額）は次のとおりである。

昭和二十二年十二月二十七日

運輸大臣　北村徳太郎

一、本俸給　別表一のA及びBによる。

二、暫定臨時加給金　別表二による

三、分割賞與　本俸給の三三%に相当する額である。

四、乘船手当

(一)乘組船舶が総噸数五〇〇噸以上の船舶である場合　乘船中船長にあつては本俸給の八〇%に相当する額であり、その他の者にあつては六五%に相当する額である。

(二)乘組船舶が総噸数五〇〇噸未満の船舶である場合

機名	区別	平水区域	沿海区域	近海区域
船長		一四〇円	二八〇円	三四〇円
機関長		一二〇	二二〇	二八〇
その他の職員		一〇〇	一八〇	二二〇
甲板長、操機長、司厨員		一〇〇	一四〇	一六〇
その他の員		八〇	一二〇	一四〇

(イ)乘組船舶が木造船又は木鉄交造船である場合は更に二〇円加給される。

(ロ)近海第二区又は第三区を航海した場合は更に二〇円加給される。

五、航海手当

(一)乘組船舶が総噸数五〇〇噸以上の船舶である場合　航海中外航にあつては本俸給の四〇%に相当する額であり、内航にあつては二〇%に相当する額である。

(二)乘組船舶が総噸数五〇〇噸未満の船舶　

区別／職名	船長	機関長	その他の職員
内航	一二、六〇〇円	一二、六〇〇円	八、四〇〇円
外航			六、三〇〇

(三)適用

(イ)内航とは國内港湾間を発着する航海をいい、外航とは國内最終港湾を発し外國港湾を経て國内における最初に到着した港湾に至る航海をいう。

(ロ)港湾発着の日は航海とみなす。

(一)(二)項の額に限り日額である。

六、乘船特別手当　扶養家族を有する者に乘船中左の区別により支給せられる。

(イ)航海中　本俸給の五〇%に相当する額である。但し、最高二五〇円限度とする。

(ロ)國内碇泊中　本俸給の二五%に相当する額である。但し、最高一二五円を限度とする。

七、家族手当　扶養家族一名につき一五〇円である。

八、機関部員手当　罐員にして機関部員である者には船舶に乘組中二〇円支給せられる。

石炭の焚火又は運搬に従事する者には更に三〇円支給せられる。

九、油槽船手当　油槽船乘組船員には左の区別により支給せられる。

(一)ダーティ油槽船の場合　本俸給の一五%に相当する額

(二)クリーン油槽船の場合　本俸給の三〇%に相当する額

十、船匠手当　船匠には乘船中道具費として一〇円を支給せられる。

十一、特殊手当　連合軍使用船舶に限り特殊手当として支給せられる手当は本俸給の五〇%に相当する額である。

十二、次の手当は前各号による一般職種別賃金の外に支給される。

(一)船員法の規定による労働時間が延長された場合又は休息時間が短縮され若しくは中断された場合の労働に対し三割以上六割九分以下の割増率で算定する超過労働手当

(二)内地以外の区域において引続き三箇月以上航海に従事した場合本俸給の一〇%に相当する額以上一五〇%に相当する額以下の範囲内で支給せられる長期就航手当

(三)総噸数一、〇〇〇噸以上の船舶の船長が水先人を有する内地の港湾又は水路において水先人を招かずに航海した場合船長に対し水先案内料の一〇%に相当する額以上三〇%に相当する額以下の範囲内において支給せられる水先手当

(四)荷役、船舶補修、バラスト投棄、検数等特殊労務に対し支給せられる特殊労務手当

特殊労務手当についての一般支給額は現行の船舶運営会の規程に定められた額と同様である。

(五)前各号の外扈止手当等船員法に定める最低基準に基いて支給される手当又は補償額

十三、第一号乃至第十一号による一般職種別賃金及前号による手当は船員の船内文化生活を維持するため扈よう者が乘船船員一人一月当一〇円を基準とし船内に新聞雑誌等を備付けること並びに船員法の規定により扈よう者が乘船船員に食料を支給することを條件とする。

職員本俸給表

一のA表

職種	最高額	標準額	最低額
船長	一、一〇〇円	八五〇円	六五〇円
一等航海士	七〇〇	六五〇	六二〇
二等航海士	六五〇	六二〇	五八〇
三等航海士	六二〇	五八〇	五五〇
機関長	一、一〇〇	八五〇	六五〇
一等機関士	九〇〇	七〇〇	六二〇
二等機関士	八五〇	六五〇	六〇〇
三等機関士	七五〇	六二〇	五八〇
一等通信士	六五〇	六〇〇	五五〇
二等通信士	六二〇	五八〇	五五〇
三等通信士	六〇〇	五五〇	五二〇
一等主計士	五八〇	五五〇	五二〇
二等主計士	五五〇	五二〇	四九〇
三等主計士	五二〇	四九〇	四六〇
船匠	四九〇	四六〇	四三〇

一のB表

職種	最高額	標準額	最低額
甲板員	六〇〇円	五〇〇円	四三〇円
船匠	五一〇	四五〇	三九〇
甲板庫手	五一〇	三八〇	三三〇
操舵手	五一〇	三五〇	三〇〇
甲板員	四六〇	二七〇	二〇〇
操機長	六〇〇	五〇〇	四二〇
機関庫手	五一〇	四三〇	三七〇
操機手	五一〇	三四〇	三〇〇
操繰手	五一〇	三四〇	三〇〇
機関長	四六〇	二七〇	二〇〇
司厨員	六〇〇	四九〇	四三〇
調理手	五一〇	四二〇	三〇〇
調理員	四六〇	二九〇	二〇〇
司厨手	五一〇	四三〇	三〇〇
司厨員	四六〇	二七〇	二〇〇
看護手	五一〇	三八〇	三〇〇

一、本俸給標準額はそれぞれの職種について乘船実歴普通程度の船員に対するものである。

二、乘船実歴が普通程度より低い船員の本俸給は標準額より低いが最低額より低くはない。

三、乘船実歴が普通程度より高い船員の本俸給は標準額より高いが最高額より高くはない。

罐員本俸給表

本俸給	出勤	待機	中加給金	乘船	加給金
1000以上		2700			4000
960		2640			3900
900		2550			3750
840		2460			3600
780		2370			3450
740		2310			3350
720		2280			3300
720		2250			3250
700		2190			3150
660		2100			3000
640		1920			2760
620		1860			2680
480		1740			2520
450		1650			2400
450		1590			2320
410		1530			2240
400		1500			2200
370		1410			2080
350		1350			2000
320		1260			1880
300		1200			1800
288		1140			1700
280		1140			1700
272		1110			1650
260		1080			1600
258		1050			1550
250		1050			1550
240		1020			1500
225		960			1400
220		900			1400
210		930			1350
200		900			1300

様式第五号

昭和何年度失業保険特別会計歳入歳出決定計算報告書

歳　入　　何々都道府縣

科目	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	備考
	円	円	円	円	
何々（款）					
何々（項）					
何々（目）					
何々					
合計					

歳　出

科目	歳出予算額	流用△増減等	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不要額	備考
	円	円	円	円	円	円	
何々（款）							
何々（項）							
何々（目）							
合計							

備考

流用等増減額、不要額及び翌年度繰越額がある場合は、各目についてその事由を備考欄に記載すること。

△印は朱書すること。

用紙寸法　日本標準規格B列5

物価号外　6287

◉労働省告示第八号

昭和二十二年法律第百七十一号政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律第二条第二項の規定による一般職種別賃金を次のとおり定め昭和二十二年十二月十三日からこれを適用する。

昭和二十二年十二月二十七日　労働大臣　米窪　満亮

一　普通程度の技能、経験又は能率を有する労働者に対する一般職種別賃金は左のとおりである。（別紙）

二　普通程度よりも低い技能経験又は能率を有する労働者に対する一般職種別賃金は前号の金額よりも低いが、前号の金額の七割五分は下らない。

三　普通程度よりも高い技能、経験又は能率を有する労働者に対する一般職種別賃金は第一号の金額よりも高いが第一号の金額の十二割五分は超えない。

四　第一号の表に掲げられてゐない職業に対する一般職種別賃金は必要に応じ労働大臣が第一号の表に掲げられた職業との均衡を量り決定するものとする。

五　単位生産量又は単位労働量に対する一般請負単価は第一号の日額を一日の標準生産量又は標準労働量で除して得た商である。

六　次の手当は前各号による一般職種別賃金の外に支給される。

(一)時間外又は休日の労働に対し、二割五分以上五割以内の割増率で算定する超過労働手当

(二)著しい重量物を取扱う作業、著しく危険な作業、著しく衛生上有害な作業、著しく不潔な作業、荒天時の屋外作業又は深夜の作業に対し三割以内の割増率で算定する特殊作業手当

(三)役付労働者に対し三割以内の割増率で算定する役付手当

(四)前各号外解雇予告手当、休業手当等労働基準法に定める最低基準に基いて支給される手当又は補償額

一般職種別賃金表

1. 土木建築業

地方別＼職種別	大工 日額	大工 月額	左官 日額	左官 月額	鳶工 日額	鳶工 月額	石工 日額	石工 月額	土工 日額	土工 月額	人夫(A) 日額	人夫(A) 月額
北海道地方	170円	3,740円	170円	3,740円	145円	3,190円	170円	3,740円	95円	2,090円	85円	1,870円
東北北陸地方	105	2,310	105	2,310	85	1,870	115	2,530	65	1,430	55	1,210
関東甲信地方	105	2,310	105	2,310	85	1,870	95	2,090	75	1,650	55	1,210
京浜地方	145	3,190	145	3,190	115	2,530	160	3,520	95	2,090	95	2,090
東海地方	95	2,090	95	2,090	85	1,870	85	1,870	65	1,430	55	1,210
近畿地方	135	2,970	145	3,190	115	2,530	125	2,750	85	1,870	65	1,430
京阪神地方	170	3,740	180	3,960	160	3,520	170	3,740	125	2,750	105	2,310
山陰中國地方	125	2,750	135	2,970	115	2,530	135	3,970	75	1,650	65	1,430
四國地方	115	2,530	135	2,970	105	2,310	105	2,310	75	1,650	65	1,210
九州 福岡	145	3,190	145	3,190	135	2,970	150	3,300	75	1,650	65	1,430
九州 其の他	95	2,090	115	2,530	85	1,870	105	2,310	75	1,650	55	1,210

地方別＼職種別	人夫(B) 日額	人夫(B) 月額	板金工 日額	板金工 月額	瓦葺工 日額	瓦葺工 月額	配管工 日額	配管工 月額	塗装工 日額	塗装工 月額	造園工 日額	造園工 月額
北海道地方	75円	1,650円	150円	3,300円	170円	3,740円	170円	3,740円	150円	3,300円	125円	2,750円
東北北陸地方	50	1,100	115	2,530	115	2,530	115	2,530	105	2,310	75	1,650
関東甲信地方	50	1,100	95	2,090	95	2,090	105	2,310	105	2,310	85	1,870
京浜地方	65	1,430	145	3,190	150	3,300	145	3,190	145	3,190	115	2,530
東海地方	50	1,100	115	2,530	115	2,530	105	2,310	105	2,310	95	2,090
近畿地方	55	1,210	125	2,750	135	2,970	115	2,530	125	2,750	125	2,750
京阪神地方	75	1,650	180	3,960	180	3,960	190	4,180	170	3,740	150	3,300
山陰中國地方	55	1,210	135	2,970	135	2,970	105	2,310	125	2,750	125	2,750
四國地方	50	1,100	135	2,970	135	2,970	95	2,090	135	2,970	95	2,090
九州 福岡	55	1,210	145	3,190	135	2,970	135	2,970	135	2,970	145	3,190
九州 其の他	50	1,100	85	1,870	95	2,090	95	2,090	95	2,090	95	2,090

2. 貨物運送業(陸上)　3. 貨物運送業(海上)　4. 貨物運送業(沿岸)

地方別＼職種別	荷車曳(車無) 日額	荷車曳(車無) 月額	荷馬車曳(馬車無) 日額	荷馬車曳(馬車無) 月額	ウイッチマン・デッキマン 日額	ウイッチマン・デッキマン 月額	普通人夫 日額	普通人夫 月額	ウインチマン 日額	ウインチマン 月額	水切 日額	水切 月額	普通人夫 日額	普通人夫 月額
北海道地方	125円	2,750円	145円	3,190円	110円	2,420円	100円	2,200円	110円	2,420円	100円	2,200円	95円	2,090円
東北北陸地方	65	1,430	85	1,870	75	1,650	65	1,430	75	1,650	65	1,430	60	1,320
関東甲信地方	65	1,430	85	1,870	75	1,650	65	1,430	75	1,650	65	1,430	60	1,320
京浜地方	95	2,090	115	2,530	120	2,640	110	2,420	120	2,640	110	2,420	105	2,310
東海地方	75	1,650	95	2,090	75	1,650	65	1,430	75	1,650	65	1,430	60	1,320
近畿地方	95	2,090	115	2,530	85	1,870	80	1,760	85	1,870	80	1,760	75	1,650
京阪神地方	115	2,530	135	2,970	135	2,970	125	2,750	135	2,970	125	2,750	115	2,530
山陰中國地方	75	1,650	95	2,090	85	1,870	80	1,760	85	1,870	80	1,760	75	1,650
四國地方	65	1,430	85	1,870	75	1,650	65	1,430	75	1,650	65	1,436	60	1,320
九州 福岡	95	2,090	115	2,530	85	1,870	80	1,760	85	1,870	80	1,760	75	1,650
九州 其の他	65	1,430	85	1,870	75	1,650	65	1,430	75	1,650	65	1,430	60	1,320

(1) 右の金額は一日につき休憩時間を除く労働時間八時間に対するものであつて、且つ本告示本文第六号の諸手当を除きすべての手当その他の賃金を含めた額である。

(2) 各地方は次の地域より成るものとする。

北海道地方　北海道

東北、北陸地方　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県

関東、甲信地方　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県

京浜地方　東京都、神奈川県

東海地方　静岡県、岐阜県、三重県、愛知県

近畿地方　京都府（京都市及乙訓郡を除く。）、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県（伊丹市、尼ヶ崎市、西宮市、芦屋市、神戸市、明石市、川辺郡川西町、長尾村及び小浜村、明石郡大久保町及び魚住村並びに武庫郡鳴尾村、良元村、本山村、本庄村、住吉村、御影町及び魚崎町を除く。）

京阪神地方　京都府、京都市及び乙訓郡、大阪府、兵庫県伊丹市、尼ヶ崎市、西宮市、芦屋市、神戸市、明石市、川辺郡川西町、長尾村及び小浜村、明石郡大久保町及び魚住村並びに武庫郡鳴尾村、良元村、本山村、本庄村、住吉村、御影町及び魚崎町

山陰、中國地方　鳥取県、島根県、岡山県、廣島県、山口県

四國地方　徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州、福岡地方其の他　福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(3) 次の地域に対する一般職種別賃金は次の各号によつて計算したものとする。

(イ)千葉県松戸市、市川市、船橋市、千葉市、東葛飾郡行徳町、南行徳町及び浦安町並びに埼玉県川口市、浦和市、大宮市、北足立

郡朝霞町、入間郡所沢町及び豊岡町に対する額は関東、甲信地方及び京浜地方に対する額の和半とする。

(ロ)奈良県生駒郡、北葛城郡及び奈良市並びに和歌山県海草郡、和歌山市及び海南市に対する額は近畿地方及び京阪神地方に対する額の和半とする。

(ハ)名古屋市に対する額は、東海地方及び京浜地方に対する額の和半とする。

(ニ)長崎県の長崎市及び佐世保市以外の地域（乙地区）に対する額は、福岡県及び福岡県以外の九州地方に対する額の和半とし、長崎市及び佐世保市（甲地区）に対する額は、乙地区に対する額の一割増とする。

◉労働省告示第九号

昭和二十二年七月厚生省告示第四十六号別表一中公共職業安定所の管轄区域の一部を、次のように改める。

昭和二十二年十二月二十七日　労働大臣　米窪　満亮

道府県名	公共職業安定所名	管轄区域
福岡	久留米	久留米市、浮羽郡、三潴郡、三井郡
	大牟田	大牟田市、山門郡、三池郡

◉労働省告示第十号

昭和二十二年七月厚生省告示第四十六号別表一中公共職業安定所の管轄区域の一部を、次のように追加し、昭和二十二年四月八日から、これを適用する。

昭和二十二年十二月二十七日　労働大臣　米窪　満亮

道府県名	公共職業安定所名	追加した管轄区域
北海道	帯廣	廣尾郡
東京	三田	八丈島、大島、三宅島

◉労働省告示第十一号

昭和二十二年七月厚生省告示第四十六号別表一中公共職業安定所の名称、位置、管轄区域の一部を、次のように改め、昭和二十二年五月十五日から、これを適用する。

昭和二十二年十二月二十七日　労働大臣　米窪　満亮

道府県名	公共職業安定所名	位置	管轄区域
徳島	「撫養	板野郡撫養町	板野郡」
	「鳴門	鳴門市	鳴門市　板野郡」に

改める。

廣告

◉除権判決

昭和二十二年(ヘ)第六九号
名古屋市西区南押切町三丁目二十四番地
申立人　森　含盛

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十二年四月十二日公示催告をなしたにも不拘昭和二十二年十一月十五日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年十一月二十一日
名古屋簡易裁判所
簡易裁判所判事代行
判事　村本　晃

（別紙）　目録

中部配電株式会社株式一株券九枚
一額面　各金五十円
一一株の払込金額　全額払込済
一記号番号　い甲自第一三九四六六号至第一三九四七〇号五枚、い甲自第九〇三四六号至第九〇三四九号四枚
一同株式一株券六枚
一額面　各金五十円
一一株の払込金額　全額払込済
一記号番号　い甲自第一七五三七八号至第一七五三八三号六枚
一同株式十株券九枚
一額面　金五百円
一一株の金額金五十円
一一株の払込金額　全額払込済
一記号番号　い乙自第一三四五二六号至第一三四五三四号九枚
一発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一最終株式名義人　森含盛

昭和二十一年(ヘ)第三八八号
三重県宇治山田市宮後町二二一四番地
申立人　松葉　太郎
右申立代理人弁護士　補野　三好

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十二年四月十二日公示催告をなしたにも不拘昭和二十二年十一月十五日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年十一月二十一日
名古屋簡易裁判所
簡易裁判所判事代行
判事　村本　晃

（別紙）　目録

一、中部配電株式会社新株株券（一株金額五十円内十二円五十銭払込済）十株券二枚（ろ乙第一六八五二号、ろ乙第一六八五三号）
一最終名義人　松葉太郎
一発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造

昭和二十二年(ヘ)第一六号
三重県宇治山田市河崎町五百一番地
古田邦尊家督相続人
申立人　古田　邦和
右法定代理人親権者母　古田　絣子

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十二年三月十八日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年十月二十日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年十一月二十五日
名古屋簡易裁判所
簡易裁判所判事代行
判事　村本　晃

（別紙）　目録

一、中部配電株式会社株券五枚
一株券額面　金五十円也
一払込額　金五十円也
一記号番号　い甲第一二五八七五号、同第一二五八七六号、同第一二五八七七号、同第一二五八七八号、同第一二五八七九号
一最終株主名義人　古田邦幹

昭和二十一年(ヘ)第四六六号
愛知県岡崎市康生町五十五番地
申立人　千賀千太郎

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十二年三月十八日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年十月二十日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年十一月二十五日
名古屋簡易裁判所
簡易裁判所判事代行
判事　村本　晃

（別紙）　目録

一、東海電機株式会社株式十二株
但し一株券十二枚
一一株の額面　金五十円
一一株の払込額　金五十円
一記号番号　自第二〇号至第三二号
一発行日　大正八年十月一日
一発行者　名古屋市中区東陽町十一丁目三十四番地東海電機株式会社取締役社長酒井一平
一最終の株式名義人　千賀千太郎

昭和二十二年(ヘ)第五号、第六号
長野県小県郡丸子町大字腰越千五百三十四番地
申立人　藤澤　正雄

別紙第一、二目録表示の株券に付前記申立人の申立により公示催告を為したるところ第一目録に付ては昭和二十二年七月三十日午前九時第二目録に付ては昭和二十二年八月三十日午前九時の期日迄に各権利を届出て且株券を提出するもののなきを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。

昭和二十二年十月三十日
長野地方裁判所上田支部
判事　市原忠厚

（別紙）　第一目録

東朝鮮鉱業株式会社新株式五十円券二枚
但し
一額面　金二千五百円也
一払込金額　一株に付金二十五円也
一記番号　甲〇一九一号（当初持主川崎友之助）、甲〇四六四号（当初持主内田信春）
一発行者　東朝鮮鉱業株式会社専務取締役田島常三
一発行年月日　昭和十四年十一月三日
一最終持主　藤澤正雄

第二目録

一日清汽船株式会社株式五十株券
但
株券種類　十株券（百二十五円払込）
株数　五十株（十円券五枚）
記号番号　波号六三八、六三九、六四〇、四八七、八五五
名義人　藤澤正雄
発行者　日清汽船株式会社

昭和二十一年(ヘ)第三六九七号
神奈川県茅ケ崎町中海岸一二九八七番地
申立人　佐々木義彦
同　渡辺　綱雄
右代理人弁護士　尾山万次郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年七月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年十一月十八日
東京地方裁判所
判事　古山　宏

（別紙）　目録

一日産化学工業株式会社（旧称合同油脂株式会社、同日本油脂株式会社）
株式五十株券二枚
株券額面　金五千円也
一株の払込金額　金五十円也
記号番号　そ第一〇〇五号、そ第一〇〇六号
発行者　日本油脂株式会社
発行年月日　昭和十五年八月八日
最終株主名義人　佐々木義彦

一日産化学工業株式会社（旧称合同油脂株式会社、同日本油脂株式会社）
株式十株券三十三枚
株券額面　金一万六千五百円也
一株の払込金額　金五十円也
記号番号　自そ丙第五一七三号至そ丙第五一八六号、自そ丙第五二〇二号至そ丙第五二一五号、そ丙第四三二二号
発行者　日本油脂株式会社
発行年月日　昭和十五年八月八日
最終株主名義人　佐々木義彦

一日産化学工業株式会社（旧称合同油脂株式会社、同日本油脂株式会社）
株式十株券十三枚
株券額面　金六千五百円也

第6287号　物価号外

一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　自和丙第九六号至和丙第九八号、自和丙第一八一号至和丙第二一七号
発行者　日本油脂株式会社
発行年月日　昭和十三年四月一日
最終株主名義人　佐々木義彦
日窒化学工業株式会社（旧称合同油脂株式会社）
第二新株式五十株券一枚
株券額面　金二千五百円也
一株の拂込金額　金四十三円五十銭也
記号番号　㋑乙第一〇四号
発行者　日本油脂株式会社
発行年月日　昭和十三年九月十日
最終株主名義人　佐々木義彦
日窒化学工業株式会社（旧称合同油脂株式会社）
第二新株式十株券二十五枚
株券額面　金一万二千五百円也
一株の拂込金額　金四十三円五十銭也
記号番号　㋑丙第六四七号、㋺丙第一七三九号、㋩丙第一七三八号、㋥丙第一七三七号、㋭丙第一七六八号、㋬丙第一七六七号、㋣丙第二四二九号、㋠丙第二三六三号、㋡丙第一七六六号、㋢丙第一四三〇号、㋞丙第三四二二号、㋝丙第三四二一号、㋜丙第三五〇六号、㋛丙第三五〇七号、㋚丙第三六〇四号、㋙丙第四二八八号、㋘丙第五〇九六号、㋗丙第五八五〇号、㋖丙第六二一六号、㋕丙第六三一〇号、㋔丙第六三七六号、㋓丙第六三八三号
発行者　日本油脂株式会社
発行年月日　昭和十三年九月十日
最終株主名義人　佐々木義彦
株式会社後楽園運動場（旧称後楽園スタヂアム）株式十株券一枚
株券額面　金二千円也
一株の拂込金額　金二十円也
記号番号　丙第三一一九号、丙第三一二〇号、丙第三一二一号、丙第三〇六八号、丙第三〇六九号、丙第三〇七〇号、丙第四〇一三号、丙第四〇一四号、丙第四〇一五号、丙第四〇一六号、丙第四〇一七号、丙第四〇一八号、丙第四〇一九号、丙第四〇二〇号、丙第四〇二一号、丙第四〇二二号、丙第四〇二三号、丙第四〇二四号、丙第四〇二五号、丙第四〇二六号、丙第四〇二七号、丙第四〇二八号、丙第四〇二九号、丙第四〇三〇号、丙第四〇三一号、丙第四〇三二号、丙第四〇三三号
発行者　株式会社後楽園スタヂアム
発行年月日　昭和十二年三月五日
最終株主名義人　佐々木義彦
一蚕蛹蒸煮株式会社株式十株券四枚
株券額面　金二千円也
一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　自乙第五六五号至乙第五六八号
発行者　蚕蛹蒸煮株式会社取締役会
発行年月日　昭和十八年七月二十日
最終株主名義人　佐々木義彦
昭和二十一年(ヘ)第三七八六号
静岡縣浜松市板屋町一番地　申立人　金原　八郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年八月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十二年十一月十八日
東京地方裁判所
判事　原　増司
（別紙）　目　錄
一政府保証第三回割引戰時金融債券一枚
番号　第一九一一号
金額　金五千円也
発行年月日　昭和十九年九月二十二日
償還年月日　昭和二十年九月二十二日
発行者　東京都麹町区有楽町一丁目十番地戰時金融金庫總裁大野龍太
最後の所持人　金原八郎
昭和二十二年(ヘ)第三七三八号
神戸市兵庫区松本通り六丁目十六の七番屋敷　申立人　前田　定治
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年八月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十二年十一月十八日
東京地方裁判所
判事　原　増司
（別紙）　目　錄
関東配電株式会社株式一株券拾枚
額面　金額一株に付金五十円也、十株に付金五百円也
拂込金額　金五百円也
記号番号　第二九七一九号、同第二一九七二〇号
一株券九枚
但し甲い自第二二四二四〇号至第二二四二四八号
発行者　関東配電株式会社
発行日　昭和十七年四月一日
最終名義人　前田定治
昭和二十一年(ヘ)第三八二六号
福井縣大野郡大野町東一番島田清一　申立人　多比良幸一
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年八月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十二年十一月十八日
東京地方裁判所
判事　原　増司
（別紙）　株式目錄
一、鐘淵工業株式会社株式一株券八通
但し
（イ）株券額面　金五十円（総額金四百円也）
（ロ）一株拂込金額　金五十円
（ハ）株券記号番号　甲自第一六四二九号至第一六四三〇号
（ニ）発行者　東京都品川区大井鎗町三四七五番地鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
（ホ）発行年月日　昭和十九年二月一日
（ヘ）最終名義人　多比良幸一
二、鐘淵工業株式会社株式十株券二通
但し
（イ）株券額面　金五百円（総額金一千円也）
（ロ）一株拂込金額　金五十円
（ハ）株券記号番号　甲自第六〇八七号至第六〇八七号
（ニ）発行者　東京都品川区大井鎗町三四七五番地鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
（ホ）発行年月日　昭和十九年二月一日
（ヘ）最終名義人　多比良幸一
三、鐘淵工業株式会社株式一株券一通
但し
（イ）株券額面　金五百円也
（ロ）一株拂込金額　金二十五円也
（ハ）株券記号番号　ろ第三二〇一〇号
（ニ）発行年月日　昭和十九年二月一日
（ホ）発行者　東京都品川区大井鎗町三四七五番地鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
（ヘ）最終名義人　多比良幸一
昭和二十一年(ヘ)第三八一〇号
愛知縣春日井市大字八幡住宅営團
第一号
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年八月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十二年十一月十八日
東京地方裁判所
判事　原　増司
（別紙）　株券目錄
一、昭和電工株式会社株券
五十株券一枚
記号番号　い乙第一〇二六号
額面　金二千五百円
一株の金額　金五十円（全額拂込済）
発行者　昭和電工株式会社取締役社長森巓祕
発行年月日　昭和十四年六月二十三日
最初の株主名義　太陽生命保険株式会社取締役社長西脇濟三郎
最終の株主名義　浅田三郎
取得年月日　昭和十五年八月二十七日
最終所持人　浅田三郎
二、昭和電工株式会社株券
種類枚数　十株券五枚
記号番号　自ほ甲第五九五七五号至ほ甲第五九五七九号
額面　金五百円
一株の金額　金五十円（十二円五十銭拂込）
発行者　昭和電工株式会社取締役社長鈴木忠治
発行年月日　昭和十九年六月二十日
最初の株主名義　浅田三郎
最終の株主名義　浅田三郎
取得年月日　昭和十九年四月十五日
最終所持人　浅田三郎
最終株主名義人　佐々木義彦
一蚕蛹蒸煮株式会社株式十株券四枚
株券額面　金二千円也
一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　自乙第五六五号至乙第五六八号
発行者　蚕蛹蒸煮株式会社取締役会
発行年月日　昭和十八年七月二十日
最終株主名義人　佐々木義彦
昭和二十一年(ヘ)第三七八六号
静岡縣浜松市板屋町一番地　申立人　金原　八郎
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年八月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十二年十一月十八日
東京地方裁判所
判事　原　増司
（別紙）　目　錄
一、鐘淵工業株式会社株式一株券八通
但し
（イ）株券額面　金五十円（総額金四百円也）
（ロ）一株拂込金額　金五十円
（ハ）株券記号番号　甲自第一六四二九号至第一六四三〇号
（ニ）発行者　東京都品川区大井鎗町三四七五番地鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
（ホ）発行年月日　昭和十九年二月一日
（ヘ）最終名義人　多比良幸一
二、鐘淵工業株式会社株式十株券二通
但し
（イ）株券額面　金五百円（総額金一千円也）
（ロ）一株拂込金額　金五十円
（ハ）株券記号番号　甲自第六〇八七号至第六〇八七号
（ニ）発行者　東京都品川区大井鎗町三四七五番地鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
（ホ）発行年月日　昭和十九年二月一日
（ヘ）最終名義人　多比良幸一
三、鐘淵工業株式会社株式一株券一通
但し
（イ）株券額面　金五百円也
（ロ）一株拂込金額　金二十五円也
（ハ）株券記号番号　ろ第三二〇一〇号
（ニ）発行者　東京都品川区大井鎗町三四七五番地鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
（ホ）発行年月日　昭和十九年二月一日
（ヘ）最終名義人　多比良幸一
昭和二十一年(ヘ)第三七四号
廣島縣山縣郡都谷村字戸谷二千九百四十六番地大鋸業郎方　申立人　河野　良吉
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年八月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十二年十一月十八日
東京地方裁判所
判事　原　増司
（別紙）　目　錄
一、証券種類　日本鉱業株式会社新株式五十株券一枚
株券記号番号　ぬ第三八二一号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日
額面　金二千五百円也
拂込金額　金一千八百七十五円也
最初の株主名　第一生命保険相互会社
現在名義人　河野良吉
昭和二十一年(ヘ)第三七七八号
熊本市春日町萬日二千三十四番地　申立人　金澤　常雄
別紙目錄表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年八月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十二年十一月十八日
東京地方裁判所
判事　原　増司
（別紙）　目　錄
一、証券種類　日本鉱業株式会社新株式五十株券一枚
株券記号番号　ぬ第三八二一号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日
額面　金二千五百円也
拂込金額　金一千八百七十五円也
最初の株主名　高橋文五郎
現在名義人　金澤常雄

印刷局

許可なく複写転載を禁ず
6281747